

専修大学社会科学研究所月報

The Monthly Bulletin of the Institute for Social Science
Senshu University

ISSN0286-312X

No. 678

2019. 12. 20

目 次

東日本における夏秋養蚕業の発展と繭価動向

—1900年代半ばの「繭市場統合説」の再検討(2)—	高梨 健司	1
はじめに		1
1、東日本各府県における夏秋養蚕業の発展と夏秋蚕繭比率		2
2、東日本各府県における夏・秋蚕上繭価格の推移		8
3、東日本各府県の郡市別夏蚕上繭最高・最低価格の動向		12
4、東日本各府県の郡市別秋蚕上繭最高・最低価格の動向		36
5、群馬県各郡町村別夏秋蚕繭最高・最低価格の動向		59
おわりに		66
佐藤忠男とアジア、そして中国映画	劉 文兵	70
編集後記		91

東日本における夏秋養蚕業の発展と繭価動向 —1900年代半ばの「繭市場統合説」の再検討(2)—

高梨 健司

はじめに

前稿⁽¹⁾において、中林真幸氏の東日本諸府県における1900年代半ばの「繭市場統合説」に内包する様々な問題点を指摘し、中林説の実証的批判を行った。

中林氏は、繭市場(繭集散地)に関する理解が乏しく、繭市場の多様性に関する考察が著しく欠如している上に、繭価格の裁定は、遍く養蚕農民が電信や新聞によって入手した横浜生糸価格・繭価格情報を基に製糸家と価格交渉を行うことによって成立する、という主張にも拘わらず、これを立証するための東日本各府県に亘る実証的究明が皆無に等しい。このため、前稿において解明した、東日本各府県内の地域的繭価格差の厳然とした存在は、中林説の矛盾が露呈することになり、「同盟罷買」の否定も根拠を失うことになった。従って、中林氏の1900年代半ばにおける「繭市場統合説」は、虚構の世界を描いていたことになると結論できるのである。

また中林氏は、自生的な地方市場が未発達であった北東北地方において、繭「市場は統合され、繭価格はすみやかに上昇し、全国水準に収束した⁽²⁾」重要な理由として、青森県の場合は、1900年代後半に県が養蚕農民全てを網羅するように県下各地十数ヶ所に繭市場を設定したことにより、岩手県の場合には、県は養蚕業の奨励に加えて、乾繭所建設の補助を行ったことを指摘する⁽³⁾。1899～1912年に岩手県において建設の乾繭所は92ヶ所に上る。しかし、中林氏の主張には、青森・岩手両県内の繭価格が夫々1つの市場価格に収束していることを各県内各地に亘り立証してはいない。然も北東北地方の内、青森県と岩手県については言及していても、秋田県に関しては全く言及がない。秋田県の如何なる蚕業政策によって繭市場の統合が実現したと考えているのか、更には諏訪郡製糸家の秋田県内における原料繭購入の実態などについて未解明な儘である点が問題である。

また中林説の正当性に関しては、仮に東日本各府県において養蚕農家と製糸家の双方による価格裁定を通じて繭価格差が消滅したのであるとすれば、1900年代半ば以降において茨城県及び宮城県各当局に依る、養蚕・蚕種製造・製糸各業者を株主とする県は製糸会社(茨城県は製糸株式会社、宮城蚕糸株式会社)の設立や山形県の繭取引改善施設補助(県費89,000円支出)や繭売買業者取締規則(免許制度)の制定、福島県営繭市場の設置及び乾燥貯繭設備の計画が立案・施行に及ぶ必要が何処から生まれて来たのであろうか⁽⁴⁾。それは、養蚕農家と製糸家双方による

繭価格の裁定が極めて不十分であったことに起因するものであるといえよう。中林説の破綻を看破する好例である。

中林説の重要な問題点としては、逐年増加し、春蚕繭と枢要な地位を分け合う事になる夏秋蚕繭(上繭)を等閑視し、春蚕繭(上繭)偏重の繭価格分析に終始していたことである。そこで本稿では、夏・秋蚕繭(上繭)価格の動向分析を行い、中林説が夏・秋蚕繭について妥当するか否かを改めて本格的に究明する。この点に関しては、前稿において概説している。

研究手順として第一に、東日本各府県の夏秋養蚕業の発展を追究した上で、第二に中林氏が春蚕繭(上繭)の価格推移の考察に用いた『農商務統計表』に依り、東日本各府県の夏・秋蚕繭(上繭)の価格動向を分析する。第三に東日本各府県の郡市別夏・秋蚕上繭各価格の最高値と最低値を析出し、更には群馬県を事例に各郡内諸町村別夏秋蚕繭価格の最高値と最低値を検出して、広域内及び狭域内の繭価格の地域差の有無を検討する。

1、東日本各府県における夏秋養蚕業の発展と夏秋蚕繭比率

第 1 表は、1898(明治 31)年～1907(明治 40)年における東日本各府県の夏秋蚕収繭量(上繭)と春・夏秋蚕収繭量(上繭)に占める夏秋蚕上繭比率の推移を示している。同表に依れば、東日本諸府県において1890年代末に夏秋蚕収繭量(上繭)1万石以上の諸府県は、長野県を筆頭に群馬県、福島県、埼玉県、山梨県、茨城県、東京府の7府県である。1900年代には上記7府県以外に神奈川県、千葉県、栃木県、山形県、宮城県の5県がこれに加わる。

長野県は、夏秋蚕繭(上繭)の収繭量が1890年代末の10万石台から1900年代に入り20万石台に増加する。この10年間で長野県の夏秋蚕繭(上繭)は、1.7倍に上昇している。東日本諸府県の中で長野県が突出した最大の夏秋養蚕県である。全国レベルにおいても同様であり、長野県は日本最大の先進夏秋養蚕県である。

伝統的養蚕県の群馬県と福島県の夏秋蚕繭(上繭)は、1890年代末の3万石前後から1900年代半ばには最大7、8万石台に拡大している。

長野県、群馬県、福島県に次ぐ、東日本諸府県における4大夏秋養蚕先進県の埼玉県は、夏秋蚕繭(上繭)が1890年代末の2万石弱から1900年代に入り4万石台に増加する。

新興養蚕県の茨城県は、夏秋蚕繭(上繭)が1890年代末の約8千石から1900年代半ばには3万石台まで4倍前後上昇する。上記5県の中で、茨城県の夏秋蚕収繭量(上繭)増加率が最も高い。

中部地方の山梨県は、夏秋蚕繭(上繭)が1890年代末の1万石余から1900年代に入り3万石前後まで増大する。

群馬県、埼玉県同様、西関東諸県地方の東京府と神奈川県は、夏秋蚕繭(上繭)が1890年代末の1万石前後から1900年代には2万石前後に増進する。西関東諸県地方の中で、夏秋養蚕業の普及・発展は群馬県を最上位に、続いて埼玉県、東京府、神奈川県の順にあった。

千葉県は夏秋蚕繭(上繭)は、1890年代末の5千石前後から1900年代には2万石弱まで伸長する⁽⁵⁾。

栃木県は、同じく1890年代末の3千石前後から1900年代には1万石前後に増加する。東関東諸県地方では、夏秋蚕繭(上繭)の普及・発展は茨城県を筆頭に、千葉県、栃木県と続く。

東北諸県地方においては、夏秋蚕業が東北地方最大の発展をみた、前述の福島県を除き、上記の中部地方諸県及び関東地方諸府県とは夏秋養蚕業の普及・発展の上で優劣が生じていた。然も南東北諸県地方(山形県、宮城県)と北東北諸県地方(岩手県、秋田県、青森県)の間にも夏秋養蚕業の普及・発展の上で格差が生じていた。即ち、先ず南東北諸県地方の宮城県は、夏秋蚕繭(上繭)が1890年代末の1~2千石台から1900年代半ばには1万石前後に増産する一方、山形県では、1890年代末には夏秋蚕繭(上繭)は1千石未満に過ぎなかったが、1900年代に入り急増して1900年代半ばには最大2万石弱に達し、宮城県の夏秋蚕上繭収繭量を上回るまでになる。

北東北諸県地方の内、岩手県は、1890年代末の夏秋蚕繭(上繭)が4,5百石前後から1900年代に入り2千石前後まで伸長する。秋田県では、同じく1890年代末には2百石台に止まっていたが、次第に増収して1900年代半ばには2千石弱まで増加する。青森県は、夏秋蚕繭(上繭)が1890年代末に百石前後に過ぎなかったが、1900年代に入り徐々に増加して1900年代半ばには最大7百石余を産出する⁽⁶⁾。

東日本諸府県全体でみると、1890年代末に夏秋蚕収繭量(上繭)は、1890年代末の30万石前後から1900年代半ばには55~56万石余に達する。夏・秋蚕繭(上繭)別収繭量は、長野県を除く中部地方(山梨県)と関東諸県地方及び南東北諸県地方において、1900年代には秋蚕繭(上繭)が夏蚕繭(上繭)を圧倒的に上回るが、北東北諸県地方では逆に1900年代以前から夏蚕繭(上繭)が秋蚕繭(上繭)を上回っている。即ち、長野県では、夏蚕繭と秋蚕繭が略同量ながら、同期間(1898~1907年、以下同)中、1902~1903年を除き夏蚕繭が秋蚕繭を少々上回るという特徴があった。山梨県、群馬県、埼玉県、東京府、神奈川県、茨城県、千葉県各府県は、何れも同期間を通じて秋蚕繭が夏蚕繭を凌駕している。栃木県は、同期間中1898~1900年を除き、1900年代に次第に秋蚕繭が夏蚕繭を大きく上回るようになる。千葉県は、1898年を除き同期間中、夏秋蚕繭の大部分が秋蚕繭である。福島県は、同期間中1898~1902年を除き、秋蚕繭が夏蚕繭を上回る。宮城県は、同期間中1898~1899年と1902年を除き、夏秋蚕繭の大部分が秋蚕繭である。山形県は、同期間中1898~1901年を除き、秋蚕繭が夏蚕繭を上回る。秋田県、岩手県、青森県諸県は、同期間中、夏蚕繭が秋蚕繭を上回っている。斯くして、長野県と秋田県、岩手県、

第1表 東日本各府県における夏・秋蚕上繭産繭量と夏秋蚕繭比率(1898~1907年)

		1898年		1899年		1900年		1901年		1902年	
		上繭産出量	比率	上繭産出量	比率	上繭産出量	比率	上繭産出量	比率	上繭産出量	比率
長野県	夏蚕繭	75,841		91,389		85,848		96,131		87,527	
	秋蚕繭	62,750		76,459		82,493		90,860		88,276	
	計	138,591	56	167,848	52	168,341	52	186,991	54	175,803	53
山梨県	夏蚕繭	1,015		1,628		3,221		2,260		3,848	
	秋蚕繭	10,346		12,120		13,118		15,035		26,690	
	計	11,361	17	13,748	19	16,339	19	17,295	23	30,538	43
群馬県	夏蚕繭	1,446		4,467		2,762		1,800		1,485	
	秋蚕繭	28,723		38,823		30,798		35,913		28,293	
	計	30,169	19	43,290	19	33,560	15	37,713	23	29,778	19
埼玉県	夏蚕繭	2,951		4,704		3,956		3,234		3,876	
	秋蚕繭	14,286		25,288		27,983		36,703		30,642	
	計	17,237	16	29,992	21	31,939	20	39,937	27	34,518	22
東京府	夏蚕繭	285		665		684		313		159	
	秋蚕繭	8,790		13,445		13,460		13,003		13,496	
	計	9,075	17	14,110	23	14,144	20	13,316	22	13,655	23
神奈川県	夏蚕繭	655		962		1,015		893		1,393	
	秋蚕繭	4,415		8,206		11,181		10,446		14,357	
	計	5,070	9	9,168	17	12,196	19	11,339	18	15,750	27
栃木県	夏蚕繭	1,808		2,488		2,393		2,791		3,178	
	秋蚕繭	1,136		1,567		2,129		2,880		3,847	
	計	2,944	13	4,055	15	4,522	15	5,671	17	7,025	21
茨城県	夏蚕繭	2,812		6,788		4,611		3,743		4,534	
	秋蚕繭	5,165		9,476		10,625		13,992		15,311	
	計	7,977	15	16,264	27	15,236	20	17,735	26	19,845	23
千葉県	夏蚕繭	2,539		1,894		1,882		2,131		2,241	
	秋蚕繭	2,213		4,334		5,791		6,744		8,327	
	計	4,752	14	6,228	19	7,673	17	8,875	20	10,568	22
福島県	夏蚕繭	15,759		19,522		22,443		23,613		20,221	
	秋蚕繭	10,963		10,163		12,701		14,484		19,771	
	計	26,722	25	29,685	20	35,144	22	38,097	26	39,992	25
宮城県	夏蚕繭	914		1,209		627		614		1,527	
	秋蚕繭	359		1,133		2,140		1,446		1,364	
	計	1,273	4	2,342	5	2,767	6	2,060	4	2,891	5
山形県	夏蚕繭	690		845		763		1,147		800	
	秋蚕繭	4		36		148		499		1,004	
	計	694	1	881	1	911	1	1,646	2	1,804	2
秋田県	夏蚕繭	259		289		267		287		303	
	秋蚕繭	2		3		8		16		8	
	計	261	3	292	3	275	2	303	2	311	2
岩手県	夏蚕繭	322		579		574		689		506	
	秋蚕繭	6		15		24		105		104	
	計	328	2	594	2	598	2	794	3	610	2
青森県	夏蚕繭	94		116		193		224		155	
	秋蚕繭	-		-		13		1		3	
	計	94	10	116	10	203	10	225	9	158	6
合計	夏蚕繭	107,390		137,545		131,239		139,870		131,753	
	秋蚕繭	149,158		201,068		212,612		242,127		251,493	
	計	256,548	25	338,613	26	343,851	24	381,997	29	383,246	29

(注) 1. 山梨県の1905年、群馬県の1898年、1904年、神奈川県1898~1900年、栃木県の1898~1907年、茨城県の1898年、千葉県の1898~1902年、福島県の1898年、宮城県の1898~99年、山形県の1898~1900年、秋田県の1898~99年、青森県の1898~1905年の各数値は、『農商務統計表』による。

2. 比率は、春・夏蚕繭量に占める夏秋蚕繭比率である。

3. 石未満四捨五入。数値の誤りは、修正した。

(資料) 各年度『府県統計書』より作成。

單位：石、%

1903年		1904年		1905年		1906年		1907年	
上繭產出量	比率	上繭產出量	比率	上繭產出量	比率	上繭產出量	比率	上繭產出量	比率
100,567		103,523		98,506		108,702		122,482	
107,604		101,131		90,868		106,369		113,740	
208,171	63	204,654	58	189,374	58	215,071	57	236,222	56
2,748		3,478		3,368		4,073		5,909	
26,821		25,671		24,958		20,739		22,651	
29,569	34	29,149	34	28,326	35	24,812	24	28,560	25
1,731		1,716		1,247		2,584		2,136	
39,373		44,548		38,812		80,459		48,211	
41,104	24	46,264	26	40,059	26	83,043	39	50,347	25
3,630		2,646		2,184		2,024		2,274	
38,928		42,739		40,179		46,557		44,428	
42,558	25	45,385	28	42,363	28	48,581	27	46,702	23
109		62		139		335		106	
17,230		17,804		21,021		19,329		18,278	
17,339	26	17,866	31	21,160	38	19,664	30	18,384	27
1,288		1,124		1,151		1,406		1,317	
19,010		14,998		14,208		16,577		11,674	
20,298	29	16,122	28	15,359	28	17,983	29	12,991	21
2,894		2,676		1,752		2,311		2,259	
8,502		5,513		5,151		6,737		7,418	
11,396	31	8,189	26	6,903	28	9,048	36	9,677	31
5,025		4,488		4,116		3,738		3,666	
23,746		28,727		28,017		26,775		26,576	
28,771	37	33,215	39	32,133	37	30,513	38	30,242	32
3,104		3,478		2,006		359		338	
14,498		15,613		16,706		18,372		16,993	
17,602	31	19,091	32	18,712	33	18,731	30	17,331	25
29,019		26,987		24,428		24,691		27,173	
36,519		35,858		36,274		38,528		45,172	
65,538	46	62,845	32	60,702	36	63,219	49	72,345	36
1,879		1,384		315		439		337	
6,399		8,549		6,918		9,462		13,414	
8,278	20	9,933	15	7,233	14	9,901	20	13,751	20
2,731		2,815		1,863		2,707		4,945	
3,935		7,511		7,275		9,275		14,756	
6,666	10	10,326	13	9,138	11	11,982	14	19,701	18
505		505		482		789		1,200	
21		21		71		198		527	
526	5	526	4	553	4	987	6	1,727	11
1,969		1,282		475		1,286		1,900	
707		518		187		464		790	
2,676	12	1,800	5	662	2	1,750	6	2,690	7
296		357		251		424		633	
20		26		44		55		75	
316	13	383	13	295	11	479	17	708	17
157,495		156,521		142,283		155,868		176,675	
343,313		349,227		330,689		399,896		384,703	
500,808	37	505,748	34	472,972	35	555,764	37	561,378	33

青森県を除き、東日本諸府県の夏秋養蚕業は、1900年代半ばに秋蚕繭中心の生産構造が定量的に定着をみる。

次に、第1表に依り、1898～1907年における東日本各府県の夏秋蚕繭(上繭)比率に関して考察することにしよう。

先ず、東日本(・日本)最大の養蚕県である長野県についてみると、既に1890年代末に夏秋蚕上繭比率は過半を占めており、1900年代半ばには50%台後半を占める。1903(明治36)年には、同期間(1898～1907年、以下同)中、最大の63%を記録する。長野県は、東日本最大の養蚕県であると共に逸早く夏秋養蚕業の普及・発展を実現していたのである。

山梨県は、夏秋蚕上繭比率が1890年代末の10%台後半(17～19%)から1900年代に入り30%台に上昇する。1902(明治35)年には、夏秋蚕上繭比率が同期間最大の43%を記録する。

群馬県の夏秋蚕上繭比率は、1890年代末の19%から1900年代に入り20%台に増加し、1900年代半ばには1906(明治39)年に同期間最大の39%に達する。

埼玉県は、夏秋蚕上繭比率が1898年の16%から1900年代には略20%台後半を占める。1904(明治37)年と1905(明治38)年には、夏秋蚕上繭比率は同期間最大の28%を示す。

東京府の夏秋蚕上繭比率は、1898年には17%に止まっていたが、1900年代には20%台から30%台へと着実な増加をみる。1900年代半ばの1905(明治38)年には、夏秋蚕上繭比率が同期間最大の38%に及ぶ。

神奈川県は、夏秋蚕上繭比率が1898年には僅か9%であったが、その後確実に増加し、1900年代に入り20%弱から30%弱まで高まる。1903(明治36)年と1906(明治39)年には、夏秋蚕上繭比率が同期間最大の29%を占めた。

栃木県の夏秋蚕上繭比率は、1898年の13%から徐々に拡大し、1900年代には20%台から30%台へと急速に増加していく。1900年代半ばの1906(明治39)年には、夏秋蚕上繭比率は同期間最大の36%を記録する。

茨城県は、夏秋蚕上繭比率が1898年の15%から1900年代には20%台から30%台を着実に占めるまでになる。1904(明治37)年には、夏秋蚕上繭比率は同期間最大の39%に及ぶ。

千葉県は、夏秋蚕上繭比率は、1898年の14%から1900年代に入り20%台から30%台に上昇する。1905年(明治38)年には、夏秋蚕上繭比率が同期間最大の33%を占める。

福島県は、夏秋蚕上繭比率が1890年代末に既に20%台を占めており、1900年代には30%台から40%台後半まで高まる。1906年(明治39)年には、夏秋蚕上繭比率は同期間最大の49%を記録する。

宮城県は、夏秋蚕上繭比率は、1890年代末に4～5%に過ぎなかったが、1900年代に入り徐々に向上し10%台から20%まで進展する。1903年、1906年、1907年の3ヶ年は、夏秋蚕上繭比

率が同期間最大の20%を占める。

山形県は、夏秋蚕上繭比率が1890年代末に僅か1%に過ぎなかったが、徐々に増加して1900年代には10%台後半まで高まる。1900年代半ばの1907(明治40)年には、夏秋蚕上繭比率が同期間最大の18%を占めるようになる。

秋田県の夏秋蚕上繭比率は、1890年代末に僅か3%に止まっていたが、その後1900年代に微増ながら高まり、1900年代半ばの1907(明治40)年には11%まで増進する。

岩手県は、夏秋蚕上繭比率が1890年代末に2%に過ぎなかったが、次第に微増しつつ1903(明治36)年に12%まで高まるものの、1900年代半ばには6~7%に止まった。

青森県の夏秋蚕上繭比率は、1890年代末に10%を占めていたが、その後増減を繰り返しながら1900年代半ばには同期間最大の17%まで高まる。

上述の如く、夏秋蚕上繭比率は、東日本各府県の中で長野県が最も高く、1900年代半ばに50%台後半を占めていた。日本最大の養蚕県である長野県は、1900年代半ばには夏秋蚕繭中心の養蚕業に転換しており、繭価格の動向分析を行う上で夏秋蚕繭価格を分析対象から除外することは産繭実態を無視するものといえよう。長野県以外の東日本各府県の夏秋蚕上繭比率は、1890年代末に中部地方の山梨県のほか、関東地方諸府県の群馬県、埼玉県、東京府、神奈川県、栃木県、茨城県、千葉県が20%前後であったが、1900年代半ばには30%前後まで増加する。東北地方においては、先進養蚕県の福島県は、夏秋蚕上繭比率が1890年代末の20%台から1900年代半ばには40%前後に上昇する。福島県以外の東北地方諸県では夏秋蚕上繭比率は、1890年代末に10%以下に止まっていたが、1900年代半ばには宮城県、山形県、青森県が10%台~20%まで伸長し、岩手県と秋田県は10%前後に止まる。東北地方諸県の中で、南東北地方諸県は、北東北地方諸県以上に夏秋蚕上繭比率が高い傾向にある。夏秋蚕上繭比率は、東日本地方の大部分の諸府県が1900年代半ばに30%前後以上を占めており、東日本諸府県全体では35%前後を占めていた。全国レベルにおいても、夏秋蚕上繭比率は、東日本諸府県全体と同様である。

『第36次農商務統計表』に依れば、1919(大正8)年には秋田県、青森県、宮城県、岩手県の東北地方諸県では夏秋蚕上繭比率が20~30%台に高まるに止まるが、上記諸県及び長野県を除く東日本各府県の夏秋蚕上繭比率は、45%前後を占めるまでに上昇する。長野県の夏秋蚕上繭比率は、60%に上る。東日本諸府県全体の夏秋蚕上繭比率は、1900年代半ばより10%前後増加して46.4%を占めるまでになり、春蚕上繭と夏秋蚕上繭の比率は、略同率となる。従って、夏秋蚕上繭の価格を分析対象から除外することは、春蚕上繭価格に限定した中林氏の主張が妥当性を欠くことになる。

然も、中林氏は、『鉄道局年報』(逓信省鉄道局)に依り、1900年代における鉄道による繭輸送量を各線区別に掲載しているが、この繭輸送量は、各年度屑繭を含む上に、春期のみではなく

年間通期(4月～翌年3月)を示している。中林氏の「1900年代半ばの繭市場統合説」は、春蚕繭(上繭)のみを分析対象にして夏秋蚕繭(上繭)を除外しているため、鉄道繭輸送が過大に評価されるという矛盾を内包することになる。春蚕繭(上繭)のみを分析対象にするのであれば、鉄道繭輸送は、屑繭を除く春蚕繭(上繭)のみを記載することが望ましい。或いは、春蚕繭と夏秋蚕繭(何れも上繭のほか屑繭を含む)を合わせた鉄道輸送を取り上げるのであれば、繭価格(繭単価)の分析は、春夏秋蚕繭価格(繭単価)、若しくは春・夏秋蚕繭別価格(繭単価)を対象にするべきであろう。

2、東日本各府県における夏・秋蚕上繭価格の推移

第2表は、1899(明治32)年～1907(明治40)年における東日本各府県の夏・秋蚕上繭価格(1石当たりの価格)を示している。

中林説同様に『農商務統計表』を基に長野県と岩手県の繭価格を比較すると、1900年代半ばに岩手県の夏蚕上繭価格は、長野県の夏蚕上繭価格の76～88%、岩手県の秋蚕上繭価格は、長野県の秋蚕上繭価格の74～85%に過ぎず、夏・秋蚕上繭共に価格差は消滅していないといえよう。次に、更に詳細に年次毎に夏蚕繭と秋蚕繭別に東日本各府県の上繭価格を比較することにしよう。

(1) 1899(明治32)年

1899年には東日本各府県の中で、夏蚕上繭の最高繭価格は群馬県の40円、同最低価格は山梨県の20円である。両県の繭価格差は、20円である。山梨県の繭価格は、群馬県の繭価格の半分の50%に過ぎない。秋蚕上繭の最高繭価格は群馬県と栃木県の40円、同最低繭価格は山梨県の22円である。群馬・栃木両県と山梨県の繭価格差は、18円である。山梨県の繭価格は、群馬・栃木両県の繭価格の55%に過ぎない。1899年の東日本諸府県において夏・秋蚕上繭共に、極めて大きな価格差が生じており、春蚕上繭以上の価格差であった。

(2) 1900(明治33)年

1900年において東日本各府県の中で、夏蚕上繭の最高繭価格は長野県の38円、同最低繭価格は東京府、神奈川県、千葉県、岩手県各府県の27円であった。この繭価格差は、11円である。東京・神奈川・千葉・岩手4府県の繭価格は、長野県の繭価格の71%に止まる。秋蚕上繭の最高繭価格は福島県と山形県の35円、同最低繭価格は岩手県の26円であった。福島・山形両県と岩手県の繭価格差は、9円である。岩手県の繭価格は、福島・山形両県の繭価格の74%

第2表 東日本各府県における夏・秋蚕上繭価格(1899～1907年)

単位：1石当たり円

(岩手)/(長野) 相对価格	1899年		1900年		1901年		1902年		1903年		1904年		1905年		1906年		1907年	
	夏蚕繭	秋蚕繭	夏蚕繭	秋蚕繭	夏蚕繭	秋蚕繭	夏蚕繭	秋蚕繭	夏蚕繭	秋蚕繭	夏蚕繭	秋蚕繭	夏蚕繭	秋蚕繭	夏蚕繭	秋蚕繭	夏蚕繭	秋蚕繭
長野県			38	34	38	39	40	44	46	49	40	44	50	53	52	52	59	62
山梨県	20	22	32	33	37	41	42	45	41	43	37	46	44	50	44	48	49	51
群馬県	40	40	32	30	30	32	30	33	37	41	33	36	38	43	42	45	46	46
埼玉県	31	37	33	27	28	31	28	34	35	42	32	35	37	39	40	45	45	47
東京都	30	35	27	31	23	29	30	30	33	38	28	34	35	43	41	43	41	44
神奈川県	30	35	27	31	28	30	27	34	34	39	30	34	32	40	37	41	38	41
栃木県	38	40	30	32	30	34	31	34	33	38	33	36	34	36	39	45	41	47
茨城県	32	36	29	31	28	31	27	33	32	39	29	34	34	41	36	42	41	47
千葉県	31	35	27	32	29	31	30	34	39	43	32	35	34	43	41	45	40	47
福島県			35	35	34	31	34	32	34	37	35	35	39	40	42	42	50	50
宮城県	31	33	32	33	28	32	36	37	40	44	33	36	37	45	45	49	51	55
山形県	37	38	33	35	31	32	36	35	42	45	35	36	42	46	49	50	58	58
秋田県	36	32	30	31	36	34	32	31	40	42	35	36	37	39	46	44	51	51
岩手県	35	38	27	26	29	25	34	32	38	40	31	32	38	39	46	44	50	53
青森県	38		31	31	30	30	30	30	40	41	29	35	38	41	44	41	48	48

(注) 1. 『農商務統計表』記載の夏・秋蚕上繭「一石二付価格」・「一石平均価格」に依る。

2. 空白欄は不明。

(資料) 各年度『農商務統計表』より作成。

に止まる。夏・秋蚕上繭共に前年より価格差が縮小するとはいえ、依然として明瞭な価格差が生じていた。

(3) 1901(明治 34)年

1901 年には東日本各府県の中で、夏蚕上繭の最高繭価格は長野県の 38 円、同最低繭価格は東京府の 23 円である。両県の繭価格差は、15 円であった。東京府の繭価格は、長野県の繭価格の 61%に過ぎない。秋蚕上繭の最高繭価格は山梨県の 41 円、同最低繭価格は岩手県の 25 円であった。両県の繭価格差は、16 円である。岩手県の繭価格は、山梨県の繭価格の 61%に過ぎない。夏・秋蚕上繭共に前年より価格差が拡大している。

(4) 1902(明治 35)年

1902 年において東日本各府県の中で、夏蚕上繭の最高繭価格は山梨県の 42 円、同最低繭価格は神奈川県と茨城県の 27 円であった。この繭価格差は、15 円である。神奈川・茨城両県の繭価格は、山梨県の繭価格の 64%に過ぎない。秋蚕上繭の最高繭価格は山梨県の 45 円、同最低繭価格は東京府と青森県の 30 円である。この繭価格差は、15 円であった。東京・青森両県の繭価格は、山梨県の繭価格の 67%に過ぎない。前年同様、夏・秋蚕上繭共に最低繭価格は、最高繭価格の 60%台を維持する。

(5) 1903(明治 36)年

1903 年には東日本各府県の中で、夏蚕上繭の最高繭価格は長野県の 46 円、同最低繭価格は茨城県の 32 円であった。両県の繭価格差は、14 円である。茨城県の繭価格は、長野県の繭価格の 70%に止まる。秋蚕上繭の最高繭価格は長野県の 49 円、同最低繭価格は福島県の 37 円である。両県の繭価格差は、12 円であった。福島県の繭価格は、長野県の繭価格の 76%に止まる。夏・秋蚕上繭共に、最低繭価格は最高繭価格の 70%台に高まるとはいえ、価格差は、厳然と存在していた。

(6) 1904(明治 37)年

1904 年において東日本各府県の中で、夏蚕上繭の最高繭価格は長野県の 40 円、同最低繭価格は東京府 28 円である。両県の繭価格差は、12 円であった。東京府の繭価格は、長野県の繭価格の 70%に止まる。秋蚕上繭の最高繭価格は山梨県の 46 円、同最低繭価格は岩手県の 32 円であった。両県の繭価格差は、14 円である。岩手県の繭価格は、山梨県の繭価格の 70%に止まる。前年に比べ、夏・秋蚕上繭の最高・最低繭価格共に低下している。

(7) 1905(明治 38)年

1905 年には東日本各府県の中で、夏蚕上繭の最高繭価格は長野県の 50 円、同最低繭価格は神奈川県 32 円であった。両県の繭価格差は、18 円である。神奈川県の繭価格は、長野県の繭価格の 64%に過ぎない。秋蚕上繭の最高繭価格は長野県の 53 円、同最低繭価格は栃木県の 36 円である。両県の繭価格差は、17 円であった。栃木県の繭価格は、長野県の繭価格の 68%に過ぎない。前年とは一転して、夏・秋蚕上繭の最高・最低繭価格共に上昇している。

(8) 1906(明治 39)年

1906 年において東日本各府県の中で、夏蚕上繭の最高繭価格は長野県の 52 円、同最低繭価格は茨城県の 36 円である。両県の繭価格差は、16 円であった。茨城県の繭価格は、長野県の繭価格の 69%に過ぎない。秋蚕上繭の最高繭価格は長野県の 52 円、同最低繭価格は神奈川県と青森県の 41 円であった。この繭価格差は、11 円である。神奈川・青森両県の繭価格は、長野県の繭価格の 79%に止まる。秋蚕上繭の最低繭価格が上昇したため、最高・最低繭価格比が縮小したとはいえ、夏・秋蚕上繭共に価格差が大きく、価格差の消滅には至っていない。

(9) 1907(明治 40)年

1907 年には東日本各府県の中で、夏蚕上繭の最高繭価格は長野県の 59 円、同最低繭価格は神奈川県 38 円であった。両県の繭価格差は、21 円である。神奈川県の繭価格は、長野県の繭価格の 64%に過ぎない。秋蚕上繭の最高繭価格は長野県の 62 円、同最低繭価格は神奈川県の 41 円である。両県の繭価格差は、21 円であった。神奈川県の繭価格は、長野県の繭価格の 66%に過ぎない。夏・秋蚕上繭共に価格差は拡大し、最高・最低繭価格比が 65%前後と低く、前年を下回る。

東日本各府県の中で、夏・秋蚕上繭の最高繭価格諸県は、1900 年代には長野県を中心に山梨県を合わせた 2 県が殆ど大部分を占め、最低繭価格諸府県は、関東地方では神奈川県を最多として東京府、茨城県、千葉県であり、東北地方では岩手県を中心に青森県、福島県であった。最低繭価格諸府県は、上記関東地方諸府県では夏蚕上繭に、上記東北地方諸県では秋蚕上繭にそれぞれ多くみられる。東日本各府県において、1890 年代末には夏・秋蚕上繭の最高・最低繭価格比が 90%以上を占める諸県が 4~5 県存在していたが、1900 年代に入ると 1906 年の 3 県を除き、1 県程度に減少する。1900 年代半ばにおいて東日本各府県の価格差が消滅したとするには程遠い現実を示しているのである。

3、東日本各府県の郡市別夏蚕上繭最高・最低価格の動向

第3表は、1897(明治30)年～1907(明治40)年の東日本各府県における郡市別夏蚕上繭の1石当たりの最高・最低価格の動向を示している。出典の『府県統計書』は、府県により繭価格の記載年次が異なるため、東日本各府県の繭価格を1897年より全て明らかにすることはできないが、1900年代半ば以降には栃木県と山形県を除き、繭価格が出揃うようになる。1890年代末より夏蚕上繭価格が明らかになる府県は山梨県、東京府、青森県、岩手県に限られ、1900年代に入ると長野県、埼玉県、茨城県、千葉県が可能となり、1900年代半ばには上記2県(栃木県、山形県)を除く諸府県が全て明らかになる。

(1) 長野県

『長野県統計書』は、1900(明治33)年より夏蚕繭価格を記載する。春夏秋蚕繭各価格は、1902(明治35)年より掲載をみるようになる。

長野県の夏蚕盛業地方は、東筑摩郡と諏訪郡を中心に上伊那郡、下伊那郡、南安曇郡、小県郡の諸郡である。東筑摩郡と諏訪郡の養蚕業は、夏秋蚕業特に夏蚕業中心であった。長野県の主要養蚕地方は、上記諸郡の他に上高井郡、更級郡、上水内郡、北佐久郡、南佐久郡、埴科郡である⁽⁷⁾。以下、1900～07年における長野県郡市別夏蚕最高・最低繭価格について究明していきたい。尚、松本市の夏秋産繭は、1907年より『長野県統計書』に表れる。

1900(明治33)年に、長野県16郡1市の内、郡市別最高繭価格は下伊那郡の45円、同最低繭価格は長野市の34円であった。この繭価格差は、11円である。長野市の繭価格は、下伊那郡の繭価格の76%に止まる。繭価格の地域差が大きい。下伊那郡は、長野県の代表的養蚕地方であり、夏蚕盛業地でもある。長野市の夏蚕上繭産出量は、極めて少ない。

1901(明治34)年には、長野県の郡市別夏蚕最高繭価格は下伊那郡と北安曇郡の45円、同最低繭価格は上水内郡の31円である。この繭価格差は、14円に上る。上水内郡の繭価格は、下伊那・北安曇両郡の繭価格の69%に過ぎない。繭価格の地域差が拡大している。北安曇郡は、東筑摩・諏訪両郡同様、夏秋蚕中心の養蚕業を特徴とする。上水内郡は長野県内の主要養蚕地方ではあるが、春・秋季養蚕業に比べ、夏季養蚕業は低調であった。

1902(明治35)年において、長野県の郡市別最高繭価格は上伊那郡と北安曇郡の45円、同最低繭価格は埴科郡の34円であった。この繭価格差は、11円である。埴科郡の繭価格は、上伊那・北安曇両郡の繭価格の76%に止まる。繭価格の地域差が依然として続く。養蚕盛業地方の上伊那は、秋蚕業以上に夏蚕業が盛んである。埴科郡は長野県内の主要養蚕地方ではあるが、夏蚕業は低調であった。

第3表 東日本各府県における都市別夏蚕上繭最高・最低単価（1897～1907年）

単位：1石当りのり円

	1897年		1898年		1899年		1900年		1901年		1902年		1903年		1904年		1905年		1906年		1907年		
	最高単価	最低単価	最高単価	最低単価	最高単価	最低単価	最高単価	最低単価	最高単価	最低単価	最高単価	最低単価	最高単価	最低単価	最高単価	最低単価	最高単価	最低単価	最高単価	最低単価	最高単価	最低単価	
長野県																							
山梨県	西八代郡40	東八代郡23	甲府市43	東山梨郡24	下伊那郡45	長野市44	下伊那郡45	上水内郡31	上水内郡31	上水内郡31	上水内郡31	上水内郡31	上水内郡31	上水内郡31	上水内郡31	上水内郡31	上水内郡31	上水内郡31	上水内郡31	上水内郡31	上水内郡31	上水内郡31	上水内郡31
群馬県																							
埼玉県																							
東京都																							
神奈川県																							
千葉県																							
茨城県																							
栃木県																							
群馬県																							
新潟県																							
山形県																							
秋田県																							
岩手県																							
青森県																							

(注) 1. 栃木県の繭単価は、1911、13、14年の繭単価、山形県の繭単価は、1910～12年の繭単価、青森県の1899～1905年は、夏秋繭繭単価。

2. 空白欄は不明、数値の誤りは修正、円未満四捨五入。

(資料) 第1表と同じ。

1903(明治 36)年に、長野県の郡市別最高繭価格は上水内郡の 58 円、同最低繭価格は埴科郡と上高井郡の 40 円である。この繭価格差は、18 円に拡大する。埴科郡・上高井両郡の繭価格は、上水内郡の繭価格の 69%に過ぎない。繭価格の地域差が顕著である。埴科郡同様、上高井郡は、長野県内の主要養蚕地方ではあるが、夏蚕業は不振である。

1904(明治 37)年において、長野県の郡市別最高繭価格は北安曇郡の 47 円、同最低繭価格は長野市の 35 円であった。両郡の繭価格差は、12 円である。長野市の繭価格は、北安曇郡の繭価格の 74%に止まる。繭価格差は解消することなく、依然として存在している。

1905(明治 38)年には、長野県の郡市別最高繭価格は北安曇郡の 55 円、同最低繭価格は上高井郡と下水内郡の 45 円である。この繭価格差は、10 円であった。上高井・下水内両郡の繭価格は、北安曇郡の繭価格の 82%に止まる。繭価格の地域差は、解消をみない。北安曇郡は、1901 年以来 4 度目の最高繭価格産地であった。下水内郡は、長野県諸郡の中で養蚕業が最も未発達である。

1906(明治 39)年において、長野県の郡市別最高繭価格は北佐久郡、下伊那郡、北安曇郡、下高井郡 4 郡の 55 円、同最低繭価格は西筑摩郡の 48 円であった。この繭価格差は、7 円である。西筑摩郡の繭価格は、北佐久・下伊那・北安曇・下高井 4 郡の繭価格の 87%に止まる。繭価格の地域差は、存続している。北佐久郡は長野県内の主要養蚕地方であり、下高井郡は、上高井郡以上に夏季養蚕業が盛んであった。西筑摩郡の養蚕業は夏秋養蚕業を中心に発展してきたが、産繭高は大きくはない。

1907(明治 40)年に、長野県の郡市別最高繭価格は下高井郡の 65 円、同最低繭価格は上高井郡の 53 円である。両郡の繭価格差は、12 円であった。上高井郡の繭価格は、下高井郡の繭価格の 82%に止まる。繭価格の地域差は、依然として解消されていない。

斯くして、長野県の養蚕農民が遍く夏蚕繭価格情報を基にして製糸家と繭価格交渉に臨むという状況には無かったことが窺えよう。長野県において、郡市別夏蚕最高繭価格と最低繭価格共に 1900 年代に上昇傾向にあるが、1900 年代半ばにおいても長野県諸郡市間の繭価格差は消滅することなく、厳然と存在していることが判明する。長野県各郡内諸町村においても繭価格(繭単価)の格差が広範囲に生じていたことであろう。

(2) 山梨県

『山梨県統計書』は、1897(明治 30)年より春夏秋蚕繭各価格を記載するようになる。

山梨県においては、夏秋養蚕業の内、秋蚕業が中心で夏蚕業は低調であったが、1890 年代末から 1900 年代半ばにかけて増加する。この間に秋蚕繭増加率 2.6 倍に対して、夏蚕繭は増加率 7.4 倍に高まる。1890 年代末の山梨県の主要夏蚕地方は、南都留郡、中巨摩郡、北巨摩郡、南

巨摩郡、東八代郡、西八代郡の諸郡である。1900年代半ばには北巨摩郡と中巨摩郡が夏蚕繭産地として躍進をみる。山梨県の主要養蚕地方は、上記南都留郡、中巨摩郡、北巨摩郡、東八代郡の他に東山梨郡、北都留郡である⁽⁸⁾。以下、1897～1907年における山梨県郡市別夏蚕最高・最低繭価格について明らかにしていきたい。

1897(明治30)年に、山梨県9郡1市の内、郡市別夏蚕最高繭価格は西八代郡の40円、同最低繭価格は東八代郡の23円である。両郡の繭価格差は、17円であった。東八代郡の繭価格は、西八代郡の繭価格の58%に過ぎない。繭価格の地域差が顕著である。1897年においては、西八代郡の夏蚕産繭量は、東八代郡の夏蚕産繭量の2.4倍の差があった。翌年には、両郡の夏蚕産繭量は逆転する。

1898(明治31)年において、山梨県の郡市別最高繭価格は甲府市と東八代郡の43円、同最低繭価格は東山梨郡の29円であった。この繭価格差は、14円である。東山梨郡の繭価格は、甲府市と東八代郡の繭価格の67%に過ぎない。繭価格の地域差が大きい。東八代郡は山梨県の先進夏蚕地方であるが、前年の最低繭価格産地、今年の最高繭価格産地という変動が見られる。甲府市の夏蚕産繭量は必ずしも多くはないが、繭価格は多分に地域特性から生じていたものといえよう。

1899(明治32)年に、山梨県の郡市別最高繭価格は甲府市の64円、同最低繭価格は東山梨郡と中巨摩郡の32円である⁽⁹⁾。この繭価格差は、32円であった。東山梨・中巨摩両郡の繭価格は、甲府市の繭価格の僅か50%に過ぎない。繭価格の地域差が極めて大きい。この3年間に夏蚕繭最高・最低価格共に上昇傾向にある。夏蚕業が低調な東山梨郡と先進夏蚕地方の中巨摩郡が共に最低繭価格産地であった。2年連続して、甲府市が夏蚕繭最高価格産地、東山梨郡が夏蚕繭最低価格産地である。

1900(明治33)年に、山梨県の郡市別最高繭価格は西八代郡の38円、同最低繭価格は西山梨郡と北巨摩郡の28円であった。この繭価格差は、10円である。西山梨・北巨摩両郡の繭価格は、西八代郡の繭価格の74%に止まる。繭価格の地域差が依然として存続する。夏蚕繭産地としては低調な西山梨郡と先進地方の北巨摩郡が共に最低繭価格産地であった。この年より1900年代半ばにかけて統計数値として甲府市に夏蚕繭産出量が見られなくなる。

1901(明治34)年において、山梨県の郡市別最高繭価格は北巨摩郡の53円、同最低繭価格は東八代郡の30円である。両郡の繭価格差は、23円であった。東八代郡の繭価格は、北巨摩郡の繭価格の僅か57%に過ぎない。繭価格の地域差が一層拡大している。先進夏蚕地方の北巨摩郡と東八代郡が最高繭価格産地と最低繭価格産地に分かれる。東八代郡の最低繭価格産地としては、1897年以来2度目であった。

1902(明治35)年には、山梨県の郡市別最高繭価格は西山梨郡と中巨摩郡の45円、同最低繭価

格は南都留郡の30円であった。この繭価格差は、15円である。南都留郡の繭価格は、西山梨・中巨摩両郡の繭価格の67%に過ぎない。繭価格の地域差が依然として大きい。この年は、南都留郡の夏蚕産繭量が大幅な減少をみている。

1903(明治36)年に、山梨県の郡市別最高繭価格は東山梨郡の53円、同最低繭価格は北都留郡の30円である。両郡の繭価格差は、23円であった。北都留郡の繭価格は、東山梨郡の繭価格の僅か57%に過ぎない。繭価格の地域差が拡大している。東山梨郡は、前年から夏蚕繭の増収化が進む。北都留郡の夏蚕繭産出量は、低調である。

1904(明治37)年において、山梨県の郡市別最高繭価格は東八代郡の40円、同最低繭価格は西山梨郡の27円であった。両郡の繭価格差は、13円である。西山梨郡の繭価格は、東八代郡の繭価格の68%に過ぎない。繭価格の地域差が大きい。東八代郡の最高繭価格産地は、1898年以来2度目である。西山梨郡の最低繭価格産地としては、1900年以来の2回目であった。西山梨郡の夏蚕繭産出量は、前年及び前々年に比べ大きく減少している。

1905(明治38)年は、不明である。1906(明治39)年には、山梨県の郡市別最高繭価格は東山梨郡の50円、同最低繭価格は北都留郡の40円である。両郡の繭価格差は、10円であった。北都留郡の繭価格は、東山梨郡の繭価格の80%に止まる。繭価格の地域差は、依然として変わることなく存続している。東山梨郡は、1897年以降最大の夏蚕繭産出量を記録する。

1907(明治40)年に、山梨県の郡市別最高繭価格は東山梨郡の57円、同最低繭価格は北都留郡の45円であった。両郡の繭価格差は、12円である。北都留郡の繭価格は、東山梨郡の繭価格の79%に止まる。繭価格の地域差は解消することなく、厳然と存在していた。東山梨郡の夏蚕繭産出量が前年から一段と進み、東山梨郡は2年続けて最高繭価格産地となる。東山梨郡は、1900年代半ばには山梨県最大の夏秋蚕繭産地である。

斯くして、山梨県の養蚕農民が遍く夏蚕繭価格情報を基にして製糸家と繭価格交渉に臨むという状況には無かったことが窺われよう。山梨県においては、郡市別夏蚕最高・最低繭価格比は、1897～1907年に50～60%台から1900年代半ばには80%程に拡大するが、山梨県諸郡市間の繭価格差は収束することなく、厳然と存在していたことは明らかである。山梨県各郡内諸町村においても繭価格(繭単価)の格差が広範囲に生じていたことであろう。

(3) 群馬県

『群馬県統計書』では夏蚕繭価格は、1905(明治38)年から記載する。群馬県においては、1900年代半ばに夏秋養蚕業の内、秋蚕業が圧倒的部分を占め、夏蚕繭比率は3、4%に過ぎない。1900年代半ばの群馬県の主要夏蚕地方は、佐波郡、吾妻郡、群馬郡、碓氷郡、邑楽郡、北甘楽郡である。群馬県の主要養蚕地方は、上記佐波郡、群馬郡、碓氷郡、北甘楽郡の他に勢多郡、多野

郡、利根郡である⁽¹⁰⁾。以下、1905～07年における群馬県郡市別夏蚕最高・最低繭価格について考究していきたい。

1905(明治38)年に、群馬県11郡2市の内、郡市別夏蚕最高繭価格は前橋市の46円、同最低繭価格は邑楽郡の29円である。この繭価格差は、17円であった。邑楽郡の繭価格は、前橋市の繭価格の63%に過ぎない。繭価格の地域差が顕著である。

1906(明治39)年においては、郡市別最高繭価格は利根郡の50円、同最低繭価格は邑楽郡の37円であった。両郡の繭価格差は、13円である。邑楽郡の繭価格は、利根郡の繭価格の74%に止まる。繭価格の地域差が大きい。利根郡は群馬県の主要養蚕地方ではあるが、夏蚕業においては低調であった。邑楽郡の養蚕業は春蚕業を中心とするが、盛業地方とはいえない。

1907(明治40)年には、郡市別最高繭価格は多野郡と利根郡の49円、同最低繭価格は邑楽郡の39円である。この繭価格差は、10円であった。邑楽郡の繭価格は、多野・利根両郡の繭価格の80%に止まる。繭価格の地域差は依然として変わることなく、存続している。多野郡は、群馬県内の主要養蚕地方であるが、利根郡同様に夏蚕業においては低調であった。群馬県内の主要夏蚕地方の邑楽郡は、1905～1907年を通じて最低繭価格産地であった。

斯くして、群馬県の養蚕農民が遍く夏蚕繭価格情報を基にして製糸家と繭価格交渉に臨むという状況には無かったことは明らかであろう。群馬県において、郡市別夏蚕最高・最低繭価格比は1900年代半ばに63～80%に上昇するとはいえ、群馬県諸郡市間の繭価格差は消滅することなく、厳然と存在していたことは明瞭である。群馬県各郡内諸町村においても繭価格(繭単価)の格差が広範囲に生じていたことであろう。この点後述。

(4) 埼玉県

『埼玉県統計書』の郡別繭価格の記載は、1900(明治33)年から始まる。埼玉県において、夏秋養蚕業の内、1900年代に秋蚕業が拡大する一方で、夏蚕業は減退化が進む。秋蚕上繭量は3万石台から4万石台に増加し、夏蚕上繭量は3万石台から2万石台に減少する。埼玉県の主要夏蚕地方(夏蚕上繭200石以上)は、入間郡、大里郡、比企郡、南埼玉郡、北足立郡を挙げることができる。埼玉県の主要養蚕地方は、上記南埼玉郡、北足立郡を除く、入間郡、大里郡、比企郡の他に秩父郡、児玉郡である⁽¹¹⁾。以下、1900～07年における埼玉県郡別夏蚕最高・最低繭価格について考察しよう。

1900(明治33)年に、埼玉県9郡の内、郡別夏蚕最高繭価格は大里郡の32円、同最低繭価格は北埼玉郡の20円である。両郡の繭価格差は、12円であった。北埼玉郡の繭価格は、大里郡の繭価格の63%に過ぎない。繭価格の地域差が大きい。大里郡と北埼玉郡は共に埼玉県内の主要夏蚕地方であるが、大里郡は先進養蚕地方、北埼玉郡は新興養蚕地方に分かれる。

1901(明治 34)年においては、郡別最高繭価格は大里郡の 34 円、同最低繭価格は秩父郡の 20 円であった。両郡の繭価格差は、14 円である。秩父郡の繭価格は、大里郡の繭価格の僅か 59% に過ぎない。繭価格の地域差が顕著である。秩父郡は大里郡と共に先進養蚕地方であるが、秩父郡の夏蚕業は低調であった。

1902(明治 35)年には、郡別最高繭価格は大里郡の 42 円、同最低繭価格は秩父郡の 21 円である。両郡の繭価格差は、21 円であった。秩父郡の繭価格は、大里郡の繭価格の僅か 50% に過ぎない。繭価格の地域差が極めて大きい。大里郡は 3 年連続して最高繭価格産地、秩父郡は 2 年連続して最低繭価格産地であった。繭価格差は、1900 年以降拡大傾向にある。

1903(明治 36)年に、郡別最高繭価格は大里郡の 42 円、同最低繭価格は北埼玉郡の 27 円であった。両郡の繭価格差は、15 円である。北埼玉郡の繭価格は、大里郡の繭価格の 64% に過ぎない。繭価格の地域差は、依然として存続する。北埼玉郡の最低繭価格産地は、1900 年以来 2 度目である。

1904(明治 37)年において、郡別最高繭価格は大里郡の 39 円、同最低繭価格は南埼玉郡の 29 円である。両郡の繭価格差は、10 円であった。南埼玉郡の繭価格は、大里郡の繭価格の 74% に止まる。前年に続いて、繭価格差は縮小傾向にあったが、翌年には再び拡大する。

1905(明治 38)年には、郡別最高繭価格は大里郡の 45 円、同最低繭価格は北葛飾郡の 30 円であった。両郡の繭価格差は、15 円である。北葛飾郡の繭価格は、大里郡の繭価格の 67% に過ぎない。繭価格の地域差が拡大する。大里郡の最高繭価格産地は、1900 年以来続く。埼玉県内の新興養蚕地方に属す北葛飾郡の養蚕業は、停滞化が進行していた。

1906(明治 39)年に、郡別最高繭価格は大里郡の 48 円、同最低繭価格は南埼玉郡の 33 円である。両郡の繭価格差は、15 円であった。南埼玉郡の繭価格は、大里郡の繭価格の 69% に過ぎない。繭価格の地域差は、依然として大きい。南埼玉郡の最低繭価格産地は、1904 年以来 2 回目である。最低繭価格産地は、1900 年以来秩父郡を除くと、埼玉県東南部の新興養蚕地方に集中する。

1907(明治 40)年においては、郡別最高繭価格は児玉郡の 51 円、同最低繭価格は比企郡と南埼玉郡の 40 円であった。この繭価格差は、11 円である。比企・南埼玉両郡の繭価格は、児玉郡の繭価格の 78% に止まる。繭価格の地域差は依然として変わることなく、存続している。児玉郡は、大里郡と共に先進養蚕地方である。比企郡は、この年夏蚕業が低調であった。

斯くして、埼玉県の養蚕農民が遍く夏蚕繭価格情報を基にして製糸家と繭価格交渉に臨むという状況には無かったことが窺われよう。先進養蚕地帯に三大繭市場を有する大里郡(熊谷大繭市場、深谷大繭市場)と児玉郡(本庄大繭市場)が夏蚕繭最高価格を実現する一方で、新興養蚕地帯に中小繭市場も限られた南埼玉郡、北埼玉郡、北葛飾郡において夏蚕繭最低価格を記録する

ことが多かった。春蚕繭価格も同様の傾向がみられたことは既述の如くである⁽¹²⁾。埼玉県において、夏蚕上繭最高価格と同最低価格は共に上昇傾向にあり、最高・最低繭価格比が縮小傾向にあるとはいえ、1900年代半ばにおいても埼玉県諸郡間の夏蚕繭価格差は収束することなく厳然と存在していたことが判明する。埼玉県各郡内諸町村においても繭価格(繭単価)の格差が広範囲に生じていたことであろう。

(5) 東京府

『東京府統計書』の郡区別春夏秋蚕繭各価格は、1898(明治31)年より記載される。夏秋養蚕業については、区部は概ね不振、郡部の中では南足立郡や南葛飾郡は、低調であった。東京府の夏・秋養蚕業は、秋蚕繭が圧倒的の大部分を占める。1900年代に夏蚕収繭量が減少傾向にあり、秋蚕収繭量は逆に増加傾向にあった。夏蚕収繭量は、1890年代末の600石台から1900年代には300~100石台前後に減少する。東京府の主要夏蚕業地方は、南多摩郡、北多摩郡、西多摩郡、北豊島郡の諸郡である。但し、西多摩郡と北豊島郡に関しては、前者は1906、07両年に、後者は1907年に夏産繭を欠く。北多摩郡、南多摩郡、西多摩郡3郡は、東京府の主要養蚕地方でもある⁽¹³⁾。以下、1898~1907年における東京府郡区別最高・最低繭価格について明らかにしていきたい。

1898(明治31)年に、東京府3区8郡の内、郡区別夏蚕最高繭価格は荏原郡の26円、同最低繭価格は北多摩郡の20円である。両郡の繭価格差は、6円であった。北多摩郡の繭価格差は、荏原郡の繭価格の77%に止まる。繭価格の地域差が大きい。荏原郡の夏蚕業は、低調である。少量夏蚕繭に高値が付いていたことになる。北多摩郡は東京府の主要養蚕地方、この年豊多摩郡に次ぐ夏蚕繭産地である。

1899(明治32)年において、郡区別最高繭価格は荏原郡と西多摩郡の35円、同最低繭価格は赤坂区の25円であった。この繭価格差は、10円である。赤坂区の繭価格は、荏原・西多摩両郡の繭価格の71%に止まる。繭価格の地域差が拡大している。前年同様夏蚕業低調な荏原郡と荏原郡とは対照的にこの年東京府最大の夏蚕繭産地の北多摩郡に次ぐ、西多摩郡が夏蚕最高繭価格産地であった。赤坂区は、夏蚕業低調である。

1900(明治33)年には、郡区別最高繭価格は荏原郡、豊多摩郡、西多摩郡の30円、同最低繭価格は南多摩郡の23円である。この繭価格差は、7円であった。南多摩郡の繭価格は、荏原・豊多摩・西多摩3郡の繭価格の77%に止まる。繭価格の地域差が大きい。荏原郡は、3年連続の最高繭価格産地である。西多摩郡は、前年に引き続き最高繭価格産地であった。豊多摩郡は夏蚕盛業地とはいえ、1900年に北多摩・南多摩・西多摩3郡の夏蚕産繭量を大きく下回る。最低繭価格産地の南多摩郡は東京府の代表的養蚕業地方であり、主要夏蚕地方である。

1901(明治 34)年に、郡区別最高繭価格は西多摩郡の 28 円、同最低繭価格は北豊島郡の 21 円であった。両郡の繭価格差は、7 円である。北豊島郡の繭価格差は、西多摩郡の繭価格の 75% に止まる。繭価格の地域差が前年に増して拡大する。西多摩郡は、3 年連続して最高繭価格産地である。北多摩郡と南多摩郡と共に西多摩郡は、府内夏蚕業興隆の主要な担い手であった。西多摩郡と北豊島郡は共に東京府の主要夏蚕地方であり、北豊島郡はこの年より府内夏蚕業が後退期に入的过程中で府内最大の夏蚕繭産地であった。

1902(明治 35)年において、郡区別最高繭価格は荏原郡の 38 円、同最低繭価格は南多摩郡の 28 円である。両郡の繭価格差は、10 円であった。南多摩郡の繭価格は、荏原郡の繭価格の 74% に止まる。繭価格の地域差は解消することなく、厳然と存続している。荏原郡の最高繭価格産地は、1898 年以来今年で 4 度目である。南多摩郡は、前々年に続き最低繭価格産地であった。この年南多摩郡は、府内最大の夏蚕繭産地である。府内最大の夏蚕繭産地の南多摩郡が最低繭価格産地という関係は、翌年以降も屢々生じている。

1903(明治 36)年には、郡区別最高繭価格は豊多摩郡の 44 円、同最低繭価格は南多摩郡の 30 円であった。両郡の繭価格差は、14 円である。南多摩郡の繭価格は、豊多摩郡の繭価格の 68% に過ぎない。繭価格の地域差が拡大する。豊多摩郡は、1900 年以来 2 度目の最高繭価格産地である。前年同様府内最大の夏蚕繭産地の南多摩郡は、1900 年以来 3 回目の最低繭価格産地である。府内夏蚕最高・最低繭価格比は、前年までの 70% 台から 68% に拡大する。

1904(明治 37)年に、郡区別最高繭価格は北豊島郡と北多摩郡の 30 円、同最低繭価格は南葛飾郡と西多摩郡の 25 円である。この繭価格差は、5 円であった。南葛飾・西多摩両郡の繭価格は、北豊島・北多摩両郡の繭価格の 83% に止まる。繭価格の地域差が依然解消されていない。最高・最低繭価格比は縮小するが、翌年には拡大に向かう。北豊島郡と共に府内主要夏蚕地方の北多摩郡の今年の夏蚕業は低調であるが、翌年以降好転する。南葛飾郡は新興養蚕地方であり、夏秋養蚕業が今年より小規模にて始まる。

1905(明治 38)年において、郡区別最高繭価格は北豊島郡の 40 円、同最低繭価格は西多摩郡の 25 円であった。両郡の繭価格差は、15 円である。西多摩郡の繭価格は、北豊島郡の繭価格の 63% に過ぎない。繭価格の地域差が一層拡大する。府内主要夏蚕地方の北豊島郡は、前年に引き続き最高繭価格産地であり、南多摩郡に次ぐ府内夏蚕繭産地であった。西多摩郡は、前年同様夏蚕業の低調が続き、翌年以降夏蚕繭の産出がみられなくなる。

1906(明治 39)年には、郡区別最高繭価格は豊多摩郡の 48 円、同最低繭価格は南多摩郡、北多摩郡、南足立郡の 40 円である。この価格差は、8 円であった。南多摩・北多摩・南足立 3 郡の繭価格は、豊多摩郡の繭価格の 83% に止まる。繭価格の地域差は解消に向かうことなく、存続している。最高・最低繭価格比は再び縮小するが、翌年には拡大する。夏蚕業が盛況とはいえ

ない豊多摩郡が 1903 年に続き最高繭価格産地であった。南多摩郡と北多摩郡は府内主要夏蚕地方であり、南足立郡は今年より夏蚕業が僅かに行われる新興養蚕地方である。

1907(明治 40)年に、郡区別最高繭価格は南足立郡の 48 円、同最低繭価格は南多摩郡の 35 円であった。両郡の繭価格差は、13 円である。南多摩郡の繭価格は、南足立郡の繭価格の 73%に止まる。繭価格の地域差が拡大している。夏蚕業が低調な南足立郡は、前年が最低繭価格産地、本年が最高繭価格産地であった。本年府内最大の夏蚕産地の南多摩郡は、前年同様最低繭価格産地である。

斯くして、東京府の養蚕農民が遍く夏蚕繭価格情報を基にして製糸家と繭価格交渉に臨むという状況には無かったことが明らかである。府内夏蚕最高繭価格産地は、夏蚕業が低調な諸郡が相対的に多く、同最低繭価格産地は、夏蚕業が低調な諸郡は少なく、主要夏蚕地方が大部分を占めていた。特に、1898～1907 年の前半には荏原郡が最高繭価格産地、また同期間を通じて南多摩郡が最低繭価格産地であることが多かったのである。なお、府内夏蚕最高・最低繭価格比は、縮小と拡大を繰り返すが、1900 年代半ばにおいても東京府諸郡区間の夏蚕繭価格差は収束することなく、厳然と存在していたことが確認できる。東京府各郡内諸町村においても繭価格(繭単価)の格差が広範囲に生じていたことであろう。

(6) 神奈川県

『神奈川県統計書』は、郡市別春夏秋蚕繭各価格を 1905(明治 38)年から記載をするようになる。神奈川県の主要養蚕地方は、高座郡を中心に愛甲郡、中郡、津久井郡、都筑郡の諸郡である⁽¹⁴⁾。神奈川県の主要夏蚕業地方は、高座郡、鎌倉郡、中郡、足柄上郡である。神奈川県の夏蚕繭産量は、1900 年代半ばに増加傾向にあり、1,000 石台前半を維持する。この産繭量は、東京府の夏蚕繭産量を上回る。以下、1905～07 年における神奈川県郡市別夏蚕最高・最低繭価格について究明していきたい。

1905(明治 38)年に、神奈川県 11 郡 1 市の内、郡市別夏蚕最高繭価格は横浜市と足柄下郡の 45 円、同最低繭価格は高座郡、橘樹郡、愛甲郡、津久井郡の 30 円である。この繭価格差は、15 円であった。高座・橘樹・愛甲・津久井 4 郡の繭価格は、横浜市と足柄下郡の繭価格の 67%に過ぎない。繭価格の地域差が大きい。最高繭価格産地の横浜市と足柄下郡は、夏蚕業は低調である。最低繭価格産地の内、高座郡のみが主要夏蚕地方であった。高座郡、愛甲郡、津久井郡は、県内の主要養蚕地方である。

1906(明治 39)年において、郡市別最高繭価格は津久井郡の 61 円、同最低繭価格は橘樹郡の 30 円であった。両郡の繭価格差は、31 円である。橘樹郡の繭価格は、津久井郡の繭価格の僅か 49%に過ぎない。繭価格の地域差が大幅に拡大する。津久井郡は、前年の最低繭価格産地から最高

繭価格産地へ転ずる。夏蚕業が低調な橘樹郡は、前年に引き続き最低繭価格産地であった。

1907(明治 40)年には、郡市別最高繭価格は橘樹郡の 48 円、同最低繭価格は津久井郡の 29 円である。両郡の繭価格差は、19 円であった。津久井郡の繭価格は、橘樹郡の繭価格の 60%に過ぎない。繭価格の地域差は前年より縮小するとはいえ、繭価格差は依然として変わることなく、明瞭に存続している。橘樹郡は、前々年と前年の最低繭価格産地から最高繭価格産地へと変転する。津久井郡は、前年の最高繭価格産地から再び最低繭価格産地へ転ずる。

斯くて、神奈川県養蚕農民が遍く夏蚕繭価格情報を基にして製糸家と繭価格交渉に臨むという状況には無かったことが看取できよう。1900 年代半ばにおいて神奈川県諸郡市間の繭価格差は収束することなく、厳然と存在していたことは明らかである。神奈川県各郡内諸町村においても繭価格(繭単価)の格差が広範囲に生じていたことであろう。

(7) 栃木県

『栃木県統計書』は、郡市別春夏秋蚕繭各価格の記載・利用が 1911(明治 44)年より可能となるため、同年及び 1913(大正 2)年、1914(大正 3)年 3 ヶ年について郡市別夏蚕繭価格の分析を行いたい。1912(大正元)年の『栃木県統計書』は利用が不可能なため、この年度を除く。栃木県の主要養蚕地方は、下都賀郡を中心とした那須郡、安蘇郡、足利郡、上都賀郡の諸郡である⁽¹⁵⁾。栃木県の夏秋養蚕業の内、秋蚕業が発展する一方で、夏蚕業は後退している。1911 年の夏蚕繭産量 2,100 石台から 1913 年には 1,300 石台に減少する。宇都宮市にはこの期間に夏蚕産繭は無い。栃木県の主要夏蚕地方は、那須郡、下都賀郡、塩谷郡である。1911 年には那須郡と下都賀郡 2 郡の夏蚕繭産量は栃木県の夏蚕産繭総量の 58%を占め、1913 年においては那須郡のみで 47%を占める。栃木県の夏蚕産地としては、那須郡が優位を確保していた。以下、1911～14 年における栃木県郡別夏蚕最高・最低繭価格について考察していきたい。

1911(明治 44)年に、栃木県 8 郡の内、郡別夏蚕最高繭価格は下都賀郡の 40 円、同最低繭価格は安蘇郡の 29 円である。両郡の繭価格差は、11 円であった。安蘇郡の繭価格は、下都賀郡の繭価格の 73%に止まる。繭価格の地域差が大きい。下都賀・安蘇両郡共に栃木県の主要養蚕地方であるが、夏蚕業に関しては、下都賀郡は主要夏蚕地方であり、安蘇郡は夏蚕業が低調な地方であった。

1913(大正 2)年において、郡別夏蚕最高繭価格は下都賀郡と足利郡の 41 円、同最低繭価格は那須郡、塩谷郡、上都賀郡、河内郡、芳賀郡の 38 円であった。この繭価格差は、3 円である。繭価格差の縮小は、最低繭価格が急騰したことに依る。那須・塩谷・上都賀・河内・芳賀 5 郡の繭価格は、下都賀・足利両郡の繭価格の 93%に上る。下都賀郡は、前年に引き続き最高繭価格産地であった。足利郡は、下都賀郡同様に主要養蚕地方である。最低繭価格産地には、主要

夏蚕地方と夏蚕業低調な諸郡が混在する。繭価格の地域差は、翌年に拡大する。

1914(大正 3)年には、郡別夏蚕最高繭価格は安蘇郡の 41 円、同最低繭価格は那須郡の 25 円である。両郡の繭価格差は、16 円であった。那須郡の繭価格は、安蘇郡の繭価格の 61%に過ぎない。繭価格の地域差が極めて大きい。安蘇郡は、1911 年の最低繭価格産地から本年には最高繭価格産地へと転換する。那須郡は、前年に引き続き最低繭価格産地であった。

翌年以後においても、1913 年の如き繭価格差の縮小は見られない。即ち、最高・最低繭価格比は、1915(大正 4)年に 85%、1916(大正 5)年 83%、1917(大正 6)年 84%であった⁽¹⁶⁾。1913(大正 2)年の 93%は、例外的な数値であったといえよう。従って、1900 年代半ばの繭価格差は、1911 年の繭価格差に近似した数値と考えてよいであろう。1900 年代半ばにおいて繭価格の地域差は、解消されていなかったといえよう。

斯くして、栃木県の養蚕農民が遍く夏蚕繭価格情報を基にして製糸家と繭価格交渉に臨むという状況には無かったことが推察できる。1900 年代半ばにおいて栃木県諸郡市間の繭価格差は収束することなく、厳然と存在していたことが考えられる。栃木県各郡内諸町村においても繭価格(繭単価)の格差が生じていたことであろう。

(8) 茨城県

『茨城県統計書』は、郡市別春夏秋蚕繭各価格が 1901(明治 34)年から記載する。茨城県の主要養蚕地方は、結城郡、新治郡、稲敷郡、東茨城郡、真壁郡、筑波郡の諸郡である⁽¹⁷⁾。茨城県の夏蚕産繭量は 1901～03 年に 3,000 石台～5,000 石余に増加し、1904～05 年に 4,000 石台、1906～07 年には 3,000 石台に漸減する。水戸市の夏蚕産繭は、1905 年より記載が無くなる。茨城県の主要夏蚕地方は、稲敷郡、筑波郡、猿島郡、真壁郡、新治郡、久慈郡、鹿島郡(1903 年まで)である。上記 7 郡で 1901～07 年に茨城県の夏蚕産繭量の 65%以上を占めていた。茨城県最大の夏蚕産地は、1901～02 年では新治郡、1903～04 年では筑波郡、1905～07 年では稲敷郡という変化が生じていた。以下、1901～07 年における茨城県郡市別夏蚕最高・最低繭価格について究明していきたい。

1901(明治 34)年に、茨城県 14 郡 1 市の内、郡市別夏蚕最高繭価格は結城郡の 35 円、同最低繭価格は東茨城郡の 24 円である。両郡の繭価格差は、11 円であった。東茨城郡の繭価格は、結城郡の繭価格の 69%に過ぎない。繭価格の地域差が大きい。結城郡と東茨城郡共に主要養蚕地方であるが、夏蚕業については両郡共に低調であった中で、最高繭価格産地と最低繭価格産地に分かれる。

1902(明治 35)年において、郡市別夏蚕最高繭価格は結城郡の 37 円、同最低繭価格は新治郡、鹿島郡、東茨城郡の各 25 円であった。この繭価格差は、12 円である。新治・鹿島・東茨城 3 郡

の繭価格は、結城郡の繭価格の68%に過ぎない。最高・最低繭価格共に上昇する中で、繭価格の地域差が拡大していた。最高繭価格産地は、前年同様結城郡である。最低繭価格産地は、前年と同じく東茨城郡、他に主要夏蚕地方の新治郡と鹿島郡であった。新治郡は、東茨城郡同様、主要養蚕地方である。

1903(明治36)年には、郡市別夏蚕最高繭価格は稲敷郡の36円、同最低繭価格は鹿島郡の25円である。両郡の繭価格差は、11円である。鹿島郡の繭価格は、稲敷郡の繭価格の69%に過ぎない。3年連続して最高・最低繭価格比は、60%台であった。繭価格の地域差が依然として大きく開いている。稲敷郡は主要養蚕地方であり、主要夏蚕地方でもある。鹿島郡は、本年稲敷郡に次いで最大の夏蚕繭量を記録するが、翌年以降減少する。鹿島郡の主要夏蚕地方は、本年までとなる。鹿島郡は、2年連続して夏蚕最低繭価格産地であったが、本年を最後とする。

1904(明治37)年に、郡市別夏蚕最高繭価格は結城郡の35円、同最低繭価格は久慈郡、新治郡、北相馬郡の各25円であった⁽¹⁸⁾。この繭価格差は、10円である。久慈・新治・北相馬3郡の繭価格は、結城郡の繭価格の71%に止まる。繭価格の地域差は、存続している。久慈郡は、新治郡と共に主要夏蚕地方である。北相馬郡の夏蚕業は低調である。結城郡の夏蚕最高繭価格産地は、1901年以来3度目である。

1905(明治38)年において、郡市別夏蚕最高繭価格は猿島郡の40円、同最低繭価格は久慈郡の22円である。両郡の繭価格差は、18円であった。久慈郡の繭価格は、猿島郡の繭価格の55%に過ぎない。繭価格の地域差が収束することなく、拡大している。猿島郡は、主要夏蚕地方である。

1906(明治39)年には、郡市別夏蚕最高繭価格は猿島郡と筑波郡の各40円、同最低繭価格は那珂郡の30円であった。この繭価格差は、10円である。那珂郡の繭価格は、猿島・筑波両郡の繭価格の75%に止まる。繭価格の地域差は、解消することなく、存在する。筑波郡は、主要養蚕地方であり、主要夏蚕地方でもある。那珂郡は、夏蚕業が低調である。

1907(明治40)年に、郡市別夏蚕最高繭価格は結城郡の50円、同最低繭価格は那珂郡の35円である。両郡の繭価格差は、15円であった。那珂郡の繭価格は、結城郡の繭価格の70%に止まる。繭価格の地域差が拡大する。結城郡の夏蚕最高繭価格産地は、1901年以降4回目である。夏蚕最低繭価格産地は、前年に引き続き那珂郡であった。

茨城県の夏蚕最高繭価格産地は、1901～07年において結城郡(4回)を最多として、猿島郡(2回)、稲敷郡(1回)、筑波郡(1回)の4郡に限られる。夏蚕最低繭価格産地は、東茨城郡、新治郡、鹿島郡、久慈郡、那珂郡の各2回と北相馬郡の1回の6郡に分散する。上記の北相馬郡と那珂郡を除く4郡の内、東茨城郡と新治郡は主要養蚕地方、新治郡と鹿島郡及び久慈郡が主要夏蚕地方である。北相馬郡と那珂郡は、夏蚕業が低調であった。夏蚕最高・最低繭価格産地共に主要夏蚕地方である傾向が強く、主要養蚕地方を含めると一層両繭価格産地を兼ねる傾向が強い。

夏蚕業が低調な諸郡の夏蚕最高繭価格産地は無く、その夏蚕最低繭価格産地は、限定的である。

斯くして、茨城県の養蚕農民が遍く夏蚕繭価格情報を基にして製糸家と繭価格交渉に臨むという状況には無かったことが看取できよう。1900年代半ばにおいて茨城県諸郡市間の繭価格差は解消することなく、厳然と存在していたことは明らかである。茨城県各郡内諸町村においても繭価格(繭単価)の格差が広範囲に生じていたことであろう。

(9) 千葉県

『千葉県統計書』は、1903(明治 36)年より郡別春夏秋蚕繭各価格を記載する。千葉県の主要養蚕地方は、山武郡、印旛郡、香取郡を中心に匝瑳郡、市原郡、長生郡、東葛飾郡、君津郡の諸郡である⁽¹⁹⁾。千葉県の夏蚕産繭量は、1904年の3,400石余をピークとして以後急激に減少に向かい、1906～07年にはピーク時の10%前後まで低下する。秋蚕繭は、夏蚕繭とは対照的に増加傾向にある。千葉県の主要夏蚕地方は、山武郡と印旛郡である。山武・印旛両郡共に夏蚕産繭量がピークの1903～04年に1,000石を超えていたが、その後大幅に減少していく。以下、1903～07年における千葉県郡別夏蚕最高・最低上繭価格について明らかにしていこう。

1903(明治 36)年に、千葉県12郡の内、郡別夏蚕最高繭価格は下総地方の印旛郡の42円、同最低繭価格は上総地方の夷隅郡の32円である。両郡の繭価格差は、10円であった。夷隅郡の繭価格は、印旛郡の繭価格の76%に止まる。繭価格の地域差が大きい。印旛郡は千葉県の代表的養蚕地方であり、主要夏蚕地方でもある。夷隅郡は、養蚕業(夏蚕業共)が低調である。

1904(明治 37)年において、郡別夏蚕最高繭価格は上総地方の山武郡の37円、同最低繭価格は下総地方の匝瑳郡の16円であった。両郡の繭価格差は、21円である。匝瑳郡の繭価格は、山武郡の繭価格の僅か43%に過ぎない。最高・最低繭価格共に低下、特に最低繭価格の下落の中で、繭価格の地域差が一層拡大している。山武郡は印旛郡と共に千葉県の代表的養蚕地方であり、主要夏蚕地方でもある。匝瑳郡は主要養蚕地方であるが、夏蚕業に関しては低調であった。

1905(明治 38)年には、郡別夏蚕最高繭価格は山武郡の42円、同最低繭価格は千葉郡の19円である。両郡の繭価格差は、23円であった。千葉郡の繭価格は、山武郡の繭価格の僅か45%に過ぎない。最高・最低繭価格共に上昇する中で、前年同様繭価格の地域差が極めて大きい。山武郡は、前年に引き続き最高繭価格産地であった。下総地方の千葉郡は、養蚕業(夏蚕業共)が低調である。

1906(明治 39)年に、郡別夏蚕最高繭価格は山武郡と君津郡の45円、同最低繭価格は安房郡の35円であった。この繭価格差は、10円である。安房郡の繭価格は、山武・君津両郡の繭価格の78%に止まる。最高・最低繭価格共に増加、特に最低繭価格の急騰する中で、繭価格の地域差は前年に比べて縮小するとはいえ、依然として収束することなく存続している。上総地方の君

津郡と安房地方の安房郡共に夏蚕業は、低調である。この両郡が最高繭価格産地と最低繭価格産地に分かれる。

1907(明治 40)年において、郡別夏蚕最高繭価格は安房郡の 72 円、同最低繭価格は市原郡の 37 円である。両郡の繭価格差は、35 円であった。市原郡の繭価格は、安房郡の繭価格の僅か 51% に過ぎない。繭価格の地域差が再び一層拡大をみる。前年最低繭価格産地の安房郡が本年は最高繭価格産地となる。上総地方の市原郡は、安房郡同様に夏蚕業が低調である。夏蚕業が低調な市原・安房両郡が最高繭価格産地と最低繭価格産地に分かれる。前年と同様である。

斯くして、千葉県の養蚕農民が遍く夏蚕繭価格情報を基にして製糸家と繭価格交渉に臨むという状況には無かったことは明らかである。1900 年代半ばにおいて千葉県諸郡間の繭価格差は収束することなく、厳然と存在していたことは明瞭であった。千葉県各郡内諸町村においても繭価格(繭単価)の格差が広範囲に生じていたことであろう。

(10) 福島県

『福島県統計書』は、1905(明治 38)年から郡市別春夏秋冬蚕繭各価格を記載する。福島県の主要養蚕地方は、伊達郡、田村郡を中心に安達郡、信夫郡、石川郡、相馬郡、安積郡の諸郡である⁽²⁰⁾。福島県の夏蚕産繭量は、1905~07 年に 24,000 石台から 27,000 石余へ 3,000 石弱漸増している。秋蚕繭は、この期間中に夏蚕繭の 3 倍以上の増加をみている。福島県の主要夏蚕地方は、田村郡を筆頭に石城郡、石川郡、東白川郡、西白河郡、双葉郡、岩瀬郡、南会津郡である。1905~07 年に田村郡、南会津郡、北会津郡、耶麻郡、河沼郡、大沼郡、東白川郡、石城郡、若松市は、夏蚕繭量が秋蚕繭量を上回る。その他諸郡として石川郡、西白河郡が上記期間中 2 ヶ年、岩瀬郡が同じく 1 ヶ年、夏蚕繭量が秋蚕繭量を上回っていた。夏秋蚕業の盛んな諸郡の中には、春蚕繭量を上回る夏秋蚕繭量を実現している。西白河郡、双葉郡、東白川郡、田村郡、石城郡、石川郡、相馬郡がこの事例である。以下、1905~07 年における福島県の郡市別最高・最低上繭価格について究明することしよう。

1905(明治 38)年に、福島県 17 郡 2 市の内、郡市別夏蚕最高繭価格は耶麻郡の 50 円、同最低繭価格は東白川郡の 30 円である。両郡の繭価格差は、20 円であった。東白川郡の繭価格は、耶麻郡の繭価格の 60% に過ぎない。繭価格の地域差が顕著であった。耶麻郡は春蚕業中心で、夏蚕業は低調である。但し、耶麻郡の夏秋蚕業の内、夏蚕業を主とする。翌年以降、耶麻郡の夏蚕産繭量は増大し、1907 年には 1905 年の 3 倍に拡大する。東白川郡の夏秋蚕繭量は、1905 年に産繭総量(上繭)の 41% から 1906 年には 73% に上昇する。

1906(明治 39)年において、郡市別夏蚕最高繭価格は若松市の 51 円、同最低繭価格は石川郡の 35 円であった。両郡の繭価格差は、16 円である。石川郡の繭価格は、若松市の繭価格の 69%

に過ぎない。繭価格の地域差は前年に比べ若干縮小したとはいえ、依然として明瞭に存続している。若松市の夏蚕業は低調であるが、夏蚕産繭量は増加を辿る。1905～07年に若松市の夏蚕産繭量は、3倍(66石→200石)に増大している。石川郡は主要養蚕地方であり、主要夏蚕地方でもあった。石川郡の夏蚕産繭量は、1905年の3,000石弱から1907年には2,000石余に減少する。

1907(明治40)年には、郡市別夏蚕最高繭価格は相馬郡の58円、同最低繭価格は東白川郡の40円である。両郡の繭価格差は、18円であった。東白川郡の繭価格は、相馬郡の繭価格の69%に過ぎない。最高・最低繭価格共に上昇する中で、繭価格の地域差は、変わることなく厳然と存在している。相馬郡は主要養蚕地方であるが、夏蚕業は低調であった。東白川郡は、1905年に続き最低繭価格産地である。

1905～07年に福島県において、夏蚕業の低調な耶麻郡、若松市、相馬郡が共に最高繭価格産地であった。最低繭価格産地は、主要夏蚕地方の石川郡と東白川郡である。福島県最大の夏蚕地方の田村郡は、最高・最低繭価格産地何れでも無かった。繭価格の地域差は、1900年代半ばにおいても収束に向かうことなく存続しているのである。

斯くして、福島県の養蚕農民が遍く夏蚕繭価格情報を基にして製糸家と繭取引交渉に臨むという状況には無かったものといえよう。1900年代半ばに福島県諸郡市間の繭価格差は収束することなく、歴然と存在していたことは明らかである。福島県各郡内諸町村においても、繭価格(繭単価)の格差が広範囲に生じていたことが推察できる。

(11) 宮城県

『宮城県統計書』は、1905(明治38)年より郡市別春夏秋冬各繭価格の記載をみる。宮城県の主要夏蚕地方は、伊具郡を中心に刈田郡、本吉郡、柴田郡、登米郡、栗原郡、桃生郡、亶理郡の諸郡である⁽²¹⁾。宮城県の夏蚕業は全体として低調な中で、主要夏蚕地方は登米郡、栗原郡、桃生郡、遠田郡、黒川郡である。宮城県の夏蚕産繭量は、1905～07年において300石台乃至400石台に漸増から停滞へと推移する。宮城県の夏秋蚕業は、圧倒的に秋蚕業中心であった。以下、1905～07年における宮城県の郡市別夏蚕最高・最低繭価格について明らかにしていきたい。

1905(明治38)年に、宮城県16郡1市の内、郡市別夏蚕最高繭価格は加美郡の46円、同最低繭価格は志田郡の30円である。両郡の繭価格差は、16円であった。志田郡の繭価格は、加美郡の繭価格の65%に過ぎない。繭価格の地域差が極めて大きい。加美郡と志田郡共に夏蚕業は低調であるが、夏蚕産繭量は、加美郡が志田郡を上回る。

1906(明治39)年において、郡別夏蚕最高繭価格は柴田郡の56円、同最低繭価格は本吉郡の36円であった。両郡の繭価格差は、20円である。本吉郡の繭価格は、柴田郡の繭価格の64%に過

ぎない。最高・最低繭価格共に上昇する中で、特に最高繭価格の騰貴が際立つ。柴田郡と本吉郡共に主要養蚕地方であるが、夏蚕繭に関しては両郡共低調であった。

1907(明治 40)年には、郡市別夏蚕最高繭価格は志田郡の 64 円、同最低繭価格は伊具郡の 45 円である。両郡の繭価格差は、19 円であった。伊具郡の繭価格は、志田郡の繭価格の 70%に止まる。前年に続いて最高・最低繭価格共に上昇する中で、繭価格の地域差は変わることなく存続している。志田郡は、夏蚕業が低調である。伊具郡は宮城県を代表する養蚕地方であるが、夏蚕業に関しては低調であった。夏蚕産繭量は、志田郡が伊具郡を上回る。1905 年同様、夏蚕業が共に低調であっても、相対的に夏蚕産繭量の多い郡が最高繭価格産地となっていた。

斯くして、宮城県の養蚕農民が遍く夏蚕繭価格情報を基にして製糸家と繭価格交渉に臨むという状況には無かったことは明瞭である。1900 年代半ばに宮城県諸郡市間の繭価格差は消滅することなく、厳然と存続していたことは明白である。宮城県各郡内諸町村においても、繭価格(繭単価)の格差が広範囲に生じていたことであろう。

(12) 山形県

『山形県統計書』は、1910(明治 43)年から郡市別春夏秋冬蚕繭各価格を記載するようになる。山形県の主要養蚕地方は、西村山郡、東村山郡、南村山郡、北村山郡、東置賜郡、西置賜郡の諸郡である⁽²²⁾。山形県の夏蚕産繭量は、1910～12 年に 7,000 石弱から 10,000 石余へ 1.6 倍の増加をみる。山形県内では夏蚕業は、村山地方(山形市、南村山郡、東村山郡、西村山郡、北村山郡)が産繭量 3,000 石余から 6,000 石弱へ 1.8 倍に、置賜地方(最上郡、米沢市、南置賜郡、東置賜郡、西置賜郡)が 3,000 石弱から 4,000 石余へ 1.4 倍にそれぞれ増大する。逆に庄内地方(東田川郡、西田川郡、飽海郡)が 240 石余から 160 石余へ 37%減少する。山形県の主要夏蚕地方は、置賜地方の西置賜郡・東置賜郡、村山地方の西村山郡・北村山郡・東村山郡である。山形県の秋蚕業は、夏蚕業を大きく上回る。山形県は 1910～12 年に夏秋蚕業が発展する一方で、春蚕業は減少・停滞傾向にあった。1900 年代半ばの山形県の夏蚕繭価格動向が不明なため、1910～12 年における山形県の郡市別夏蚕最高・最低上繭価格について究明することにした。

1910(明治 43)年に、山形県 11 郡 2 市の内、郡市別夏蚕最高繭価格は東置賜郡、西置賜郡、西村山郡、南村山郡、飽海郡の 39 円、同最低繭価格は最上郡、西田川郡の 35 円である。この繭価格差は、4 円であった。最上・西田川両郡の繭価格は、東置賜・西置賜・西村山・南村山・飽海 5 郡の繭価格の 90%に止まる。繭価格の地域差は、消滅することなく存在する。最高繭価格産地は東置賜郡、西置賜郡、西村山郡、南村山郡の如く、主要養蚕地方乃至主要夏蚕地方が多い。最低繭価格産地の最上郡や西田川郡は、夏蚕業が低調であった。

1911(明治 44)年において、郡市別夏蚕最高繭価格は米沢市の 45 円、同最低繭価格は最上郡と

東田川郡の 39 円であった。この繭価格差は、6 円である。最上・東田川両郡の繭価格は、米沢市の繭価格の 87%に止まる。繭価格の地域差が拡大している。最高繭価格産地の米沢市と最低繭価格産地の最上郡・東田川郡何れも夏蚕業は低調である。最上郡は、前年に引き続き最低繭価格産地であった。

1912(明治 45)年には、郡市別夏蚕最高繭価格は米沢市の 44 円、同最低繭価格は西田川郡、東田川郡、飽海郡の 39 円である。この繭価格差は、5 円であった。西田川・東田川・飽海 3 郡の繭価格は、米沢市の繭価格の 89%に止まる。繭価格の地域差は、変わらずに存続している。米沢市は、前年に引き続き最高繭価格産地である。庄内地方 3 郡が最低繭価格産地であった。

1910～12 年に夏蚕業が低調な西田川郡、東田川郡、最上郡は、最低繭価格産地であることが多かった。夏蚕業の低調な飽海郡は、1910 年に最高繭価格産地、1912 年には最低繭価格産地であった。夏蚕業が低調な米沢市は、2 年連続最高繭価格産地である。山形県において、主要養蚕地方と主要夏蚕地方は重なることが多く、そこには有力養蚕農民の存在が想定される。1910～12 年に主要夏蚕地方が最高繭価格産地となることはあっても、最低繭価格産地となることは無かった。

斯くして、山形県の養蚕農民が遍く夏蚕繭価格情報を基にして製糸家と繭価格交渉に臨むという状況には無かったものといえよう。1910～12 年の郡市別夏蚕繭価格動向から判断して、1900 年代半ばにおいても山形県諸郡市間の繭価格差は収束することなく、歴然と存在していたことは明らかであろう。山形県各郡内諸町村においても、繭価格(繭単価)の格差が広範囲に生じていたであろうことは容易に推測できよう。

(13) 秋田県

『秋田県統計書』では、1904(明治 37)年より郡市別春夏秋蚕繭各価格を記載する。秋田県の主要養蚕地方は、雄勝郡を中心に平鹿郡、仙北郡、北秋田郡の諸郡であった⁽²³⁾。秋田県の夏蚕業は盛況ではないが、1904～07 年に夏蚕産繭量(上繭)が 500 石余から 1,200 石に 2.4 倍の増加をみる。秋蚕業は同期間に急増するものの、夏蚕産繭量を大幅に下回る。秋田県の夏秋蚕業は、夏蚕業中心である。東北地方において夏秋蚕業は、秋田県のほか岩手県、青森県 3 県の北東北地域では夏蚕業中心であった。秋田県の主要夏蚕地方は、雄勝郡と平鹿郡である。1907 年に北秋田郡と仙北郡の夏蚕産繭量が増大し、両郡は主要夏蚕地方に属ようになる。以下、1904～07 年における秋田県の郡市別夏蚕最高・最低上繭価格について考察していきたい。

1904(明治 37)年に、秋田県 9 郡 1 市の内、郡市別夏蚕最高繭価格は鹿角郡の 44 円、同最低繭価格は南秋田郡の 22 円である。両郡の繭価格差は、22 円であった。南秋田郡の繭価格は、鹿角郡の繭価格の僅か 50%に過ぎない。繭価格の地域差は、極めて大きい。鹿角郡と南秋田郡共

に夏蚕業は低調ながら、鹿角郡の夏蚕産繭量は、南秋田郡の夏蚕産繭量を若干上回る。

1905(明治 38)年において、郡市別夏蚕最高繭価格は北秋田郡の 49 円、同最低繭価格は南秋田郡の 34 円であった。両郡の繭価格差は、15 円である。南秋田郡の繭価格は、北秋田郡の繭価格の 69%に過ぎない。最高・最低繭価格共に上昇する中で、繭価格の地域差は前年比べ縮小しているとはいえ、厳然と存続している。北秋田郡は主要養蚕地方であるが、北秋田郡と南秋田郡共に夏蚕業は低調であるものの、上昇傾向にあった。北秋田郡の夏蚕産繭量は、南秋田郡の夏蚕産繭量の 6 倍に上る。

1906(明治 39)年には、郡市別夏蚕最高繭価格は雄勝郡の 49 円、同最低繭価格は南秋田郡と河辺郡の 35 円である。この繭価格差は、14 円であった。南秋田・河辺両郡の繭価格は、雄勝郡の繭価格の 71%に止まる。繭価格の地域差は、前年同様に変わることなく存在していた。雄勝郡は、秋田県を代表する養蚕地方であり、秋田県最大の夏蚕業地方であった。南秋田郡と河辺郡共に、夏蚕業は低調である。南秋田郡は、1904 年より 3 年連続して最低繭価格産地であった。

1907(明治 40)年に、郡市別夏蚕最高繭価格は北秋田郡の 55 円、同最低繭価格は由利郡と鹿角郡の 48 円であった。この繭価格差は、7 円である。由利・鹿角両郡の繭価格は、北秋田郡の繭価格の 87%に止まる。最高・最低繭価格の上昇、特に最低繭価格が急増する中で、繭価格の地域差は縮小するものの、繭価格差が収束するには至っていない。北秋田郡は、本年夏蚕業拡大の結果、主要夏蚕地方に属すことになり、1905 年に続き最高繭価格産地となる。

斯くして、秋田県の養蚕農民が遍く夏蚕繭価格情報を基にして製糸家と繭価格交渉に臨むという状況には無かったことは明確である。1900 年代半ばに秋田県諸郡市間の繭価格差は消滅することなく、厳然と存在していたことは明瞭であった。秋田県各郡内諸町村においても、繭価格(繭単価)の格差が広範囲に生じていたことであろう。

(14) 岩手県

『岩手県統計書』は、1899(明治 32)年から郡市別春夏秋蚕繭各価格を記載するようになる。但し、1900(明治 33)年については、不明である。岩手県の主要養蚕地方は、東磐井郡を中心に気仙郡、下閉伊郡、西磐井郡、二戸郡の諸郡であった⁽²⁴⁾。岩手県の夏蚕業は、1899～07 年において夏蚕産繭量(上繭)の増減を繰り返しながら、上昇傾向にあった。夏蚕産繭量は、1899～1902 年に 500～600 石台、1903～07 年には一時的に 500 石弱に減少するものの、1,000 石台～2,000 石弱に増加している。秋蚕業も夏蚕業同様に同期間に産繭量は向上しているが、夏秋蚕業の中心は夏蚕業であった。

岩手県の夏蚕業は、1899～1907 年において年次により各郡市の産繭量(上繭)には大きな差異があり、安定的・向上的産繭量の確保が難しかった。その中で、和賀郡と稗貫郡がこの期間中

に略一貫して岩手県の主要夏蚕地方であった。岩手県の夏蚕業は、1899～1907年において1903年と1907年に2度の産繭ピークがあった。先ず1903年に100石以上の夏蚕産繭諸郡は、下閉伊郡、上閉伊郡、二戸郡、和賀郡、東磐井郡、江刺郡、胆沢郡、稗貫郡の8郡であった。1899～1902年には、100石以上の夏蚕産繭諸郡は、1～2郡に限られていたのである。1907年には100石以上の夏蚕産繭諸郡は、和賀郡、九戸郡、稗貫郡、江刺郡、岩手郡、上閉伊郡、二戸郡、紫波郡、胆沢郡の9郡であった。前年の1906年においては100石以上の夏蚕産繭諸郡は、和賀郡、岩手郡、上閉伊郡、二戸郡、九戸郡、稗貫郡の6郡である。1900年代半ばに岩手県の夏蚕業は、略全県的に安定した成長が実現していたものといえよう。以下、1899～1907年における岩手県の郡市別夏蚕最高・最低上繭価格について検討することにしてしよう。

1899(明治32)年に、岩手県の13郡1市の内、郡市別夏蚕最高繭価格は和賀郡の42円、同最低繭価格は東磐井郡の24円である。両郡の繭価格差は、18円であった。東磐井郡の繭価格は、和賀郡の繭価格の僅か57%に過ぎない。繭価格の地域差は、顕著であった。和賀郡は翌年から主要夏蚕地方に属することになるが、本年において夏蚕業は低調である。和賀郡は非主要養蚕地方であり、春蚕産繭量は少ない。東磐井郡は岩手県を代表する養蚕地方であり、春蚕産繭量(9,000石余)は岩手県随一であるが、夏蚕業に関しては低調であった。

1901(明治34)年において、郡市別夏蚕最高繭価格は稗貫郡と二戸郡の35円、同最低繭価格は下閉伊郡の19円であった。この価格差は、16円である。下閉伊郡の繭価格は、稗貫・二戸両郡の繭価格の僅か54%に過ぎない。繭価格の地域差は、前年同様極めて大きい。最高繭価格産地の稗貫郡と二戸郡は非主要養蚕地方であり、夏蚕業は低調である。稗貫郡と二戸郡は、前年においては夏蚕産繭量が100石を超す岩手県最大の夏蚕産地であったが、本年には50～20%減少し、100石を割り込む不安定な夏蚕業であった。両郡共に翌年にかけて一層夏蚕産繭量が減少する。最低繭価格産地の下閉伊郡は主要養蚕地方であるが、夏蚕業は低調である。

1902(明治35)年には、郡市別夏蚕最高繭価格は和賀郡と稗貫郡の40円、同最低繭価格は岩手郡と盛岡市の23円である。この繭価格差は、17円であった。岩手郡と盛岡市の繭価格は、和賀・稗貫両郡の繭価格の僅か58%に過ぎない。繭価格の地域差は、1899年以来3年連続して顕著である。最高繭価格産地の和賀郡と稗貫郡は共に非主要養蚕地方であり、この3年以内に2度に亘り最高繭価格産地となる。和賀郡は、主要夏蚕地方である。稗貫郡は、この年夏蚕業が比較的低调であった。最低繭価格産地の岩手郡と盛岡市は、春蚕業・夏蚕業共に低调であった。

1903(明治36)年に、郡市別夏蚕最高繭価格は和賀郡と二戸郡の45円、同最低繭価格は西磐井郡の31円であった。この繭価格差は、14円である。西磐井郡の繭価格は、和賀・二戸両郡の繭価格の69%に過ぎない。繭価格の地域差は、最高・最低両繭価格の上昇、特に最低繭価格の急増する中で前年までよりは縮小しているが、繭価格差は解消することなく、厳然と存続して

いる。最高繭価格産地の和賀郡と二戸郡は非主要養蚕地方であるが、夏蚕業に関してはこの年岩手県最大の夏蚕産繭量を実現した下閉伊郡に次ぐ主要夏蚕地方群を形成する。最低繭価格産地の西磐井郡は主要養蚕地方であるが、夏蚕業は低調であった。

1904(明治 37)年において、郡市別夏蚕最高繭価格は和賀郡、胆沢郡、江刺郡、二戸郡の 35 円、同最低繭価格は下閉伊郡と気仙郡の 24 円である。この繭価格差は、11 円であった。下閉伊・気仙両郡の繭価格は、和賀・胆沢・江差・二戸 4 郡の繭価格の 69%に過ぎない。前年とは対照的に最高・最低繭価格共に大幅に下落する中で、繭価格の地域差は、前年同様に厳然と存在する。最高繭価格産地の上記 4 郡の中で、和賀郡と胆沢郡が主要夏蚕地方に属し、江刺郡と二戸郡は、夏蚕業が低調であった。最低繭価格産地の下閉伊郡は主要夏蚕地方に属し、他方気仙郡は、夏蚕業が低調である。夏蚕産繭量の多寡が直ちに最高・最低繭価格産地に分けるわけではない。岩手県の代表的養蚕地方の下閉伊郡(春蚕産繭量 6,000 石余)と気仙郡(春蚕産繭量 4,000 石台)が最低夏蚕繭価格産地であり、準主要養蚕地方(春蚕産繭量 1,000 石前後)の和賀郡・胆沢郡・江刺郡・二戸郡が最高夏蚕繭価格産地であった。換言すれば、大規模春蚕産繭諸郡が最低夏蚕繭価格産地、中規模春蚕産繭諸郡が最高繭価格産地となる傾向があった。

1905(明治 38)年には、郡市別夏蚕最高繭価格は盛岡市の 42 円、同最低繭価格は江刺郡と東磐井郡の 32 円であった。この繭価格差は、10 円である。江刺・東磐井両郡の繭価格は、盛岡市の繭価格の 76%に止まる。前年に比べて最高・最低繭価格共に上昇する中で、繭価格の地域差は、若干縮小する程度であった。盛岡市は、春蚕業・夏蚕業共々低調である。盛岡市の最高繭価格産地化は、地域特性を考慮する必要がある。東磐井郡は岩手県最大の養蚕地方であるが、夏蚕業は低調であった。江刺郡は準主要養蚕地方ながら、夏蚕業は低調である。

1906(明治 39)年に、郡市別夏蚕最高繭価格は紫波郡の 50 円、同最低繭価格は東磐井郡の 40 円である。両郡の繭価格差は、10 円であった。東磐井郡の繭価格は、紫波郡の繭価格の 80%に止まる。繭価格の地域差は縮小傾向にあったが、翌年には一転して拡大化が大きく進む。夏蚕最高繭価格産地の紫波郡は春蚕業・夏蚕業共に低調であるが、紫波郡の夏蚕産繭量は増加傾向にあった。夏蚕最低繭価格産地の東磐井郡は前年同様に岩手県最大の養蚕地方であるが、夏蚕業が低調であった。春蚕産繭量の多寡と夏蚕最高・最低繭価格各産地の関係は、従来同様の傾向にある。

1907(明治 40)年において、郡市別夏蚕最高繭価格は紫波郡の 57 円、同最低繭価格は盛岡市の 40 円であった。両郡市の繭価格の地域差は、17 円である。盛岡市の繭価格は、紫波郡の繭価格の 70%に止まる。繭価格の地域差は、最高繭価格が上昇する中で拡大している。最高繭価格産地の紫波郡は非主要養蚕地方であるが、夏蚕業はこの年に初めて夏蚕産繭量(上繭)が 100 石を超える。盛岡市は非主要養蚕地方であり、夏蚕業も低調であった。最高繭価格と最低繭価格の

差額は1899年の18円に次ぎ、1902年の17円と同様の水準である。

因みに、1908(明治41)年に、郡市別夏蚕最高繭価格は上閉伊郡の49円、同最低繭価格は盛岡市の33円である。両郡市の繭価格差は、16円であった。盛岡市の繭価格は、上閉伊郡の繭価格の67%に過ぎない⁽²⁵⁾。1909(明治42)年には、郡市別夏蚕最高繭価格は下閉伊郡の37円、同最低繭価格は九戸郡、気仙郡、盛岡市の30円であった。この繭価格差は、7円である。九戸・気仙・盛岡3郡市の繭価格は、下閉伊郡の繭価格の81%に止まる⁽²⁶⁾。1910(明治43)年については不明である。

中林氏は、岩手県当局による養蚕業奨励政策のほか、乾繭所建設の補助により生繭取引における養蚕農家の不利益を回避できたとする⁽²⁷⁾。主要繭産地・繭集散地に乾繭所補助建設数は、1899～1907年に52ヶ所、1908～10年に21ヶ所に上る。しかし、上述の如く主要養蚕地方の東磐井郡、下閉伊郡、西磐井郡、気仙郡の夏蚕産繭は、最低繭価格であることが多かった。中林氏の主張とは異なる現実が生じていたのである。

斯くして、岩手県の養蚕農民が遍く夏蚕繭価格情報を基にして製糸家と繭価格交渉に臨むという状況には無かったことが看取できよう。1900年代半ば(乃至1900年代後半)に岩手県諸郡市間の繭価格差は解消することなく、厳然と存在していたことが判明する。岩手県各郡内諸町村においても、繭価格(繭単価)の格差が広範囲に生じていたことであろう。

(15) 青森県

『青森県統計書』は、1898(明治31)年より郡市別春夏秋蚕繭各価格を記載する。但し、1899～1905年においては夏蚕繭と秋蚕繭を合わせた夏秋蚕繭価格を掲載するようになり、1906年からは夏蚕繭価格と秋蚕繭価格に分けて記載することになる。青森県の夏秋蚕業は、夏蚕業中心である。前述の如く、1898～1907年に夏蚕産繭と秋蚕産繭共に増加するが、特に夏蚕産繭が大部分を占めていた。夏・秋蚕繭(上繭)比率は、夏蚕繭が1890年代末に100%、秋蚕繭が1900～04年に7%未満、1900年代半ばには10%台まで増加する。従って、夏秋蚕繭各価格が未分離の期間を含む1898～1904年において夏秋蚕繭は夏蚕繭が100%乃至90%以上を占めており、夏秋蚕繭価格は、夏産繭価格と同額乃至略同額と考えてよいことになる。この点を考慮して郡市別夏蚕繭価格の動向を明らかにしたい。

三戸郡と上北郡が青森県の二大養蚕地方である⁽²⁸⁾。特に三戸郡は、青森県最大の養蚕地方であった。青森県の夏蚕業は1890年代末に夏蚕繭100石前後に止まっていたが、1900年代に入り200石台～300石台に上り、1900年代半ばには最大600石台に達する。青森県の夏蚕地方は、1890年代末には三戸郡、上北郡、弘前市の3郡市に限られていた。1900年代に入ると、夏秋蚕地方は、1902年までに上記3郡市の外に東津軽郡、中津軽郡、南津軽郡の5～6郡市に拡大し、

1903年には上記諸郡に加えて西津軽郡、北津軽郡の8郡市、1904年には下北郡を加えて青森県9郡市(青森市を除く)全てが含まれることになる。但し、1904年においても三戸郡と上北郡以外の諸郡市の夏秋蚕繭量は、10石内外に過ぎない。1905～06年には夏秋蚕地方は、三戸郡、上北郡、西津軽郡、弘前市、北津軽郡、南津軽郡(乃至東津軽郡)の6郡市に減少する。1906年の夏秋蚕地方6郡市の内、三戸郡と上北郡は夏・秋蚕両産繭諸郡であり、その他諸郡は夏蚕産繭のみである。翌1907年には夏秋蚕地方は9郡市に拡大し、夏・秋蚕両産繭諸郡は三戸郡、上北郡以外に南津軽郡が加わる。この3郡以外の諸郡は全て夏蚕産繭生産に限られ、秋蚕産繭生産は無い。以下、1898～1907年における青森県の郡市別夏蚕最高・最低上繭価格について考究することにしよう。

1898(明治31)年に、青森県の8郡2市の内、郡市別夏蚕最高繭価格は三戸郡の30円、同最低繭価格は弘前市の24円である。両郡市の繭価格差は、6円であった。弘前市の繭価格は、三戸郡の繭価格の80%に止まる。繭価格の地域差が大きい。三戸郡は、青森県最大の養蚕地方であり、夏蚕地方でもあった。弘前市は、夏蚕業が低調である。

1899(明治32)年において、郡市別夏秋蚕最高繭価格は三戸郡の40円、同最低繭価格は弘前市の30円であった。両郡市の繭価格差は、10円である。弘前市の繭価格は、三戸郡の繭価格の75%に止まる。繭価格の地域差は、最高・最低繭価格共に上昇する中で前年以上に拡大している。最高繭価格産地と最低繭価格産地は、共に前年同様である。

1900(明治33)年には、郡市別夏蚕最高繭価格は上北郡の32円、同最低繭価格は中津軽郡の25円である。両郡の繭価格差は、7円であった。中津軽郡の繭価格は、上北郡の繭価格の78%に止まる。繭価格の地域差は、最高・最低繭価格共に下落する中で前年同様に存続している。上北郡は、三戸郡に次ぐ主要な養蚕地方であり、夏(秋)蚕地方でもあった。中津軽郡は、夏(秋)蚕業が低調である。

1901(明治34)年に、郡市別夏秋蚕最高繭価格は三戸郡の30円、同最低繭価格は南津軽郡の20円であった。両郡市の繭価格差は、10円である。南津軽郡の繭価格は、三戸郡の繭価格の67%に過ぎない。繭価格の地域差は、最高・最低繭価格共に下落する中で是迄以上に拡大している。南津軽郡は、夏(秋)蚕業が低調であった。

1902(明治35)年において、郡市別夏秋蚕最高繭価格は南津軽郡の31円、同最低繭価格は東津軽郡と弘前市の21円である。この繭価格差は、10円であった。東津軽郡と弘前市の繭価格は、南津軽郡の繭価格の68%に過ぎない。繭価格の地域差は、前年同様拡大状況が継続する。南津軽郡は、前年の最低繭価格産地から最低繭価格産地へ転じているが、夏(秋)蚕業が低調であることに変わりはない。最低繭価格産地の東津軽郡と弘前市は、共に夏(秋)蚕業が低調であった。弘前市は、是迄に3度に亘り最低繭価格産地である。夏(秋)蚕業の低調な地方が最高繭価格産

地と最低繭価格産地に分かれており、前年までとは異なる現象が生じていた。翌年も同様である。

1903(明治 36)年には、郡市別夏秋蚕最高繭価格は北津軽郡の 45 円、同最低繭価格は中津軽郡の 27 円であった。両郡の繭価格差は、18 円である。中津軽郡の繭価格は、北津軽郡の繭価格の 60%に過ぎない。繭価格の地域差は、更に拡大している。北津軽郡と中津軽郡共に夏秋蚕業が低調であった。

1904(明治 37)年に、郡市別夏秋蚕最高繭価格は上北郡の 33 円、同最低繭価格は中津軽郡と下北郡の 25 円である。この繭価格差は、8 円であった。中津軽・下北両郡の繭価格は、上北郡の繭価格の 76%に止まる。繭価格の地域差は、最高・最低繭価格共に下落、特に最高繭価格の前年比大幅下落の中で若干縮小するものの、依然として変わることなく存続している。主要夏蚕地方の上北郡が再び最高繭価格産地となり、非主要養蚕地方の中津軽・下北両郡が最低繭価格産地となっている。1898～1901 年と同様に主要夏蚕地方＝最高繭価格産地、非主要養蚕地方＝最低繭価格産地に戻っている。

1905(明治 38)年において、郡市別夏秋蚕最高繭価格は三戸郡と上北郡の 39 円、同最低繭価格は西津軽郡の 30 円であった。この繭価格差は、9 円である。西津軽郡の繭価格は、三戸・上北両郡の繭価格の 77%に止まる。繭価格の地域差は、最高・最低繭価格共に上昇する中で、前年同様に存続する。主要夏蚕地方の三戸郡と上北郡が最高繭価格産地、非主要夏蚕地方の西津軽郡が最低繭価格産地である。

1906(明治 39)年には、郡市別夏蚕最高繭価格は三戸郡と上北郡の 44 円、同最低繭価格は東津軽郡の 36 円である。この繭価格差は、8 円であった。東津軽郡の繭価格は、三戸・上北両郡の繭価格の 82%に止まる。繭価格の地域差は、最高・最低繭価格共に上昇する中で若干縮小するものの、依然として変わることなく存在する。最高繭価格産地は、前年同様に主要夏蚕地方の三戸郡と上北郡である。最低繭価格産地は、非主要養蚕地方の東津軽郡であった。

1907(明治 40)年に、郡市別夏蚕最高繭価格は北津軽郡の 50 円、同最低繭価格は南津軽郡の 34 円であった。両郡の繭価格差は、16 円である。南津軽郡の繭価格は、北津軽郡の繭価格の 68%に過ぎない。繭価格の地域差は、最高繭価格が上昇する中で大幅に拡大する。最高繭価格産地の北津軽郡と最低繭価格産地の南津軽郡は共に非主要養蚕地方である。因みに主要夏蚕地方の繭価格は、上北郡が 49 円、三戸郡が 48 円であった。上北・三戸両郡の繭価格は、北津軽郡の最高繭価格に近似している。以下、1908～1910 年における郡市別夏蚕最高・最低繭価格について言及しておきたい。

青森県において、1908(明治 41)年に郡市別夏蚕最高繭価格は三戸郡の 41 円、同最低繭価格は北津軽郡の 30 円である⁽²⁹⁾。両郡の繭価格差は、11 円であった。北津軽郡の繭価格は、三戸郡

の繭価格の73%に止まる。1909(明治42)年において、郡市別夏蚕最高繭価格は三戸郡の40円、同最低繭価格は中津軽郡と南津軽郡の26円であった⁽³⁰⁾。この繭価格差は、14円である。中津軽・南津軽両郡の繭価格は、三戸郡の繭価格の65%に過ぎない。1910(明治43)年には、郡市別夏蚕最高繭価格は三戸郡の40円、同最低繭価格は北津軽郡の23円である⁽³¹⁾。両郡の繭価格差は、17円であった。北津軽郡の繭価格は、三戸郡の繭価格の僅か58%に過ぎない。上述の如く、1900年代後半には青森県当局の政策の主導によって県下各地十数ヶ所に繭市場が設定されたことにより、繭価格はひとつの市場価格に収束し、養蚕農家に不利な価格形成が抑止されるようになったとする、中林氏の主張⁽³²⁾とは矛盾する事態が生じていたのである。

斯くして、青森県の養蚕農民が遍く夏蚕繭価格情報を基にして製糸家と繭価格交渉に臨むという状況には無かったことは明らかであろう。1900年代半ば(乃至1900年代後半)に青森県諸郡市間の繭価格差は、消滅することなく厳然と存在していたことは明白である。青森県各郡内諸町村においても、繭価格(繭単価)の格差が広範囲に生じていたことであろう。

如上の如く、東日本各府県において1900年代半ば(乃至1900年代後半)に諸郡市間の夏蚕繭(上繭)価格差は収束することなく、歴然と存在していたことが判明するのである。

4、東日本各府県の郡市別秋蚕上繭最高・最低価格の動向

第4表は、1897(明治30)年～1907(明治40)年の東日本各府県における郡市別秋蚕上繭の1石当たりの最高・最低価格の動向を表示している。出典の各年次『府県統計書』には夏蚕繭同様に府県に依り繭価格の記載年次が異なるため、東日本各府県全ての繭価格を1897年より明らかにすることはできないが、1900年代半ば以降には栃木県と山形県を除き繭価格が出揃うようになる。栃木県は1911(明治44)年、山形県は1910(明治43)年からそれぞれ繭価格を記載するようになる。

夏蚕上繭価格同様、1890年代末より秋蚕上繭価格(単価)が明らかになる府県は山梨県、東京府、岩手県に限られ、1900年代に入ると長野県、埼玉県、茨城県、千葉県が可能となる。1900年代半ばには上記栃木県と山形県を除き、東日本各府県の秋蚕上繭価格が略明らかになる。青森県は、既述の如く1899～1905年においては夏蚕繭と秋蚕繭の各価格を合わせた夏秋蚕繭価格を記載しているため、秋蚕繭価格を分離・表示することができない。以下、東日本各府県の郡市別秋蚕上繭最高・最低価格の動向について明らかにしていきたい。

第4表 東日本各府県における郡市別秋蚕上繭最高・最低価格（1897～1907年）

単位：1石当たり円

	1897年		1898年		1899年		1900年		1901年		1902年		1903年		1904年		1905年		1906年		1907年		
	最高単価	最低単価	最高単価	最低単価	最高単価	最低単価	最高単価	最低単価	最高単価	最低単価	最高単価	最低単価	最高単価	最低単価	最高単価	最低単価	最高単価	最低単価	最高単価	最低単価	最高単価	最低単価	
長野県																							
山梨県	西八代郡 42	南都留郡 29	甲府市 41	東山梨郡 24	甲府市 64																		
群馬県																							
埼玉県																							
東京都																							
神奈川県																							
栃木県																							
茨城県																							
千葉県																							
茨城県																							
群馬県																							
埼玉県																							
東京都																							
神奈川県																							
山形県																							
秋田県																							
岩手県																							
青森県																							

(注) 1. 栃木県の繭単価は、1911、13、14年の繭単価、山形県の繭単価は、1910～12年の繭単価。

2. 空白欄は不明、数値の誤りは修正した。千葉県田舎五入。

(資料) 第1表と同じ。

(1) 長野県

長野県の秋蚕産繭量(上繭)は、既述の如く夏秋蚕産繭量(上繭 20 万石前後)の約半分の 10 万石前後を占めていた。即ち、1890 年代末の 7 万石前後から 1900 年代に入り 10 万石台に増加する。長野県の主要秋蚕地方は東筑摩郡、小県郡、諏訪郡、下伊那郡であり、準主要秋蚕地方は更級郡、上水内郡、埴科郡、上高井郡、上伊那郡の諸郡である。上記主要秋蚕地方 4 郡の秋蚕産繭量(上繭)は、長野県秋蚕産繭総量(上繭)の 50%乃至 50%近くを占める。小県郡、更級郡、埴科郡、上高井郡、上水内郡、下水内郡、長野市の夏秋蚕業は、秋蚕業中心であった。尚、松本市の秋蚕産繭は、1907 年より登場する。

1902(明治 35)年に、長野県 16 郡 1 市の内、郡市別秋蚕最高繭価格は諏訪郡の 51 円、同最低繭価格は小県郡、上水内郡、上高井郡、北佐久郡、下高井郡の 40 円である。この繭価格差は、11 円であった。小県・上水内・上高井・北佐久・下高井 5 郡の繭価格は、諏訪郡の繭価格の 78%に止まる。繭価格の地域差が、大きい。最高繭価格産地の諏訪郡は、本年小県郡、東筑摩郡に次ぐ主要秋蚕地方である。最低繭価格産地には主要秋蚕地方の小県郡と準主要秋蚕地方の上水内郡、上高井郡及び秋蚕業不振の北佐久郡、下高井郡を含む。

1903(明治 36)において、郡市別秋蚕最高繭価格は上水内郡の 62 円、同最低繭価格は東筑摩郡、更級郡、西筑摩郡の 46 円であった。この繭価格差は、16 円である。東筑摩・更級・西筑摩 3 郡の繭価格は、上水内郡の繭価格の 74%に止まる。繭価格の地域差は、最高・最低各価格の上昇、特に最高繭価格の高騰する中で拡大する。最高繭価格産地の上水内郡は、準主要秋蚕地方である。上水内郡は、前年には最低繭価格産地であった。最低繭価格産地には、主要秋蚕地方の東筑摩郡と準主要秋蚕地方の更級郡及び秋蚕業不振の西筑摩郡を含む。

1904(明治 37)年には、郡市別秋蚕最高繭価格は下高井郡の 50 円、同最低繭価格は西筑摩郡の 37 円である。両郡の繭価格差は、13 円であった。西筑摩郡の繭価格は、下高井郡の繭価格の 74%に止まる。繭価格の地域差は、最高・最低繭価格共に下落する中で依然として存続する。最高繭価格産地の下高井郡と最低繭価格産地の西筑摩郡共に秋蚕業は、不振である。下高井郡は、前々年には最低繭価格産地であった。西筑摩郡は、前年に引き続き最低繭価格産地である。

1905(明治 38)年に、郡市別秋蚕最高繭価格は北安曇郡の 62 円、同最低繭価格は西筑摩郡の 43 円であった。両郡の繭価格差は、19 円である。西筑摩郡の繭価格は、北安曇郡の繭価格の 69%に過ぎない。繭価格の地域差は、最高・最低繭価格共に増加、特に最高繭価格の上昇する中で拡大する。最高繭価格産地の北安曇郡と最低繭価格産地の西筑摩郡は共に、秋蚕業不振であった。西筑摩郡は、1903 年より 3 年連続して最低繭価格産地である。

1906(明治 39)年において、郡市別秋蚕最高繭価格は下高井郡の 60 円、同最低繭価格は西筑摩郡の 47 円である。両郡の繭価格差は、13 円であった。西筑摩郡の繭価格は、下高井郡の繭価

格の78%に止まる。繭価格の地域差は、最高繭価格の下落と最低繭価格の上昇の中で若干縮小するものの、依然として大きい。秋蚕業不振の下高井郡は、前々年に続く最高繭価格産地である。同じく秋蚕業不振の西筑摩郡が1903年より4年連続して最低繭価格産地であった。

1907(明治40)年には、郡市別秋蚕最高繭価格は諏訪郡の69円、同最低繭価格は上高井郡の55円であった。両郡の繭価格差は、14円である。上高井郡の繭価格は、諏訪郡の繭価格の80%に止まる。繭価格の地域差は、最高・最低繭価格共に上昇する中で依然として存続する。主要秋蚕地方の諏訪郡は、1902年以來の最高繭価格産地である。準主要秋蚕地方の上高井郡は、1902年以來の最低繭価格産地であった。

斯くして、長野県の養蚕農民が遍く秋蚕繭価格情報を基にして製糸家と価格交渉に臨むという状況には無かったことは明白である。1900年代半ばに長野県諸郡市間の繭価格差は収束することなく、歴然と存続していたことは明瞭である。長野県各郡内諸町村においても、繭価格(繭単価)の格差が広範囲に生じていたことであろう。

(2) 山梨県

山梨県は夏秋蚕業の内、秋蚕業中心に産繭増産が図られた。山梨県の秋蚕産繭総量(上繭)は1890年代末には1万石前後であったが、1900年代に入り2万石台に増加する。山梨県の主要秋蚕地方は、東山梨郡、東八代郡、北巨摩郡を中心に南都留郡、中巨摩郡、北都留郡の諸郡である。上記主要秋蚕地方の東山梨郡、東八代郡、北巨摩郡の3郡で、1890年代末から1900年代前半まで山梨県の秋蚕産繭総量(上繭)の50~60%台を占めていたが、1900年代半ばには70%を超えるまでになる。

1897(明治30)年に、山梨県9郡1市の内、郡市別秋蚕最高繭価格は西八代郡の42円、同最低繭価格は南都留郡の20円である。両郡の繭価格差は、22円であった。南都留郡の繭価格は、西八代郡の繭価格の半分以下の僅か48%に過ぎない。繭価格の地域差は、極めて大きい。最高繭価格産地の西八代郡が秋蚕業低調である一方、最低繭価格産地の南都留郡は、山梨県の代表的養蚕地方であり、主要秋蚕地方であった。

1898(明治31)年において、郡市別秋蚕最高繭価格は甲府市の41円、同最低繭価格は東山梨郡の24円であった。両郡市の繭価格差は、17円である。東山梨郡の繭価格は、甲府市の繭価格の59%に過ぎない。繭価格の地域差は、大きい。最高繭価格産地である甲府市の秋蚕業は不振である。最低繭価格産地の東山梨郡は山梨県の代表的養蚕地方であり、主要秋蚕地方であった。

1899(明治32)年には、郡市別秋蚕最高繭価格は甲府市の64円、同最低繭価格は南都留郡の23円である。両郡市の繭価格差は、41円であった。南都留郡の繭価格は、甲府市の繭価格の僅か3分の1強の36%に過ぎない。繭価格の地域差は、最高繭価格の高騰する中で1897年当時以

上に拡大している。甲府市は、前年に引き続き最高繭価格産地である。南都留郡は、1897年に続いて最低繭価格産地であった。

1900(明治33)年に、郡市別秋蚕最高繭価格は北都留郡の45円、同最低繭価格は西山梨郡の28円であった。両郡の繭価格差は、17円である。西山梨郡の繭価格は、北都留郡の繭価格の3分の2以下の62%に過ぎない。繭価格の地域差は、依然として大きい。最高繭価格産地の北都留郡は、主要養蚕地方であり、主要秋蚕地方でもあった。最低繭価格産地の西山梨郡は、春蚕業・秋蚕業共に低調であった。

1901(明治34)年において、郡市別秋蚕最高繭価格は北巨摩郡の55円、同最低繭価格は南都留郡の32円である。両郡の繭価格差は、23円であった。南都留郡の繭価格は、北巨摩郡の繭価格の僅か58%に過ぎない。繭価格の地域差は、極めて大きい。最高繭価格産地の北巨摩郡は、主要秋蚕地方である。南都留郡は、1897年以来3度目の最低繭価格産地であった。

1902(明治35)年には、郡市別秋蚕最高繭価格は東山梨郡の54円、同最低繭価格は南都留郡の32円であった。両郡の繭価格差は、22円である。南都留郡の繭価格は、東山梨郡の繭価格の僅か59%に過ぎない。繭価格の地域差は、依然として大きい。東山梨郡は、1898年の最低繭価格産地から最高繭価格産地に転じている。南都留郡は前年に続き、1897年以降合わせて4度目の最低繭価格産地であった。南都留郡の最低繭価格産地は、その後も続く。

1903(明治36)年に、郡市別秋蚕最高繭価格は甲府市、東山梨郡の50円、同最低繭価格は南都留郡の36円である。この繭価格差は、14円であった。南都留郡の繭価格は、甲府市・東山梨郡の繭価格の72%に止まる。繭価格の地域差は、最高繭価格の下落と最低繭価格の上昇に依り若干縮小化しているとはいえ、依然として大きい。最高繭価格産地としての甲府市は1898、1899両年以來であり、東山梨郡は前年に引き続き2年連続であった。最低繭価格産地としての南都留郡は3年連続であり、1897年以来5回目である。

1904(明治37)年において、郡市別秋蚕最高繭価格は東八代郡の67円、同最低繭価格は南都留郡の33円であった。両郡の繭価格差は、34円である。南都留郡の繭価格は、東八代郡の繭価格の半分以下の僅か49%に過ぎない。繭価格の地域差は、一層拡大している。東八代郡は山梨県の代表的養蚕地方であり、この年県内最大の秋蚕産繭地方であった。南都留郡の最低繭価格産地は4年連続であり、1897年以降通算6度目である。山梨県の最低繭価格産地は、南都留郡の場合が顕著にみられる。

1905(明治38)年については、不明である。1906(明治39)年には、郡市別秋蚕最高繭価格は東山梨郡の52円、同最低繭価格は西山梨郡の42円である。両郡の繭価格差は、10円であった。西山梨郡の繭価格は、東山梨郡の繭価格の81%に止まる。繭価格の地域差は、最高繭価格の下落と最低繭価格の上昇に伴い縮小に向かっているとはいえ、依然として明瞭に存在する。翌年

には繭価格の地域差は、一段と拡大するようになる。東山梨郡の最高繭価格産地は、1902 年以来 3 回目である。西山梨郡の最低繭価格産地は、1900 年以来 2 度目であった。

1907(明治 40)年に、郡市別秋蚕最高繭価格は甲府市の 70 円、同最低繭価格は西八代郡の 41 円であった。両郡の繭価格差は、29 円である。西八代郡の繭価格は、甲府市の繭価格の僅か 59% に過ぎない。繭価格の地域差は、最高繭価格の高騰と最低繭価格の微減に伴い、著しく拡大している。甲府市の最高繭価格産地は、1898 年以来通算 4 回目である。西八代郡は 1897 年には最高繭価格産地であったが、本年は最低繭価格産地であった。

斯くして、山梨県の養蚕農民が遍く秋蚕繭価格情報を基にして製糸家と繭価格交渉に臨むという状況には無かったことは明確であろう。1900 年代半ばに山梨県諸郡市間の繭価格差は解消することなく、依然として存続していたことは明らかである。山梨県各郡内諸町村においても、繭価格(繭単価)の格差が広範囲に生じていたことであろう。

(3) 群馬県

群馬県の夏秋蚕業は、秋蚕業主体に展開している。群馬県の夏秋蚕産繭量の内、秋蚕産繭量が 1890 年代末に既に 90% 台を占め、1900 年代に入っても 90% 台を維持している。群馬県の秋蚕産繭(上繭)総量は 1900 年代に 3~4 万石台に増加し、1900 半ばには最大 8 万石余に達する。群馬県は、関東地方最大の秋蚕繭産出県である。山梨県の主要秋蚕地方は、1900 年代において群馬郡、佐波郡、北甘楽郡、碓氷郡、多野郡、勢多郡、新田郡の諸郡である。

1905(明治 38)年に、群馬県 11 郡 2 市の内、郡市別秋蚕最高繭価格は碓氷郡の 48 円、同最低繭価格は高崎市の 39 円である。両郡の繭価格差は、9 円であった。高崎市の繭価格は、碓氷郡の繭価格の 81% に止まる。繭価格の地域差は、大きい。最低繭価格産地の碓氷郡は、群馬県の主要養蚕地方であり、主要夏蚕・秋蚕地方でもある。最低繭価格産地の高崎市は、秋蚕業低調であった。

1906(明治 39)年において、郡市別秋蚕最高繭価格は利根郡の 53 円、同最低繭価格は北甘楽郡と碓氷郡の 42 円であった。この繭価格差は、11 円である。北甘楽・碓氷両郡の繭価格は、利根郡の繭価格の 79% に止まる。繭価格の地域差は最高・最低繭価格共に上昇する中で、更に拡大している。最高繭価格産地の利根郡は群馬県の主要養蚕地方であるが、秋蚕業は低調である。最低繭価格産地の北甘楽郡と碓氷郡共に群馬県の主要養蚕地方であり、主要秋蚕地方でもあった。碓氷郡は、前年の最高繭価格産地から本年は最低繭価格産地に転じている。

1907(明治 40)年には、郡市別秋蚕最高繭価格は利根郡の 56 円、同最低繭価格は北甘楽郡の 41 円である。両郡の繭価格差は、15 円であった。北甘楽郡の繭価格は、利根郡の繭価格の 73% に止まる。繭価格の地域差は、最高繭価格の上昇と最低繭価格の下落に依り、より一層拡大して

いる。利根郡は、前年に引き続き最高繭価格産地である。北甘楽郡は、前年同様最低繭価格産地であった。

斯くして、群馬県の養蚕農民が遍く秋蚕繭価格情報を基にして製糸家と繭価格交渉に臨むという状況には無かったことは明瞭であろう。1900年代半ばに群馬県諸郡市間の繭価格差は消滅することなく、厳然と存在していたが判明する。群馬県各郡内諸町村においても、繭価格(繭単価)の格差が広範囲に生じていたことであろう。この点後述。

(4) 埼玉県

埼玉県は、夏秋蚕業の内、秋蚕業中心に産繭拡大をみる。夏秋蚕産繭の内、秋蚕産繭比率が1890年代末の80%台から1900年代に入ると90%台に上昇する。埼玉県の秋蚕産繭(上繭)総量は、1890年代末の2万石前後から1900年代には3~4万石台に増加する。埼玉県は、群馬県に次ぐ関東地方最大の秋蚕産繭産出県である。埼玉県の主要秋蚕地方は、1900年代に入間郡を中心に大里郡、児玉郡、比企郡、秩父郡の諸郡に及ぶ。入間郡の秋蚕産繭量は、1900年代半ばには最大2万石余に達する。埼玉県東南部地方においても北足立郡を中心に秋蚕産繭量が増加する。

1900(明治33)年に、郡別秋蚕最高繭価格は北葛飾郡の35円、同最低繭価格は北埼玉郡の25円である。両郡の繭価格差は、10円であった。北埼玉郡の繭価格は、北葛飾郡の繭価格の71%に止まる。繭価格の地域差が大きい。最高繭価格産地の北葛飾郡は秋蚕業が不振であり、最低繭価格産地の北埼玉郡は、秋蚕業が低調であった。北葛飾郡と北埼玉郡共に、埼玉県東南部の新興養蚕地方である。

1901(明治34)年において、郡別秋蚕最高繭価格は大里郡の35円、同最低繭価格は秩父郡の22円であった。両郡の繭価格差は、13円である。秩父郡の繭価格は、大里郡の繭価格の63%に過ぎない。繭価格の地域差は、極めて大きい。最高繭価格産地の大里郡は埼玉県の主要養蚕地方であり、主要秋蚕地方でもあった。最低繭価格産地の秩父郡は大里郡同様、埼玉県の主要養蚕地方であり、主要秋蚕地方でもあった。

1902(明治35)年には、郡別秋蚕最高繭価格は大里郡の45円、同最低繭価格は北葛飾郡の29円である。両郡の繭価格差は、16円であった。北葛飾郡の繭価格は、大里郡の繭価格の64%に過ぎない。繭価格の地域差は、最高・最低繭価格共に上昇する中で前年同様、極めて大きい。大里郡は、前年に引き続き最高繭価格産地である。最低繭価格産地の北葛飾郡は、一昨年には最高繭価格産地であった。北葛飾郡の秋蚕産繭量は一昨年より26倍増(10石→260石)となるが、埼玉県東南部諸郡の中で最も少ない。

1903(明治36)年に、郡別秋蚕最高繭価格は比企郡の48円、同最低繭価格は北埼玉郡の32円であった。両郡の繭価格差は、16円である。北埼玉郡の繭価格は、比企郡の繭価格の67%に過

ぎない。繭価格の地域差は、最高・最低繭価格共に増加傾向にある中で厳然と存続している。最高繭価格産地の比企郡は埼玉県の主要養蚕地方であり、主要秋蚕地方でもあった。北埼玉郡は、1900年に続き最低繭価格産地であった。

1904(明治37)年において、郡別秋蚕最高繭価格は大里郡の40円、同最低繭価格は北埼玉郡、比企郡、児玉郡の33円である。この繭価格差は、7円であった。北埼玉・比企・児玉3郡の繭価格は、大里郡の繭価格の83%に止まる。繭価格の地域差は、最高繭価格の下落により縮小するとはいえ、依然として存続している。大里郡の最高繭価格産地は、1901年以来3回目である。最低繭価格産地の比企郡は、前年においては最高繭価格産地であった。児玉郡は埼玉県の主要養蚕地方であり、主要秋蚕地方でもあった。

1905(明治38)年には、郡別秋蚕最高繭価格は大里郡の49円、同最低繭価格は北埼玉郡と北葛飾郡の40円であった。この繭価格差は、9円である。北埼玉・北葛飾両郡の繭価格は、大里郡の繭価格の82%に止まる。繭価格の地域差は、最高・最低繭価格共に上昇する中で前年同様に明確に存在する。最低繭価格産地の北埼玉郡と北葛飾郡は、前者が1900年以来4度目であり、後者が1902年以来2度目であった。

1906(明治39)年に、郡別秋蚕最高繭価格は大里郡の51円、同最低繭価格は北葛飾郡の40円である。両郡の繭価格差は、11円であった。北葛飾郡の繭価格差は、大里郡の繭価格の78%に止まる。繭価格の地域差は、拡大している。大里郡は、1904年より3年連続で、1901年以来通算5回目の最高繭価格産地である。北葛飾郡は、1905年より2年連続で、1902年以来通算3回目の最低繭価格産地であった。

1907(明治40)年において、郡別秋蚕最高繭価格は大里郡の52円、同最低繭価格は入間郡の45円であった。両郡の繭価格差は、7円である。入間郡の繭価格は、大里郡の繭価格の87%に止まる。繭価格の地域差は、最低繭価格の上昇により縮小化しているが、依然として存続している。大里郡は前年に引き続き最高繭価格産地であり、1901年以来通算6度目であった。入間郡は大里郡同様に埼玉県の主要養蚕地方であり、主要秋蚕地方でもあった。入間郡は、1900年代半ばに秋蚕産繭量が1.3万石余から2万石余に激増し、他の主要秋蚕地方諸郡の秋蚕産繭量を大きく上回るようになる。

埼玉県の最高繭価格産地は、主要秋蚕地方諸郡特に大里郡に、最低繭価格産地は、埼玉県東南部の新興養蚕地方諸郡の北埼玉郡と北葛飾郡に、それぞれ集中する傾向があった。

斯くして、埼玉県の養蚕農民が遍く秋蚕繭価格情報を基にして製糸家と繭価格交渉に臨むという状況には無かったことは明白である。1900年代半ばに埼玉県諸郡間の繭価格差は収束することなく、歴然と存在していたことは明確である。埼玉県各郡内諸町村においても、繭価格(繭単価)の格差が広範囲に生じていたことであろう。

(5) 東京府

東京府の夏秋蚕業は、圧倒的に秋蚕業中心である。夏秋蚕産繭の内、1890年代末より1900年代半ばまで秋蚕繭比率が95%以上を占めていた。東京府の秋蚕産繭量(上繭)総量は、1890代末の1万石前後から1900年代に入り1.3万石台～1.7万石台に増加し、更に1900年代半ばには最大2万石台に拡大する。東京府の主要秋蚕地方は、北多摩郡中心に南多摩郡、西多摩郡の諸郡である。北豊島郡、豊多摩郡、荏原郡は、秋蚕業が低調である。秋蚕産繭量は、北豊島郡が1900年代前半に300石台～500石台、1900年代半ばに最大800石台まで増大するに止まる。1900年代に豊多摩郡が200石台～300石台、荏原郡が100石台～200石台の各増加に過ぎない。区部(赤坂区、四谷区、小石川区)及び南葛飾郡と南足立郡は、秋蚕業が不振である。

1898(明治31)年に、東京府8郡3区の内、郡区別秋蚕最高繭価格は荏原郡の30円、同最低繭価格は南多摩郡の20円である。両郡の繭価格差は、10円であった。南多摩郡の繭価格は、荏原郡の繭価格の3分の2の67%に過ぎない。繭価格の地域差は、極めて大きい。最高繭価格産地の荏原郡は、秋蚕業が低調である。最低繭価格産地の南多摩郡は、北多摩郡に次ぐ、東京府の主要秋蚕地方である。

1899(明治32)年において、郡区別秋蚕最高繭価格は荏原郡と西多摩郡の40円、同最低繭価格は北豊島郡と赤坂区の30円であった。この繭価格差は、10円である。北豊島・赤坂両郡区の繭価格は、荏原・西多摩両郡の繭価格の75%に止まる。繭価格の地域差は、最高・最低繭価格共に上昇する中で若干縮小しつつも、依然として存続する。

1900(明治33)年には、郡区別秋蚕最高繭価格は南多摩郡の38円、同最低繭価格は北豊島郡の28円である。両郡の繭価格差は、10円であった。北豊島郡の繭価格は、南多摩郡の繭価格の74%に止まる。繭価格の地域差は、大きい。最高繭価格産地の南多摩郡は、一昨年には最低繭価格産地であった。北豊島郡は、前年に引き続き最低繭価格産地である。

1901(明治34)年に、郡区別秋蚕最高繭価格は西多摩郡の32円、同最低繭価格は北多摩郡、北豊島郡、荏原郡の28円であった。この繭価格差は、4円である。北多摩・北豊島・荏原3郡の繭価格は、西多摩郡の繭価格の88%に止まる。繭価格の地域差は、最高繭価格の急落に伴い縮小化するとはいえ、依然として存続する。西多摩郡は、一昨年に引き続き最高繭価格産地である。北多摩郡は、東京府を代表する秋蚕地方である。北豊島郡は、1899年以来3度目の最低繭価格産地であった。荏原郡は、1898,1899両年には最高繭価格産地であったが、本年は最低繭価格産地に転じている。主要秋蚕地方の北多摩郡と秋蚕業の低調な北豊島郡、荏原郡が最低繭価格産地であった。

1902(明治35)年において、郡区別秋蚕最高繭価格は荏原郡の39円、同最低繭価格は北多摩郡の29円である。両郡の繭価格差は、10円であった。北多摩郡の繭価格は、荏原郡の繭価格の

74%に止まる。繭価格の地域差は、最高繭価格の急騰に伴い拡大に向かう。荏原郡は、1898、1899 両年に続き最高繭価格産地であった。北多摩郡は、前年に引き続き最低繭価格産地である。

1903(明治 36)年には、郡別秋蚕最高繭価格は荏原郡の 45 円、同最低繭価格は南多摩郡と北多摩郡の 37 円であった。この繭価格差は、8 円である。南多摩・北多摩両郡の繭価格は荏原郡の繭価格の 82%に止まる。繭価格の地域差は、最高・最低繭価格共に急騰する中で縮小するとはいえ、依然として存続することには変わりはない。荏原郡は、1898 年以来通算 4 回目の最高繭価格産地であった。南多摩郡は、1898 年以来 2 回目の最低繭価格産地である。北多摩郡は、1901 年以来 3 年連続して最低繭価格産地であった。東京府の主要養蚕・秋蚕地方の南多摩郡と北多摩郡が共に最低繭価格産地である。

1904(明治 37)年に、郡別秋蚕最高繭価格は荏原郡と豊多摩郡の 36 円、同最低繭価格は南葛飾郡の 31 円である。この繭価格差は、5 円であった。南葛飾郡の繭価格は、荏原・豊多摩両郡の繭価格の 86%に止まる。繭価格の地域差は、最高・最低繭価格共に急落する中で若干縮小するとはいえ、依然として存続する。荏原郡は、1902 年より 3 年連続、1898 年以来通算 5 度目の最高繭価格産地である。最高繭価格産地の豊多摩郡は、荏原郡同様に秋蚕業が低調であった。最低繭価格産地の南葛飾郡は、秋蚕業が不振である。

1905(明治 38)年において、郡別秋蚕最高繭価格は豊多摩郡の 46 円、同最低繭価格は南多摩郡の 42 円であった。両郡の繭価格差は、4 円である。南多摩郡の繭価格は、豊多摩郡の繭価格の 91%に止まる。繭価格の地域差は、最高・最低繭価格共に急騰する中で縮小するものの、依然として存続している。翌年には繭価格の地域差が、再び拡大に向かうことになる。豊多摩郡は、前年に引き続き最高繭価格産地である。主要秋蚕地方の南多摩郡は、1898 年以来通算 3 回目の最低繭価格産地であった。南多摩郡は、1900 年には最高繭価格産地である。

1906(明治 39)年には、郡別秋蚕最高繭価格は豊多摩郡の 50 円、同最低繭価格は荏原郡の 40 円である。両郡の繭価格差は、10 円であった。荏原郡の繭価格は、豊多摩郡の繭価格の 80%に止まる。繭価格の地域差は、最高繭価格の上昇と最低繭価格の下落により大きく拡大している。豊多摩郡は、1904 年以来 3 年連続の最高繭価格産地である。荏原郡は、1901 年以来 2 度目の最低繭価格産地であるが、前述の如く荏原郡は、1898 年以来 5 回を数える、東京府最多の最高繭価格産地を記録している。

1907(明治 40)年に、郡別秋蚕最高繭価格は南葛飾郡の 47 円、同最低繭価格は西多摩郡の 43 円であった。両郡の繭価格差は、4 円である。西多摩郡の繭価格は、南葛飾郡の繭価格の 91%に止まる。繭価格の地域差は、最高繭価格の下落と最低繭価格の上昇に伴い縮小に向かうが、依然として存続する。秋蚕業不振の南葛飾郡は、1904 年の最低繭価格産地から本年は最高繭価格産地に転じている。主要秋蚕地方の西多摩郡は、1899 年と 1901 年に最高繭価格産地であっ

たが、本年は最低繭価格産地である。

斯くして、東京府の養蚕農民が遍く秋蚕繭価格情報を基にして製糸家と繭価格交渉に臨むという状況には無かったことが判明しよう。1900年代半ばに東京府諸郡間の繭価格差は解消することなく、厳然と存在していたことは明らかである。東京府各郡内諸町村においても、繭価格(繭単価)の格差が広範囲に生じていたことであろう。

(6) 神奈川県

神奈川県の夏秋蚕業は、東京府同様圧倒的に秋蚕業中心である。夏秋蚕産繭の内、1900年代に秋蚕繭比率が90%以上を占めていた。神奈川県の秋蚕産繭(上繭)総量は、1890年代末の1万石未満から1900年代に入り1万石台前半～後半に増加する。1900年代半ばに神奈川県の主要秋蚕地方は、高座郡を中心に愛甲郡と津久井郡の諸郡である。準主要秋蚕地方は、中郡、鎌倉郡、都筑郡、足柄上郡の諸郡である。

1905(明治38)年に、神奈川県11郡1市の内、郡市別秋蚕最高繭価格は足柄下郡の51円、同最低繭価格は三浦郡の30円である。両郡の繭価格差は、21円であった。三浦郡の繭価格は、足柄下郡の繭価格の僅か59%に過ぎない。繭価格の地域差は、極めて大きい。最高繭価格産地の足柄下郡は、秋蚕業が低調である。最低繭価格産地の三浦郡は、秋蚕業不振であった。

1906(明治39)年において、郡市別秋蚕最高繭価格は足柄下郡の53円、同最低繭価格は津久井郡の35円であった。両郡の繭価格差は、18円である。津久井郡の繭価格は、足柄下郡の繭価格の66%に過ぎない。繭価格の地域差は、最高・最低繭価格共に上昇する中で若干縮小傾向にあるが、依然として大きい。足柄下郡は、前年に引き続き最高繭価格産地である。津久井郡は神奈川県の主要養蚕地方であり、主要秋蚕地方でもあった。

1907(明治40)年には、郡市別秋蚕最高繭価格は橘樹郡の50円、同最低繭価格は都筑郡の39円である。両郡の繭価格差は、11円であった。都筑郡の繭価格は、橘樹郡の繭価格の78%に止まる。繭価格の地域差は、最高繭価格の下落と最低繭価格の上昇に伴い縮小化するが、開差は依然として大きく存続している。最高繭価格産地の橘樹郡は、秋蚕業不振である。最低繭価格産地の都筑郡は、準主要秋蚕地方であった。

斯くして、神奈川県の養蚕農民が遍く秋蚕繭価格情報を基にして製糸家と繭価格交渉に臨むという状況には無かったことは明瞭である。1900年代半ばに神奈川県諸郡間の繭価格差は収束することなく、歴然と存在していたことが判明する。神奈川県各郡内諸町村においても、繭価格(繭単価)の格差が広範囲に生じていたことであろう。

(7) 栃木県

栃木県の夏秋蚕業は、1890年代末頃までの夏蚕業中心から1900年代に入り秋蚕業中心に転換する。夏秋蚕産繭の内、1900年代初めの秋蚕繭比率が50%台から1900年代半ばに最大77%に拡大する。栃木県の秋蚕産繭(上繭)総量は、1890年代末の1千石台から1900年代に入り2、3千石台～7、8千石台に増加する。栃木県の秋蚕産繭(上繭)総量は、関東地方諸県の中で最も少ない。栃木県の主要秋蚕地方は、下都賀郡を中心に那須郡、足利郡、安蘇郡、河内郡の諸郡である。前述の如く、栃木県の郡市別秋蚕産繭量は、1911年以前と1912年は不明である。以下、1911、13、14年の秋蚕繭価格について究明することにした。

1911(明治44)年に、栃木県8郡1市の内、郡市別秋蚕最高繭価格は河内郡の41円、同最低繭価格は那須郡と安蘇郡の33円である。この繭価格差は、8円であった。那須・安蘇両郡の繭価格は、河内郡の繭価格の80%に止まる。繭価格の地域差は、大きい。最高繭価格産地の河内郡は、栃木県の主要秋蚕地方である。最低繭価格産地の那須郡と安蘇郡は、共に栃木県の主要養蚕地方であり、主要秋蚕地方であった。

1912(大正元)年については不明である。1913(大正2)年において、郡市別秋蚕最高繭価格は下都賀郡、芳賀郡、宇都宮市の50円、同最低繭価格は上都賀郡の39円であった。この繭価格差は、11円である。上都賀郡の繭価格は、下都賀・芳賀・宇都宮3郡市の繭価格の78%に止まる。繭価格の地域差は、最高・最低繭価格共に上昇する中で拡大している。最高繭価格産地の下都賀郡は、栃木県を代表する養蚕地方であり、秋蚕地方であった。同じく最高繭価格産地の芳賀郡は秋蚕業が低調であり、宇都宮市は、秋蚕業不振であった。最低繭価格産地の上都賀郡は主要養蚕地方であるが、秋蚕業は不振であった。

1914(大正3)年には、郡市別秋蚕最高繭価格は足利郡と安蘇郡の33円、同最低繭価格は塩谷郡の29円である。この繭価格差は、4円であった。塩谷郡の繭価格は、足利・安蘇両郡の繭価格の88%に止まる。繭価格の地域差は、最高繭価格の急落と最低繭価格の低落により縮小化しているとはいえ、依然として存続している。最高繭価格産地の足利郡は、安蘇郡同様に栃木郡の主要養蚕・秋蚕地方である。最高繭価格産地の安蘇郡は、一昨年には最低繭価格産地であった。最低繭価格産地の塩谷郡は、秋蚕業が低調である。

1914年以降、郡市別秋蚕最高・最低繭価格差は、拡大に向かう。即ち、最高・最低価格比(・差額)は、1915(大正4)年85%(5円)、1916(大正5)年73%(14円)、1917(大正6)年82%(13円)であった⁽³³⁾。1916～17年においては最高繭価格と最低繭価格共に上昇している。1914(大正3)年の88%は、少々突出した数値であったといえよう。1900年代半ばの繭価格差は、上記1911、13年の繭価格以下の数値(及び繭価格差)と考えられる。それ故、繭価格の地域差は、解消していなかったといえよう。

斯くして、栃木県の養蚕農民が遍く秋蚕繭価格情報を基にして製糸家と繭価格交渉に臨むという状況には無かったことは明白であろう。1900年代半ばに栃木県諸都市間の繭価格差は消滅することなく、厳然と存在していたことは明らかであるといえよう。栃木県各郡内諸町村においても、繭価格(繭単価)の格差が広範囲に生じていたことであろう。

(8) 茨城県

茨城県の夏秋蚕業は、秋蚕業中心である。夏秋蚕産繭の内、秋蚕繭比率が1890年代末の60%前後から1900年代に入り70%台～80%台後半に増加する。茨城県の秋蚕産繭(上繭)総量は、1890年代末の1万石未満から1900年代には1万石台から2万石台後半まで拡大する。この産繭量は、関東地方においては群馬県、埼玉県に次ぐ有力秋蚕産繭産出県である。茨城県の主要秋蚕地方は、結城郡、稲敷郡、新治郡、筑波郡、東茨城郡、真壁郡の諸郡である。上記諸郡に次ぐ準主要秋蚕地方は、鹿島郡、西茨城郡、北相馬郡の諸郡である。その他諸都市は、秋蚕業が低調乃至不振であった。

1901(明治34)年に、茨城県14郡1市の内、郡市別秋蚕最高繭価格は多賀郡の39円、同最低繭価格は猿島郡の28円である⁽³⁴⁾。両郡の繭価格差は、11円であった。猿島郡の繭価格は、多賀郡の繭価格の72%に止まる。繭価格の地域差は、大きい。最高繭価格産地の多賀郡は、秋蚕業不振である。最低繭価格産地の猿島郡は、秋蚕業が低調であった。

1902(明治35)において、郡市別秋蚕最高繭価格は久慈郡の38円、同最低繭価格は猿島郡の25円であった。両郡の繭価格差は、13円である。猿島郡の繭価格は、久慈郡の繭価格の3分の2の66%に過ぎない。繭価格の地域差は、極めて大きい。最高繭価格産地の久慈郡は、秋蚕業不振であった。猿島郡は、前年に引き続き最低繭価格産地である。

1903(明治36)年代には、郡市別秋蚕最高繭価格は多賀郡の44円、同最低繭価格は東茨城郡の32円である。両郡の繭価格差は、12円であった。東茨城郡の繭価格は、多賀郡の繭価格の73%に止まる。繭価格の地域差は、最高・最低繭価格共に上昇する中で若干縮小するが、依然として大きな開差が生じている。多賀郡は、前々年に続き最高繭価格産地であった。最低繭価格産地の東茨城郡は、茨城県の主要秋蚕地方である。

1904(明治37)年に、郡市別秋蚕最高繭価格は結城郡の45円、同最低繭価格は西茨城郡と久慈郡の30円であった⁽³⁵⁾。この繭価格差は、15円である。西茨城・久慈両郡の繭価格は、結城郡の繭価格の3分の2の67%に過ぎない。繭価格の地域差は、最高繭価格の増加と最低繭価格の減少により、大きく拡大している。最高繭価格産地の結城郡は、茨城県の主要養蚕地方であり、主要秋蚕地方でもあった。最低繭価格産地の西茨城郡は、準主要秋蚕地方である。同じく最低繭価格産地の久慈郡は秋蚕業不振であり、一昨年には最高繭価格産地であった。

1905(明治 38)年において、郡市別秋蚕最高繭価格は結城郡、東茨城郡、北相馬郡、行方郡、水戸市の 43 円、同最低繭価格は那珂郡の 31 円である。この繭価格差は、12 円であった。那珂郡の繭価格は、結城・東茨城・北相馬・行方・水戸 5 郡市の繭価格の 72%に止まる。繭価格の地域差は、最高繭価格の下落と最低繭価格の上昇に伴い若干縮小するとはいえ、依然として大きく開いている。最高繭価格産地の内、結城郡は、前年に引き続き最高繭価格産地である。東茨城郡は、一昨年の最低繭価格産地から最高繭価格産地へ転じている。北相馬郡は、準主要秋蚕地方である。行方郡は、秋蚕業が低調であり、水戸市は、秋蚕業不振であった。最低繭価格産地の那珂郡は、秋蚕業が低調である。

1906(明治 39)には、郡市別秋蚕最高繭価格は北相馬郡の 47 円、同最低繭価格は那珂郡の 32 円である。両郡の繭価格差は、15 円であった。那珂郡の繭価格は、北相馬郡の繭価格の 68%に過ぎない。繭価格の地域差は、最高・最低繭価格共に上昇する中で、一層拡大している。準主要秋蚕地方の北相馬郡が、前年に引き続き最高繭価格産地である。秋蚕業の低調な那珂郡が、前年に引き続き最低繭価格産地であった。

1907(明治 40)年に、郡市別秋蚕最高繭価格は新治郡と結城郡の 50 円、同最低繭価格は久慈郡 42 円であった。この繭価格差は、8 円である。久慈郡の繭価格は、新治・結城両郡の繭価格の 84%に止まる。繭価格の地域差は、最高・最低繭価格共に上昇、特に最低繭価格の急騰により縮小化しているが、依然として解消することなく大きく開いている。最高繭価格産地の新治郡と結城郡は、何れも主要秋蚕地方である。結城郡は、1904 年以来通算 3 回目の最高繭価格産地であった。秋蚕業不振の久慈郡は、1904 年以来 2 回目の最低繭価格産地である。

斯くして、茨城県の養蚕農民が遍く秋蚕繭価格情報を基にして製糸家と繭価格交渉に臨むという状況には無かったことが判明する。1900 年代半ばに茨城県諸郡市間の繭価格差は解消することなく、厳然と存在していたことは明白である。茨城県各郡内諸町村においても、繭価格(繭単価)の格差が広範囲に生じていたことであろう。

(9) 千葉県

千葉県の夏秋蚕業は、1900 年代に秋蚕業を中心に確立をみる。夏秋蚕産繭の内、秋蚕繭比率が 1980 年代末の 47~70%から 1900 年代前半に 70%台~80%台、1900 年代半ばには最大 98%を占めるまでになる。千葉県の秋蚕産繭(上繭)総量は、1890 年代末の 3 千石前後から 1900 年代に入り 5 千石台から 1 万石台まで増加し、1900 年代半ばには最大 1 万 8 千石余に達する。千葉県の秋蚕産出量が急激に増加する一方で、夏蚕産出量は 1900 年代に入り漸増するものの、1900 年代半ばには急減するという対照的な推移を辿る。千葉県の主要秋蚕地方は、印旛郡、山武郡、香取郡の諸郡である。準主要秋蚕地方は、匝瑳郡、市原郡、東葛飾郡、長生郡、君津郡、千葉

郡、海上郡の諸郡である。夷隅郡と安房郡は、秋蚕業が低調であった。

1903(明治 36)年に、千葉県 12 郡の内、郡別秋蚕最高繭価格は安房郡の 55 円、同最低繭価格は香取郡の 35 円である。両郡の繭価格差は、20 円であった。香取郡の繭価格は、安房郡の繭価格の 64%に過ぎない。繭価格の地域差は、極めて大きい。最高繭価格産地の安房郡は、秋蚕業が低調である。最低繭価格産地の香取郡は、千葉県の主要養蚕地方であり、主要秋蚕地方でもあった。

1904(明治 37)年において、郡別秋蚕最高繭価格は山武郡の 44 円、同最低繭価格は東葛飾郡の 30 円であった。両郡の繭価格差は、14 円である。東葛飾郡の繭価格は、山武郡の繭価格の 68%に過ぎない。繭価格の地域差は、最高繭価格の急落と最低繭価格の下落の中で依然として大きく開いている。最高繭価格産地の山武郡は、千葉県の主要養蚕地方であり、主要秋蚕地方でもあった。最低繭価格産地の東葛飾郡は、準主要秋蚕地方であった。

1905(明治 38)年には、郡別秋蚕最高繭価格は山武郡と匝瑳郡⁽³⁶⁾の 50 円、同最低繭価格は香取郡の 33 円である。この繭価格差は、17 円であった。香取郡の繭価格は、山武・匝瑳両郡の繭価格の 66%に過ぎない。繭価格の地域差は、最高・最低繭価格共に上昇する中で更に拡大している。最高繭価格産地の内、山武郡は前年に引き続き最高繭価格産地であり、匝瑳郡は準主要秋蚕地方であった。千葉県の主要養蚕・秋蚕地方の香取郡は、一昨年に引き続き最低繭価格産地である。

1906(明治 39)年に、郡別秋蚕最高繭価格は匝瑳郡、東葛飾郡、君津郡の 46 円、同最低繭価格は千葉郡の 42 円であった。この繭価格差は、4 円であった。千葉郡の繭価格は、匝瑳・東葛飾・君津 3 郡の繭価格の 91%に止まる。繭価格の地域差は、最高繭価格の下落と最低繭価格の上昇に伴い縮小化に向かっているが、依然として存続している。匝瑳郡は、前年に引き続き最高繭価格産地であった。東葛飾郡は、一昨年の最低繭価格産地から最高繭価格産地へ転じている。最高繭価格産地の君津郡は、準主要秋蚕地方である。最低繭価格産地の千葉郡は、準主要秋蚕地方であった。

1907(明治 40)年において、郡別秋蚕最高繭価格は安房郡と君津郡の 49 円、同最低繭価格は市原郡と千葉郡の 45 円であった。この繭価格差は、4 円である。市原・千葉両郡の繭価格は、安房・君津両郡の繭価格の 92%に止まる。繭価格の地域差は、最高・最低繭価格共に上昇する中で前年同様に依然として存続している。秋蚕業が低調な安房郡は、1903 年以來 2 回目の最高繭価格産地である。準主要秋蚕地方の君津郡は、前年に引き続き最高繭価格産地であった。最低繭価格産地の市原郡と千葉郡は、何れも準主要秋蚕地方である。

斯くして、千葉県の養蚕農民が遍く秋蚕繭価格情報を基にして製糸家と繭価格交渉に臨むという状況には無かったことは明らかであろう。1900 年代半ばに千葉県諸郡間の繭価格差は収束

することなく、歴然と存在していたことは明瞭であるといえよう。千葉県各郡内諸町村においても、繭価格(繭単価)の格差が広範囲に生じていたことであろう。

(10) 福島県

福島県の夏秋蚕業は、1900年代に夏蚕業中心から秋蚕業中心に転換する。夏秋蚕産繭の内、秋蚕繭比率が1890年代末の30、40%台から1900年代に入り徐々に増加して1903年に過半を占めるようになり、1900年代半ばには60%台に突入する。福島県の秋蚕産繭(上繭)総量は、1890年代末の1万石余から1900年代に入り1万石台~3、4万石台に増大し、1900年代半ばには最大4万5千石余に達する。この秋蚕産繭量は、東北地方諸県最大である。福島県の主要秋蚕地方は、1900年代半ばに伊達郡を中心に田村郡、信夫郡、安達郡、相馬郡、双葉郡の諸郡である。準主要秋蚕地方は、石川郡、西白河郡、石城郡、岩瀬郡、安積郡、東白川郡の諸郡である。その他の諸郡市は、秋蚕業が低調乃至不振である。

1905(明治38)年に、福島県17郡2市の内、郡市別秋蚕最高繭価格は相馬郡の49円、同最低繭価格は岩瀬郡と東白川郡の30円である。この繭価格差は、19円であった。岩瀬・東白川両郡の繭価格は、相馬郡の繭価格の3分の2以下の61%に過ぎない。繭価格の地域差は、極めて大きい。最高繭価格産地の相馬郡は、福島県の主要養蚕地方であり、主要秋蚕地方でもあった。最低繭価格産地の岩瀬郡と東白川郡は、何れも準主要秋蚕地方である。

1906(明治39)年において、郡市別秋蚕最高繭価格は信夫郡、相馬郡、耶麻郡の50円、同最低繭価格は南会津郡の33円であった。この繭価格差は、17円である。南会津郡の繭価格は、信夫・相馬・耶麻3郡の繭価格の3分の2の66%に過ぎない。繭価格の地域差は、前年同様に極めて大きい。最高繭価格産地の内、信夫郡は、福島県の主要養蚕地方であり、主要秋蚕地方でもあった。主要養蚕・秋蚕地方の相馬郡は、前年に引き続き最高繭価格産地である。耶麻郡は、秋蚕業が低調であった。最低繭価格産地の南会津郡は、秋蚕業低調である。

1907(明治40)年には、郡市別秋蚕最高繭価格は福島市の63円、同最低繭価格は石川郡の40円である。両郡の繭価格差は、23円であった。石川郡の繭価格は、福島市の繭価格の3分の2以下の63%に過ぎない。繭価格の地域差は、最高・最低繭価格の上昇、特に最高繭価格の急騰の中で拡大している。1900年代半ばにおいて、繭価格の地域差は収束することなく、3年連続して大きく開いていたのである。最高繭価格産地の福島市は、秋蚕業が低調である。最低繭価格産地の石川郡は、福島県の主要養蚕地方であり、準主要秋蚕地方であった。

斯くして、福島県の養蚕農民が遍く秋蚕繭価格情報を基にして製糸家と繭価格交渉に臨むという状況には無かったことは明瞭である。1900年代半ばに福島県諸郡市間の繭価格差は消滅することなく、歴然と存在していたが判明する。福島県各郡内諸町村においても、繭価格(繭単価)

の格差が広範囲に生じていたことであろう。

(11) 宮城県

宮城県の夏秋蚕業は、1900年代に入り是迄の夏蚕業中心から秋蚕業中心に転換する。夏秋蚕産繭の内、秋蚕繭比率が1890年代末の50%未満から1900年代には70%台～90%台に拡大し、1900年代半ばに最大98%に達する。宮城県の秋蚕産繭(上繭)総量は、1980年代末の1千石前後以下から1900年代に入り増加の一途を辿り、1千石台～2千石台に、更に6千石台～8、9千石台、そして1900年代半ばに最大1万3千石余まで増加する。宮城県の秋蚕産繭(上繭)総量は、1903年迄は山形県のそれを大きく上回っていた。1900年代半ばに宮城県の主要秋蚕地方は、伊具郡、柴田郡、刈田郡の諸郡であった。準主要秋蚕地方は、亶理郡、名取郡、宮城郡、仙台市、志田郡、遠田郡、栗原郡、登米郡、桃生郡の諸郡市である。その他諸郡は、秋蚕業が低調乃至不振であった。

1905(明治38)年に、宮城県16郡1市の内、郡市別秋蚕最高繭価格は亶理郡と仙台市の50円、同最低繭価格は本吉郡の35円である。この繭価格差は、15円であった。本吉郡の繭価格は、亶理・仙台両郡市の繭価格の70%に止まる。繭価格の地域差は、極めて大きい。最高繭価格産地の内、亶理郡は、宮城県の主要養蚕地方であり、準主要秋蚕地方であった。仙台市は、準主要秋蚕地方である。最低繭価格産地の本吉郡は、宮城県の主要養蚕地方であり、秋蚕業不振の年であった。

1906(明治39)年において、郡市別秋蚕最高繭価格は牡鹿郡の52円、同最低繭価格は刈田郡と玉造郡の45円であった。この繭価格差は、7円である。刈田・玉造両郡の繭価格は、牡鹿郡の繭価格の87%に止まる。繭価格の地域差は、最高・最低繭価格共に上昇、特に最低繭価格の急騰により縮小化が進むとはいえ、依然として格差が大きく開いている。最高繭価格産地の牡鹿郡は、秋蚕業不振である。最低繭価格産地の内、刈田郡は、宮城県の主要養蚕地方であり、主要秋蚕地方でもあった。玉造郡は、秋蚕業不振である。

1907(明治40)年には、郡市別秋蚕最高繭価格は加美郡と黒川郡の60円、同最低繭価格は栗原郡の48円である。この繭価格差は、12円であった。栗原郡の繭価格は、加美・黒川両郡の繭価格の80%に止まる。繭価格の地域差は、最高・最低繭価格共に上昇、特に最高繭価格の急騰により拡大する。最高繭価格産地の加美郡と黒川郡は、何れも秋蚕業不振である。最低繭価格産地の栗原郡は、準主要秋蚕地方であった。

斯くして、宮城県の養蚕農民が遍く秋蚕繭価格情報を基にして製糸家と繭価格交渉に臨むという状況には無かったことは明白である。1900年代半ばに宮城県諸郡市間の繭価格差は消失することなく、歴然と存在していたことは明らかである。宮城県各郡内諸町村においても、繭価

格(繭単価)の格差が広範囲に生じていたことであろう。

(12) 山形県

山形県の郡市別秋蚕繭価格に関しては、夏蚕繭価格同様に『山形県統計書』の記載は、1910年以降になるため1900年代半ばの秋蚕繭価格に代わり、1910～12年の秋蚕繭価格を用いることにしたい。山形県の夏秋蚕業は、1900年代に夏蚕業中心から秋蚕業中心に転換する。この傾向は、南東北地方諸県に共通している。夏秋蚕産繭の内、秋蚕繭比率が1890年代末の4%以下から1900年代に入り増加し、1902年以降50%台～70%台後半迄拡大し、1900年代半ばには最大80%を占めるまでになる。山形県の秋蚕産繭(上繭)総量は、1890年代末の40石未満から1900年代に入り急増し、100石台～1千石余、更に3千石台～7千石台、そして1900年代半ばには最大1万4千石台まで増大する。1910～12年に山形県の主要秋蚕地方は、東村山郡、東置賜郡を中心に西村山郡、南村山郡、北村山郡、西置賜郡の諸郡である。その他諸市郡は、秋蚕業が低調乃至不振であった。

1910(明治43)年に、山形県11郡2市の内、郡市別秋蚕最高繭価格は米沢市の42円、同最低繭価格は東田川郡の35円である。両郡市の繭価格差は、7円であった。東田川郡の繭価格は、米沢市の繭価格の83%に止まる。繭価格の地域差は、大きい。最高繭価格産地の米沢市は、秋蚕業不振である。最低繭価格産地の東田川郡は、米沢市同様に秋蚕業不振であった。

1911(明治44)年において、郡市別秋蚕最高繭価格は南置賜郡の46円、同最低繭価格は最上郡と西田川郡の39円であった。この繭価格差は、7円である。最上・西田川両郡の繭価格は、南置賜郡の繭価格の85%に止まる。繭価格の地域差は、最高・最低繭価格共に上昇する中で前年同様に大きい。最高繭価格産地の南置賜郡は、秋蚕業が低調である。最低繭価格産地の内、最上郡は、秋蚕業が低調であり、西田川郡は、秋蚕業不振であった。

1912(大正1)年には、郡市別秋蚕最高繭価格は米沢市の44円、同最低繭価格は最上郡の39円である。両郡市の繭価格差は、5円であった。最上郡の繭価格は、米沢市の繭価格の89%に止まる。繭価格の地域差は、最高繭価格の下落により、若干縮小するとはいえ、依然として明らかな開差が生じていた。秋蚕業不振の米沢市は、一昨年に引き続き最高繭価格産地である。秋蚕業低調な最上郡は、前年に引き続き最低繭価格産地であった。

斯くして、山形県の養蚕農民が遍く秋蚕繭価格情報を基にして製糸家と繭価格交渉に臨むという状況には無かったことは明白である。1910～12年の繭価格動向から判断して、1900年代半ばにおいても山形県諸郡市間の繭価格差は解消することなく、厳然と存在していたことは明らかであろう。山形県各郡内諸町村においても、繭価格(繭単価)格差が広範囲に生じていたことであろうことは想像に難くない。

(13) 秋田県

秋田県の夏秋蚕業は、1900年代半ばに秋蚕業の拡大が進むものの、一貫して夏蚕業中心であった。夏秋産繭の内、秋蚕繭比率が1890年代末の1%以下から1900年代に入り漸増し、1900年代前半に3~5%、1900年代半ばには13%~31%余に増大する。秋田県の秋蚕産繭(上繭)総量は、1890年代末の2~3石から1900年代に入り8~21石の微増を経て、1900年代半ばには71~527石まで増加する⁽³⁷⁾。秋田県において取り立てて秋蚕業の盛んな地方は無いが、県内諸郡の中で相対的に盛んな秋蚕地方としては1900年代半ばにおいて秋蚕業の高揚が見られた1907年についてみると、雄勝郡を筆頭に平鹿郡と南秋田郡を挙げることができる。その他諸郡は、秋蚕業が低調乃至不振である。

1904(明治37)年に、秋田県9郡1市の内、郡市別秋蚕最高繭価格は河辺郡の40円、同最低繭価格は山本郡の30円である。両郡の繭価格差は、10円であった。山本郡の繭価格は、河辺郡の繭価格の75%に止まる。繭価格の地域差は、大きい。最高繭価格産地の河辺郡と最低繭価格産地の山本郡共に、養蚕業は低調であり、秋蚕業不振であった。

1905(明治38)年において、郡市別秋蚕最高繭価格は雄勝郡の45円、同最低繭価格は鹿角郡の21円であった。両郡の繭価格差は、24円である。鹿角郡の繭価格は、雄勝郡の繭価格の半分以上の僅か47%に過ぎない。繭価格の地域差は、最高繭価格の上昇と最低繭価格の下落の中で大きく拡大する。最高繭価格産地の雄勝郡は、秋田県第一の養蚕地方であり、秋田県内の中では相対的に秋蚕業が盛んであった。最低繭価格産地の鹿角郡は、秋蚕業不振である。

1906(明治39)年には、郡市別秋蚕最高繭価格は秋田市の56円、同最低繭価格は河辺郡の35円である。両郡市の繭価格差は、21円であった。河辺郡の繭価格は、秋田市の繭価格の3分の2以下の63%に過ぎない。繭価格の地域差は、最高繭価格以上に最低繭価格の上昇(前者11円、後者14円)に伴い縮小化しているとはいえ、依然として大きな開差が生じている。最高繭価格産地の秋田市は、秋蚕業不振であった。河辺郡は、一昨年の最高繭価格産地から最低繭価格産地に転ずる。河辺郡は、一昨年の秋蚕業不振から秋蚕産繭量の増加に伴い秋蚕業低調に向上する。

1907(明治40)年に、郡市別秋蚕最高繭価格は南秋田郡の58円、同最低繭価格は鹿角郡の41円であった。両郡の繭価格差は、17円である。鹿角郡の繭価格は、南秋田郡の繭価格の71%に止まる。繭価格の地域差は、最低繭価格の上昇が最高繭価格の増加を上回ったため、若干縮小したとはいえ、依然として大きな格差が生じていた。最高繭価格産地の南秋田郡は、秋田県内では相対的に秋蚕業が盛んであった。秋蚕業不振の鹿角郡は、一昨年同様に最低繭価格産地である。

斯くして、秋田県の養蚕農民が遍く秋蚕繭価格情報を基にして製糸家と繭価格交渉に臨むと

いう状況には無かったことは明瞭である。1900年代半ばに秋田県諸都市間の繭価格差は収束することなく、厳然と存在していたことは明白である。秋田県各郡内諸町村においても、繭価格(繭単価)の格差が広範囲に生じていたことであろう。

(14) 岩手県

岩手県の夏秋蚕業は、1900年代に秋蚕業の拡大が進行するが、一貫して夏蚕業中心である。夏秋産繭の内、秋蚕繭比率は、1890年代末の2、3%から1900年代には10%台～20%台後半まで増加する。岩手県の秋蚕産繭(上繭)総量は、1890年代末の15石以下から1900年代に入り100石余～700石台に、1900年代半ばには最大790石に達する。秋田県同様、岩手県の秋蚕盛業地方は無く、岩手県内諸郡の中で相対的に盛んな秋蚕地方としては、東磐井郡と西磐井郡に限られる。取り敢えず両郡を岩手県の主要秋蚕地方と呼称することにしよう。1899年に秋蚕業地は3郡しかなく、1901～03年に6～10郡に増え、1904～07年に11～14都市に増加する。1900年代半ばに秋蚕業の低調な地方としては、稗貫郡、和賀郡、胆沢郡、江刺郡、下閉伊郡の諸郡である。秋蚕業不振地方は、盛岡市、岩手郡、柴波郡、九戸郡、二戸郡の諸都市である。上閉伊郡と気仙郡は、秋蚕業低調乃至不振であった。

1899(明治32)年に、岩手県13郡1市の内、都市別秋蚕最高繭価格は西磐井郡の38円、同最低繭価格は柴波郡と九戸郡の35円である。この繭価格差は、3円であった。柴波・九戸両郡の繭価格は、西磐井郡の繭価格の92%に止まる。繭価格の地域差は、近接しているとはいえ、収束するには至っていない。以後この繭価格差は、拡大していくことになる。秋田県の本年秋蚕地方3郡の内、最高繭価格産地の西磐井郡が主要秋蚕地方であり、最低繭価格産地の柴波郡と九戸郡は何れも秋蚕業不振であった。

1900(明治33)年については不明である。1901(明治34)年において、都市別秋蚕最高繭価格は和賀郡の40円、同最低繭価格は東磐井郡と上閉伊郡の15円であった。この繭価格差は、25円である。東磐井・上閉伊両郡の繭価格は、和賀郡の繭価格の僅か38%に過ぎない。繭価格の地域差は、最高繭価格の上昇と最低繭価格の急落により、極めて拡大している。最高繭価格産地の和賀郡は、本年秋蚕業不振であった。最低繭価格産地の内、東磐井郡と上閉伊郡共に、本年においては秋蚕業不振である。

1902(明治35)年には、都市別秋蚕最高繭価格は和賀郡と江刺郡の40円、同最低繭価格は胆沢郡の20円である。この繭価格差は、20円であった。胆沢郡の繭価格は、和賀・江刺両郡の繭価格の半分の僅か50%に過ぎない。繭価格の地域差は、最低繭価格が上昇し若干縮小したとはいえ、極めて大きい。本年において、最高繭価格産地の内、和賀郡は秋蚕業が低調であり、前年に引き続き最高繭価格産地であった。江刺郡は、秋蚕業不振である。最低繭価格産地の胆沢

郡は、秋蚕業不振であった。

1903(明治 36)年に、郡市別秋蚕最高繭価格は和賀郡の 45 円、同最低繭価格は稗貫郡の 34 円であった。両郡の繭価格差は、11 円である。稗貫郡の繭価格は、和賀郡の繭価格の 76%に止まる。繭価格の地域差は、最高・最低繭価格共に上昇、特に最低繭価格の急騰により縮小傾向にあるとはいえ、依然として大きく開いている。本年において秋蚕業低調な和賀郡は、1901 年以來 3 年連続して最高繭価格産地であった。最低繭価格産地の稗貫郡は、本年秋蚕業不振である。

1904(明治 37)年において、郡市別秋蚕最高繭価格は二戸郡の 40 円、同最低繭価格は下閉伊郡の 28 円である。両郡の繭価格差は、12 円であった。下閉伊郡の繭価格は、二戸郡の繭価格の 70%に止まる。繭価格の地域差は、最高・最低繭価格共に下落する中で拡大している。最高繭価格産地の二戸郡は、秋蚕業不振である。最低繭価格産地の下閉伊郡は、秋蚕業が低調であった。

1905(明治 38)年には、郡市別秋蚕最高繭価格は胆沢郡の 44 円、同最低繭価格は岩手郡の 30 円であった。両郡の繭価格差は、14 円である。岩手郡の繭価格は、胆沢郡の繭価格の 68%に過ぎない。繭価格の地域差は、最高・最低繭価格共に上昇する中で一層拡大している。本年秋蚕業不振の胆沢郡は、1902 年の最低繭価格産地から最高繭価格産地に転じている。最低繭価格産地の岩手郡は、秋蚕業不振であった。

1906(明治 39)年に、郡市別秋蚕最高繭価格は上閉伊郡の 55 円、同最低繭価格は和賀郡の 39 円である。両郡の繭価格差は、16 円であった。和賀郡の繭価格は、上閉伊郡の繭価格の 71%に止まる。繭価格の地域差は、最高・最低繭価格共に上昇する中で依然として大きく開いている。本年秋蚕業不振の上閉伊郡は、1901 年の最低繭価格産地から最高繭価格産地に転じている。秋蚕業の低調な和賀郡は、1901～03 年に 3 年連続の最高繭価格産地から最低繭価格産地に転じている。

1907(明治 40)年において、郡市別秋蚕最高繭価格は上閉伊郡の 62 円、同最低繭価格は盛岡市の 45 円であった。両郡市の繭価格差は、17 円である。盛岡市の繭価格は、上閉伊郡の繭価格の 73%に止まる。繭価格の地域差は、最高・最低繭価格共に上昇する中で依然として大きく開いているのである。本年秋蚕業低調な上閉伊郡は、前年に引き続き最高繭価格産地であった。最低繭価格産地の盛岡市は、秋蚕業不振である。

斯くして、岩手県の養蚕農民が遍く秋蚕繭価格情報を基にして製糸家と繭価格交渉に臨むという状況には無かったことが看取できる。1900 年代半ばに岩手県諸郡市間の繭価格差は収束することなく、歴然と存在していたことが判明する。岩手県各郡内諸町村においても、繭価格(繭単価)の格差が広範囲に生じていたことであろう。

因みに、1908(明治 41)年に、郡市別秋蚕最高繭価格は上閉伊郡の 49 円、同最低繭価格は西磐

井郡の 32 円である。両郡の繭価格差は、17 円であった。西磐井郡の繭価格は、上閉伊郡の繭価格の 3 分の 2 以下の 65%に過ぎない⁽³⁸⁾。1909(明治 42)年には、郡市別秋蚕最高繭価格は稗貫郡と胆沢郡の 36 円、同最低繭価格は九戸郡の 29 円であった。この繭価格差は、7 円である。九戸郡の繭価格は、稗貫・胆沢両郡の繭価格の 81%に止まる⁽³⁹⁾。1910(明治 43)年については不明である。1911(明治 44)年において、郡市別秋蚕最高繭価格は二戸郡の 39 円、同最低繭価格は気仙郡の 30 円である⁽⁴⁰⁾。両郡の繭価格差は、9 円であった。気仙郡の繭価格は、二戸郡の繭価格の 77%に止まる。1912(大正元)年に、郡市別秋蚕最高繭価格は上閉伊郡と稗貫郡の 40 円、同最低繭価格は盛岡市の 30 円であった⁽⁴¹⁾。両郡市の繭価格差は、10 円である。盛岡市の繭価格は、上閉伊・稗貫両郡の繭価格の 75%に止まる。1913(大正 2)年については不明である。1914(大正 3)年には、郡市別秋蚕最高繭価格は和賀郡の 37 円、同最低繭価格は気仙郡の 25 円である⁽⁴²⁾。両郡の繭価格差は、12 円であった。気仙郡の繭価格は、和賀郡の繭価格の 68%に過ぎない。

既述の岩手県郡市別夏蚕繭価格動向の分析から、岩手県の乾繭所建設補助政策により 1900 年代半ば(乃至 1900 年代後半)に繭市場が統合されたと主張する中林説の矛盾を指摘していたが、上記岩手県郡市別秋蚕繭価格動向の分析によっても同様に 1900 年代後半～1910 年代前半において、繭市場は統合されず中林説とは異なる現実が生じていたのである。

(15) 青森県

青森県の夏秋蚕業は、1900 年代に秋蚕業の漸増がみられるが、一貫して夏蚕業中心である。この傾向は、北東北地方の秋田県、岩手県と共通している。夏秋蚕繭の内、秋蚕繭比率は、1890 年代末に皆無であったが、1900 年代に入り 0.4～7%に微増し、1900 年代半ばに 11～15%に増加する。この秋蚕繭比率は、北東北地方諸県の中で最も低い。青森県の秋蚕産繭(上繭)総量は、1900 年代前半に 1～26 石、1900 年代半ばには 44～75 石に増大する。青森県の秋蚕産繭(上繭)総量は、北東北地方諸県の中で最も少ない。青森県の郡市別秋蚕業地方は、統計上明らかになる 1906 年には三戸郡と上北郡の 2 郡に限られ、1907～08 年に三戸郡、上北郡、西津軽郡、南津軽郡(乃至中津軽郡)の 4 郡、1909～10 年に三戸郡、上北郡、西津軽郡、東津軽郡、南津軽郡の 5 郡に増加する。他の北東北地方諸県同様、青森県に秋蚕盛業地方は無く、県内諸郡において相対的に盛んな秋蚕地方としては、三戸郡に限定される。取り敢えず青森県最大の秋蚕産繭地方の三戸郡を青森県の主要秋蚕地方と呼ぶことにしよう。その他諸郡については、西津軽郡が秋蚕業低調である以外は秋蚕業不振であった。

1906(明治 39)年に、青森県 8 郡 2 市の内、郡市別秋蚕最高繭価格は三戸郡の 41 円、同最低繭価格は上北郡の 39 円である。両郡の繭価格差は、2 円である。上北郡の繭価格は、三戸郡の繭価格の 95%に止まる。繭価格の地域差は小さいが、収束するには至っていない。この原因は、

特に最低繭価格の高さにあった。翌年以降、繭価格の地域差は、拡大していく。従って、本年の最低繭価格の数値は、例外的であったと看做すことができよう。この点改めて言及する。最高繭価格産地の三戸郡は、青森県の主要養蚕地方であり、主要秋蚕地方でもあった。最低繭価格産地の上北郡は、秋蚕業不振である。

1907(明治 40)年において、郡市別秋蚕最高繭価格は三戸郡の 50 円、同最低繭価格は南津軽郡の 31 円であった。両郡の繭価格差は、19 円である。南津軽郡の繭価格は、三戸郡の繭価格の 3 分の 2 以下の 62%に過ぎない。繭価格の地域差は、最高繭価格の急騰と最低繭価格の急落によって著しく拡大している。青森県主要秋蚕地方の三戸郡は、前年に引き続き最高繭価格産地である。最低繭価格産地の南津軽郡は、秋蚕業不振であった。以下、1906 年の前記秋蚕繭価格が例外的であったか、日常的であったかを客観的に判断するために翌年以降の青森県郡市別秋蚕繭価格の動向について究明したい。

1908(明治 41)年には、郡市別秋蚕最高繭価格は三戸郡の 37 円、同最低繭価格は中津軽郡の 27 円である⁽⁴³⁾。両郡の繭価格差は、10 円であった。中津軽郡の繭価格は、三戸郡の繭価格の 73%に止まる。繭価格の地域差は、最高繭価格の急落と最低繭価格の下落により若干縮小するとはいえ、大きく開いている。三戸郡は、1906 年以来 3 年連続して最高繭価格産地である。最低繭価格産地の中津軽郡は、秋蚕業不振であった。1909(明治 42)年に、郡市別秋蚕最高繭価格は三戸郡の 37 円、同最低繭価格は上北郡の 29 円であった⁽⁴⁴⁾。両郡の繭価格差は、8 円である。上北郡の繭価格は、三戸郡の繭価格の 78%に止まる。繭価格の地域差は、最低繭価格の上昇により若干縮小しているが、依然として大きく開いている。三戸郡は、1906 年以来 4 年連続して最高繭価格産地である。秋蚕業不振の上北郡は、1906 年以来の最低繭価格産地であった。1910(明治 43)年において、郡市別秋蚕最高繭価格は三戸郡の 38 円、同最低繭価格は上北郡と南津軽郡の 25 円である⁽⁴⁵⁾。この繭価格差は、13 円であった。上北・南津軽両郡の繭価格は、三戸郡の繭価格の 3 分の 2 の 66%に過ぎない。繭価格の地域差は、最高繭価格の微増と最低繭価格の下落によって大きく拡大している。三戸郡は、1906 年以来 5 年連続して最高繭価格産地である。秋蚕業不振の上北郡と南津軽郡は、前者が 1906 年以来通算 3 回目の最低繭価格産地であり、後者は 1907 以来通算 2 回目の最低繭価格産地であった。如上の如く、1906 年における上北郡の最低繭価格は、例外的に高い数値であったといえよう。

既述の青森県郡市別夏蚕繭価格動向の分析によって、青森県の政策主導に係わる県下各地十数ヶ所の繭市場の設定により、養蚕農民に不利な繭価格形成が抑止されたとする、中林氏の主張の矛盾を指摘していたが、上記秋蚕繭価格の動向の分析によっても同様に中林説とは異なる事態が生じていたのである。

斯くして、青森県の養蚕農民が遍く秋蚕繭価格情報を基にして製糸家と繭価格交渉に臨むと

いう状況には無かったことが判明する。1900年代半ば(乃至1900年代後半)に青森県の諸都市間の繭価格差は収束することなく、厳然と存在していたことは明らかである。青森県各郡内諸町村においても、繭価格(繭単価)の格差が広範囲に生じていたことであろう。

如上の如く、東日本各府県において1900年代半ば(乃至1900年代後半)に諸都市間の秋蚕繭(上繭)価格差は収束することなく、歴然と存在していたことが判明する。

5、群馬県各郡町村別夏秋蚕繭最高・最低価格の動向

東日本府県毎に1900年代半ばの各郡内諸町村の夏・秋蚕上繭最高・最低価格(単価)を明らかにすることは資料上限られているので、此处では東日本諸府県の中で唯一当該分析対象時期の町村別繭価格が判明する群馬県を事例に取り上げることにしたい。なお、当該町村統計資料(『群馬県統計書』)には夏蚕繭と秋蚕繭別の数量・価格記載が無く、夏秋蚕繭として一括計上しており、而も上繭以外に玉繭、出殻繭、屑繭を含む夏秋蚕繭総量(・総額)の掲載である。第5表は、1905～07年における群馬県各郡町村別夏秋蚕繭最高・最低価格(1石当たり単価)の動向を示している。以下、群馬県内の勢多郡(17町村)、群馬郡(37町村)、多野郡(18町村)、北甘楽郡(23町村)、碓氷郡(18町村)、吾妻郡(14町村)、利根郡(17町村)、新田郡(13町村)、山田郡(12町村)、佐波郡(16町村)、邑楽郡(22町村)の諸郡各町村別に夏秋蚕繭最高・最低価格を明らかにしていきたい。

第5表 群馬県各郡町村別夏秋蚕繭最高・最低単価(1905～07年)

単位：1石当たり円

	1905年		1906年		1907年	
	最高単価	最低単価	最高単価	最低単価	最高単価	最低単価
勢多郡	南橋村 44	宮城村 24	粕川村 47	桂萱村 33	木瀬村 49	下川淵村 30
群馬郡	倉ヶ野村 49	桃井村 7	渋川町 58	新高尾村 10	岩鼻村 62	倉田村 7
多野郡	日野村 52	神川村 26	日野村 52	神川村 32	日野村 67	美九里村 28
北甘楽郡	西牧村 43	岩平村 20	富岡町 47	丹生村 20	小幡村外 35	月形村外 35
碓氷郡	松井田町 44	豊岡村 38	岩野谷村 46	安中町 30	東横野村 46	九十九村 28
吾妻郡	原町 49	太田村 27	原町 51	草津町 30	六合村 33	孀恋村 28
利根郡	赤城根村 50	片品村 4	久呂保村 55	湯之原村 35	糸之瀬村 58	古馬牧村 33
新田郡	太田町 42	木崎町 16	蕨塚本町 41	鳥ノ郷村 29	世良田村 49	宝泉村 32
山田郡	境野村 37	矢場川村 24	相生村 48	福岡村 34	境野村 48	毛里田村 35
佐波郡	上陽村 49	殖蓮村 34	芝根村 48	玉村町 35	境町 48	東村 36
邑楽郡	千江田村 43	長柄村 18	海老瀬村 44	長柄村 20	伊奈良村 49	富永村 23

(注) 1. 夏秋蚕繭は、「夏蚕」、「秋蚕」の「秋蚕二度飼」と「多化蚕」の各「良繭」、「玉繭」、「出殻繭」、「屑繭」の合計。

2. 数値の誤りは修正。円未満四捨五入。

(資料) 各年度『群馬県統計書(勸業之部)』より作成。

(1) 勢多郡

勢多郡では、1905(明治 35)年に夏秋蚕繭 1 石当たりの町村別最高価格は南橋村の 44 円、同最低価格は宮城村の 24 円である。両村の繭価格差は、20 円であった。宮城村の繭価格は、南橋村の繭価格の 2 分の 1 強の 55%に過ぎない。勢多郡において繭価格の地域差が明瞭に表れている。

1906(明治 39)年には、勢多郡内の町村別夏秋蚕最高繭価格は粕川村の 47 円、同最低繭価格は桂萱村の 33 円であった。両村の繭価格差は、14 円である。桂萱村の繭価格は、粕川村の繭価格の 70%に止まる。繭価格の地域差は、最高・最低繭価格の上昇、特に最低繭価格の急騰により前年より縮小するとはいえず、大きく開いている。

1907(明治 40)年において、勢多郡内の町村別夏秋蚕最高繭価格は木瀬村の 49 円、同最低繭価格は下川淵村の 30 円である。両村の繭価格差は、19 円であった。下川淵村の繭価格は、木瀬村の繭価格の 61%に過ぎない。この 3 年間に最高繭価格の上昇と最低繭価格の増減をみているが、繭価格の地域差は、一向に収束してはいない。

斯くして、勢田郡の養蚕農民が遍く夏秋蚕繭価格情報を基にして製糸家と繭価格交渉に臨むという状況には無かったことは明らかである。1900 年代半ばに勢多郡諸町村間の繭価格差は消滅することなく、厳然と存在していたが判明する。

(2) 群馬郡

群馬郡において、1905(明治 38)年に夏秋蚕繭 1 石当たりの町村別最高価格は倉ヶ野村の 49 円、同最低価格は桃井村の 7 円である。両村の繭価格差は、42 円であった。桃井村の繭価格は、倉ヶ野村の繭価格の僅か 14%に過ぎない。繭価格の地域差は、極めて大きい。

1906(明治 39)年には、群馬郡内の町村別夏秋蚕最高繭価格は渋川町の 58 円、同最低繭価格は新高尾村の 10 円であった。両村の繭価格差は、48 円である。新高尾村の繭価格は、渋川町の繭価格の僅か 17%に過ぎない。最高・最低繭価格共に上昇、特に最高繭価格の急騰に伴い、繭価格の地域差は、更に拡大している。

1907(明治 40)年において、群馬郡内の町村別夏秋蚕最高繭価格は岩鼻村の 62 円、同最低繭価格は倉田村の 7 円である。両村の繭価格差は、55 円であった。倉田村の繭価格は、岩鼻村の繭価格の僅か 11%に過ぎない。最高繭価格の上昇と最低繭価格の下落によって、繭価格の地域差は拡大が続く。

この 3 年間に最高繭価格は上昇傾向にある一方、最低繭価格は低迷しており、繭価格の地域差は収束するどころか、拡大し続けていたのである。

斯くして、群馬郡の養蚕農民が遍く夏秋蚕繭価格情報を基にして製糸家と繭価格交渉に臨む

という状況には無かったことは明瞭である。1900年代半ばに群馬郡諸町村間の繭価格差は収束することなく、歴然と存在していたことは明らかである。

(3) 多野郡

多野郡では、1905(明治38)年に夏秋蚕繭1石当たりの町村別最高価格は日野村の52円、同最低価格は神川村の26円であった。両村の繭価格差は、26円である。神川村の繭価格は、日野村の繭価格の半分の僅か50%に過ぎない。繭価格の地域差は、著しく大きい。

1906(明治39)年には、多野郡内の町村別夏秋蚕最高繭価格は日野村の52円、同最低繭価格は神川村の32円である。両村の繭価格差は、20円であった。神川村の繭価格は、日野村の繭価格の3分の2以下の62%に過ぎない。繭価格の地域差は最低繭価格の上昇に伴い若干縮小しているが、依然として大きく開いている。前年同様、最高繭価格産地と最低繭価格産地は、同一の村であった。

1907(明治40)年において、多野郡内の町村別夏秋蚕最高繭価格は日野村の67円、同最低繭価格は美九里村の28円であった。両村の繭価格差は、39円である。美九里村の繭価格は、日野村の繭価格の半分以下の僅か42%に過ぎない。最高繭価格の上昇と最低繭価格の下落によって、繭価格の地域差は、大きく拡大している。多野郡の最高繭価格産地は、1905年以来3年連続して日野村であった。

この3年間に最高繭価格は上昇傾向にあり、他方最低繭価格は増減しており、繭価格の地域差は、大きく開いている。

斯くして、多野郡の養蚕農民が遍く夏秋蚕繭価格情報を基にして製糸家と繭価格交渉に臨むという状況には無かったことは明確である。1900年代半ばに多野郡諸町村間の繭価格差は解消することなく、厳然と存在していたことは明瞭である。

(4) 北甘楽郡

北甘楽郡において、1905(明治38)年に夏秋蚕繭1石当たりの町村別最高価格は西牧村の43円、同最低価格は岩平村の20円である。両村の繭価格差は、23円であった。岩平村の繭価格は、西牧村の繭価格の2分の1以下の僅か47%に過ぎない。繭価格の地域差は、極めて大きい。

1906(明治39)年には、北甘楽郡内の町村別夏秋蚕最高繭価格は富岡町の47円、同最低繭価格は丹生村の20円であった。両町村の繭価格差は、27円であった。丹生村の繭価格は、富岡町の繭価格の僅か43%に過ぎない。繭価格の地域差は、最高繭価格の上昇により一層拡大している。

1907(明治40)年において、北甘楽郡内の町村別夏秋蚕最高繭価格と同最低繭価格の区別はな

く、全て 35 円である⁽⁴⁶⁾。群馬県において 1907 年の北甘楽郡のみ同郡内諸町村の夏秋蚕繭価格が同一であった。1905 年と 1906 年の群馬県各郡内諸町村には最高繭価格と最低繭価格の差があり、1907 年では北甘楽郡以外の各郡内諸町村には最高繭価格と最低繭価格が存在する。1907 年の北甘楽郡内諸町村の夏秋蚕繭価格が同一であるという事態は統計数値の誤りか、或いは組合製糸の買入れ繭価格が北甘楽郡内において同額であったことが考えられる。何れにしても、同じ事例が外に無いことからこの年の北甘楽郡内諸町村の繭価格は、例外的な数値であったことは確かであるといえよう。

1907 年を除くと、1905～06 年に最高繭価格は上昇傾向にある一方、最低繭価格には変化がなく、繭価格の地域差は、極めて大きかった。

斯くして、1907 年を除くならば、北甘楽郡の養蚕農民が遍く夏秋蚕繭価格情報を基にして製糸家と繭価格交渉に臨むという状況には無かったものといえよう。1900 年代半ばに北甘楽郡諸町村間の繭価格差は収束することなく、歴然と存在していたことが推察できよう。

(5) 碓氷郡

碓氷郡では、1905(明治 38)年に夏秋蚕繭 1 石当たりの町村別最高価格は松井田町の 44 円、同最低価格は豊岡村の 38 円であった。両町村の繭価格差は、6 円である。豊岡村の繭価格は、松井田町の繭価格の 86%に止まる。繭価格の地域差は、大きい。

1906(明治 39)年には、碓氷郡内の町村別夏秋蚕最高繭価格は岩野谷村の 46 円、安中町の 30 円である。両町村の繭価格差は、16 円であった。安中町の繭価格は、岩野谷村の繭価格の 3 分の 2 以下の 65%に過ぎない。繭価格の地域差は、最高繭価格の上昇と最低繭価格の下落によって更に大きく拡大している。

1907(明治 40)年において、碓氷郡内の町村別夏秋蚕最高繭価格は東横野村の 46 円、同最低繭価格は九十九村の 28 円であった。両村の繭価格差は、18 円である。九十九村の繭価格は、東横野村の繭価格の 3 分の 2 以下の 61%に過ぎない。繭価格の地域差は最高繭価格に変化がない一方で、最低繭価格の下落によって一層の拡大が続いている。

この 3 年間に最高繭価格は上昇傾向にあり、他方最低繭価格は急落傾向にあって繭価格の地域差は、大きな拡大をみている。

斯くして、碓氷郡の養蚕農民が遍く夏秋蚕繭価格情報を基にして製糸家と繭価格交渉に臨むという状況には無かったことは明らかである。1900 年代半ばに群馬郡諸町村間の繭価格差は消滅することなく、厳然と存在していたことは明白である。

(6) 吾妻郡

吾妻郡において、1905(明治 38)年に夏秋蚕繭 1 石当たりの町村別最高価格は原町の 49 円、同最低価格は太田村の 27 円である。両町村の繭価格差は、22 円であった。太田村の繭価格は、原町の繭価格の 2 分の 1 強の僅か 55%に過ぎない。繭価格の地域差は、極めて大きい。

1906(明治 39)年には、吾妻郡内の町村別夏秋蚕最高繭価格は原町の 51 円、同最低繭価格は草津町の 30 円であった。両町の繭価格差は、21 円である。草津町の繭価格は、原町の繭価格の僅か 59%に過ぎない。繭価格の地域差は、最高・最低繭価格共に上昇する中で若干の縮小をみるが、依然として極めて大きな開きがあった。

1907(明治 40)年に、吾妻郡内の町村別夏秋蚕最高繭価格は六合村の 33 円、同最低繭価格は嬭恋村の 28 円である。両村の繭価格差は、5 円であった。嬭恋村の繭価格は、六合村の繭価格の 85%に止まる。繭価格の地域差は、最高繭価格の急落と最低繭価格の下落によって縮小化するものの、依然として大きく開いている。

この 3 年間に最高・最低繭価格共に増減し、特に 1907 年の最高繭価格の急落によって繭価格の地域差は縮小に向かうが、依然として大きな開きが生じていた。

斯くして、吾妻郡の養蚕農民が遍く夏秋蚕繭価格情報を基にして製糸家と繭価格交渉に臨むという状況には無かったことは明瞭である。1900 年代半ばに吾妻郡諸町村間の繭価格差は解消することなく、歴然と存在していたことは明らかである。

(7) 利根郡

利根郡では、1905(明治 38)年に夏秋蚕繭 1 石当たりの町村別最高価格は赤城根村の 50 円、同最低価格は片品村の 4 円である。両村の繭価格差は、46 円であった。片品村の繭価格は、赤城根村の繭価格の僅か 8%に過ぎない。繭価格の地域差は、極めて大きい。

1906(明治 39)年には、利根郡内の町村別夏秋蚕最高繭価格は久呂保村の 55 円、同最低価格は湯之原村の 35 円であった。両村の繭価格差は、20 円である。湯之原村の繭価格は、久呂保村の僅か 64%に過ぎない。繭価格の地域差は、最低繭価格の急騰をみるが、依然として極めて大きい。

1907(明治 40)年において、利根郡内の町村別夏秋蚕最高繭価格は糸之瀬村の 58 円、同最低繭価格は古馬牧村の 33 円であった。両村の繭価格差は、25 円である。古馬牧村の繭価格は、糸之瀬村の繭価格の 57%に過ぎない。繭価格の地域差は、最高繭価格の上昇と最低繭価格の下落によって一層の拡大をみる。

この 3 年間に最高繭価格の増減と最低繭価格の上昇傾向の中で繭価格の地域差は、極めて大きく開いていた。

斯くして、利根郡の養蚕農民が遍く夏秋蚕繭価格情報を基にして製糸家と繭価格交渉に臨むという状況には無かったことが判明する。1900年代半ばに利根郡諸町村間の繭価格差は収束することなく、厳然と存在していたことは明確である。

(8) 新田郡

新田郡において、1905(明治38)年に夏秋蚕繭1石当たりの町村別最高価格は太田町の42円、同最低価格は木崎町の16円である。両町の繭価格差は、26円であった。木崎町の繭価格は、太田町の繭価格の僅か38%に過ぎない。繭価格の地域差は、極めて大きい。

1906(明治39)年には、新田郡内の町村別夏秋蚕最高繭価格は藪塚本町の41円、同最低繭価格は鳥ノ郷村の29円であった。両町村の繭価格差は、12円である。鳥ノ郷村の繭価格は、藪塚本町の繭価格の71%に止まる。繭価格の地域差は、最高繭価格の下落と最低繭価格の急騰によって縮小化するとはいえ、大きく開いている。

1907(明治40)年に、新田郡内の町村別夏秋蚕最高繭価格は世良田村の49円、同最低繭価格は宝泉村の32円である。両村の繭価格差は、17円であった。宝泉村の繭価格は、世良田村の繭価格の3分の2以下の僅か65%に過ぎない。最高繭価格の急騰と最低繭価格の上昇に伴い、繭価格の地域差は、拡大している。

この3年間に最高繭価格の増減と最低繭価格の上昇の中で、繭価格の地域差は、収束することなく大きな開きが生じていたのである。

斯くして、新田郡の養蚕農民が遍く夏秋蚕繭価格情報を基にして製糸家と繭価格交渉に臨むという状況には無かったことは明白である。1900年代半ばに新田郡諸町村間の繭価格差は消滅することなく、歴然と存在していたことは疑う余地がないであろう。

(9) 山田郡

山田郡では、1905(明治38)年に夏秋蚕繭1石当たりの町村別最高価格は境野村の37円、同最低価格は矢場川村の24円である。両村の繭価格差は、13円であった。矢場川村の繭価格は、境野村の繭価格の3分の2以下の僅か65%に過ぎない。繭価格の地域差は、極めて大きい。

1906(明治39)年には、山田郡内の町村別夏秋蚕最高繭価格は相生村の48円、同最低繭価格は福岡村の34円であった。両村の繭価格差は、14円である。福岡村の繭価格は、相生村の繭価格の71%に止まる。繭価格の地域差は、最高・最低繭価格共に急騰する中で若干縮小するとはいえ、依然として大きく開いている。

1907(明治40)年に、山田郡内の町村別夏秋蚕最高繭価格は境野村の48円、同最低繭価格は毛里田村の35円である。両村の繭価格差は、13円であった。毛里田村の繭価格は、境野村の繭

価格の73%に止まる。繭価格の地域差は、最高繭価格に変化がなく、最低繭価格の微増の中で若干縮小しているが、依然として大きな開きが生じていた。

この3年間に最高繭価格の上昇傾向と最低繭価格の上昇によって、繭価格の地域差は若干縮小傾向にあるとはいえ、依然として大きな開きが生じていたのである。

斯くして、山田郡の養蚕農民が遍く夏秋蚕繭価格情報を基にして製糸家と繭価格交渉に臨むという状況には無かったことは明瞭である。1900年代半ばに山田郡諸町村間の繭価格差は消失することなく、厳然と存在していたことは明らかである。

(10) 佐波郡

佐波郡において、1905(明治38)年に夏秋蚕繭1石当たりの町村別最高価格は上陽村の49円、同最低価格は殖蓮村の34円である。両村の繭価格差は、15円であった。殖蓮村の繭価格は、上陽村の繭価格の69%に過ぎない。繭価格の地域差は、極めて大きい。

1906(明治39)年には、佐波郡内の町村別夏秋蚕最高繭価格は芝根村の48円、同最低繭価格は玉村町の35円であった。両町村の繭価格差は、13円である。玉村町の繭価格は、芝根村の繭価格の73%に止まる。繭価格の地域差は最高繭価格の微減と最低繭価格の微増によって若干縮小化しているが、依然として大きく開いている。

1907(明治40)年に、佐波郡内の町村別夏秋蚕最高繭価格は境町の48円、同最低繭価格は東村の36円である。両町村の繭価格差は、12円であった。東村の繭価格は、境町の繭価格の75%に止まる。繭価格の地域差は、最高繭価格には変化なく、最低繭価格の微増によって若干縮小しているが、依然として大きな開きが生じている。

この3年間に最高繭価格の減少傾向と最低繭価格の増加傾向によって、繭価格の地域差は、若干の縮小化がみられるが、依然として大きな開きが生じていたのである。

斯くして、佐波郡の養蚕農民が遍く夏秋蚕繭価格情報を基にして製糸家と繭価格交渉に臨むという状況には無かったことが判明する。1900年代半ばに佐波郡諸町村間の繭価格差は収束することなく、歴然と存在していたことは明白である。

(11) 邑楽郡

邑楽郡では、1905(明治38)年に夏秋蚕繭1石当たりの町村別最高価格は千江田村の43円、同最低価格は長柄村の18円である。両村の繭価格差は、25円であった。長柄村の繭価格は、千江田村の繭価格の半分以下の僅か42%に過ぎない。繭価格の地域差は、極めて大きい。

1906(明治39)年には、邑楽郡内の町村別夏秋蚕最高繭価格は海老瀬村の44円、同最低繭価格は長柄村の20円であった。両村の繭価格差は、24円である。長柄村の繭価格は、海老瀬村の

繭価格の半分以下の僅か45%に過ぎない。繭価格の地域差は、極めて大きい。

1907(明治40)年に、邑楽郡内の町村別夏秋蚕最高繭価格は伊奈良村の49円、同最低繭価格は富永村の23円である。両村の繭価格差は、26円であった。富永村の繭価格は、伊奈良村の繭価格の半分以下の僅か47%に過ぎない。繭価格の地域差は、極めて大きい。

この3年間に最高・最低繭価格共に上昇する中で、繭価格の地域差は若干の縮小化に向かうが、依然として大きな開きが生じていたのである。

斯くして、邑楽郡の養蚕農民が遍く秋蚕繭価格情報を基にして製糸家と繭価格交渉に臨むという状況には無かったことは明瞭である。1900年代半ばに邑楽郡諸町村間の繭価格差は収束することなく、厳然と存在していたことが明らかである。

如上の如く、1900年代半ばに群馬県各郡内諸町村間の繭価格差は、1907年の北甘楽郡を除き、収束することなく歴然と存在していたことが判明する。

おわりに

東日本諸府県(長野県、山梨県、群馬県、埼玉県、東京府、神奈川県、栃木県、茨城県、千葉県、福島県、宮城県、山形県、秋田県、岩手県、青森県)の中で、夏秋蚕繭(上繭)比率は1900年代半ばに、長野県が50%台後半を占めて最も高かった。山梨県、群馬県、埼玉県、東京府、神奈川県、栃木県、茨城県、千葉県においては30%前後まで高まる。東北地方の中で福島県は、40%前後まで上昇する。その他東北地方諸県では、宮城県、山形県、青森県が10%台~20%まで伸長し、岩手県と秋田県は、10%前後に止まる。東日本諸府県の大部分が30%前後を占めており、東日本諸府県全体では35%前後を占めていた。夏秋蚕繭(上繭)比率は、全国レベルにおいても東日本諸府県全体と同様である。

1919(大正8)年には、夏秋蚕繭(上繭)比率は、福島県と山形県を除く東北地方諸県(秋田県、青森県、宮城県、岩手県)では20~30%台まで高まるに止まるが、上記4県と長野県を除く東日本各府県においては45%前後を占めるまでに上昇する。長野県の夏秋蚕繭(上繭)比率は、60%に上る。東日本諸府県全体の夏秋蚕繭(上繭)比率は46%を占めるまでになり、春蚕上繭と夏秋蚕上繭の比率は、略同率となる。従って、夏秋蚕繭(上繭)の価格を分析対象から除外し、春蚕繭(上繭)の価格に限定した中林説は、明らかに妥当性を欠いている。

更に中林説同様に『農商務統計表』を基に長野県と岩手県の繭価格を比較すると、1900年代半ばに岩手県と長野県の夏蚕上繭価格差(価格比)は6~12円(76~88%)、秋蚕上繭価格差(価格比)は8~14円(74~85%)であった。夏・秋蚕上繭共に長野・岩手両県の価格差(価格比)は、収束していないことが判明する。夏・秋蚕繭(上繭)に関して、中林説の破綻は、明明白白である。

東日本諸府県の中で、1900年代に最高繭価格産地は、夏・秋蚕上繭共に長野県を中心に山梨県を合わせた2県に集中し、最低繭価格産地は、夏蚕上繭に関しては神奈川県を中心に東京府、茨城県、千葉県の関東地方諸県が殆ど大部分を占める。秋蚕上繭の最低繭価格産地は、岩手県を中心に青森県、福島県の東北地方諸県と神奈川県を中心に東京府、栃木県の関東地方諸県であった。秋蚕上繭の最低繭価格産地は、東北地方諸県が関東地方諸県を上回っていた。1900年代半ばに限定するならば、夏・秋蚕上繭共に長野県が最高繭価格産地を占め続け、最低繭価格産地は、夏・秋蚕上繭共に神奈川県を中心に茨城県と栃木県の関東地方諸県が殆ど大部分を占めていたのである。1900年代半ばに夏・秋蚕上繭共に最低繭価格産地は東北地方ではなく、関東地方に集中していたのである。

東日本各府県の郡市別夏・秋蚕上繭最高・最低価格の動向分析によって、1900年代半ば(乃至1900年代後半)に東日本各府県諸郡市(諸郡)間の夏・秋蚕繭(上繭)価格差は収束することなく、歴然と存在していたことが判明する。

群馬県の各郡町村別夏秋蚕繭最高・最低価格の動向分析によって、1900年代半ばに群馬県各郡内諸町村間の繭価格差は、1907年の北甘楽郡を除き、消滅することなく歴然と存在していたことが判明する。

斯くして、1900年代半ば(乃至1900年代後半)に東日本各府県の諸郡市間の夏・秋蚕上繭価格差及び群馬県の各郡内諸町村間の夏秋蚕繭価格差は収束することなく歴然と存在しており、中林氏主張の、1900年代半ばまでに東日本各府県の繭価格差は消滅する、という見解を否定する豊富な事例が析出されるに至ったのである。春蚕繭同様に夏秋蚕繭においても、群馬県の郡市別・町村別繭価格動向から見る限り、諸郡市間の繭価格差(乃至価格比)以上に郡内諸町村間の繭価格差(乃至価格比)が大きい傾向にあり、諸個人(養蚕農民)間の繭価格差(乃至価格比)は、更に一段と大きく開いていたことであろう。群馬県以外の東日本各府県においても同様の傾向にあると推察し得るのである。

註

- (1) 拙稿「東日本における養蚕業の発展と繭価動向—1900年代半ばの「繭市場統合説」の再検討—」(『社会科学年報』第53号、専修大学社会科学研究所、2019年)99-128頁。
- (2) 中林真幸『近代資本主義の組織』東京大学出版会、2003年、140頁。
- (3) 同上、140-143頁・第3-5表、第3-6表。
- (4) 網野豊次郎・渋沢治太郎「茨城外三県ニ於ケル繭取引調査報告」(『蚕糸業調査報告』埼玉県蚕糸業組合聯合協会、1921年)1-24頁。
- (5) 『明治37年千葉県統計書』の数値訂正により、1904年の千葉県上繭産出量を60,269石(春蚕繭比率68%)に修正したい。
- (6) 『明治33年青森県統計書』の産繭量の合計数値の誤りを訂正し、産繭量2,042石(春蚕繭比率90%)に修正する。

- (7) 長野県の主要養蚕地方(春・夏秋養蚕業を合わせて)については、前掲拙稿「東日本における養蚕業の発展と繭価動向—1900年代半ばの「繭市場統合説」の再検討—」105頁参照のこと。
- (8) 同上、106頁。
- (9) 南都留郡の繭価格は、5円であった。金額が少なすぎるため数値の誤りと看做してこれを除外した。
- (10) 前掲拙稿「東日本における養蚕業の発展と繭価動向—1900年代半ばの「繭市場統合説」の再検討—」108頁。
- (11) 同上、110頁。
- (12) 同上、110-111頁。
- (13) 同上、111-112頁。
- (14) 同上、113頁。都筑郡の産繭量(上繭)は1900年代に入ると徐々に減少し、主要養蚕地方から脱落する。
- (15) 同上、114頁。
- (16) 『大正4年栃木県統計書』、『大正5年栃木県統計書』、『大正6年栃木県統計書』各記載の各郡繭価格より算出。
- (17) 前掲拙稿「東日本における養蚕業の発展と繭価動向—1900年代半ばの「繭市場統合説」の再検討—」114頁。
- (18) 稲敷郡の夏蚕上繭価格(繭単価)は4円(「産額」351石、「価額」1,296円)であるが、屑繭価格12円よりも低く、数値の誤りと看做してこれを除外した。
- (19) 前掲拙稿「東日本における養蚕業の発展と繭価動向—1900年代半ばの「繭市場統合説」の再検討—」115頁。
- (20) 同上、116頁。
- (21) 同上、117頁。
- (22) 同上、118頁。
- (23) 同上、
- (24) 同上、119頁。二戸郡と上閉伊郡は1900年代半ばに産繭総量(上繭)が2,000石を超え、岩手県の主要養蚕地方に属することになる。この点修正したい。
- (25) 『明治41年岩手県統計書』240頁より算出。
- (26) 『明治42年岩手県統計書』340頁より算出。
- (27) 前掲中林真幸『近代資本主義の組織』141頁・第3-5表、142頁、156頁・注(41)。
- (28) 前掲拙稿「東日本における養蚕業の発展と繭価動向—1900年代半ばの「繭市場統合説」の再検討—」120頁。
- (29) 『明治41年青森県統計書』252-255頁より算出。
- (30) 『明治42年青森県統計書』246-249頁より算出。
- (31) 『明治43年青森県統計書』208-211頁より算出。
- (32) 前掲中林真幸『近代資本主義の組織』140頁、155頁・注(36)。
- (33) 『大正4年栃木県統計書』、『大正5年栃木県統計書』、『大正6年栃木県統計書』より各算出。
- (34) 西茨城郡の繭価格(1石当たり)は同年3円になるが、統計数値の誤りと判断して除外した。
- (35) 稲敷郡の繭価格(1石当たり)は同年4円になるが、統計数値の誤りと見てこれを除外した。
- (36) 『明治38年千葉県統計書』の内、匝瑳郡の統計数値(産額)の誤りを修正の上、繭単価を算出した。
- (37) 1903年の夏蚕産繭量と秋蚕産繭量に関しては、『秋田県統計書』と『農商務統計表』に相違がある。拙稿においては、『秋田県統計書』の数値を用いている。『農商務統計表』では、夏蚕産繭量341石、秋蚕産繭量23石、合計364石である。
- (38) 『明治41年岩手県統計書』241頁より算出。
- (39) 『明治42年岩手県統計書』341頁より算出。
- (40) 『明治44年岩手県統計書』287頁より算出。
- (41) 『大正元年岩手県統計書・第3編勸業』55頁より算出。
- (42) 『大正3年岩手県統計書・第3編勸業』58頁より算出。
- (43) 『明治41年青森県統計書』252-255頁より算出。

- (44) 『明治 42 年青森県統計書』 246-249 頁より算出。
- (45) 『明治 43 年青森県統計書』 208-211 頁より算出。
- (46) 厳密には 34 円 79 銭-34 円 74 銭の間にあり、北甘楽郡 23 町村の内、34 円 74 銭が 19 町村に上る。
殆ど大部分の町村が 34 円 74 銭であった。円未満四捨五入すると、全て 35 円になる。

佐藤忠男とアジア、そして中国映画

劉 文兵

佐藤忠男プロフィール

1930年、新潟に生まれる。日本映画大学名誉学長。日本を代表する映画評論家。アジアやアフリカなどの発展途中国の映画の日本への紹介に尽力。2019年10月、文化功労者に選出された。

——佐藤さんは、日本でのアジア映画研究の先駆者で、とくに中国映画を注目しておられました。その原点はどこにあったのですか。

佐藤：アジアや、中国に関しては特別な意識があったように思います。その意識の原点は間違いなく戦時中の実体験です。

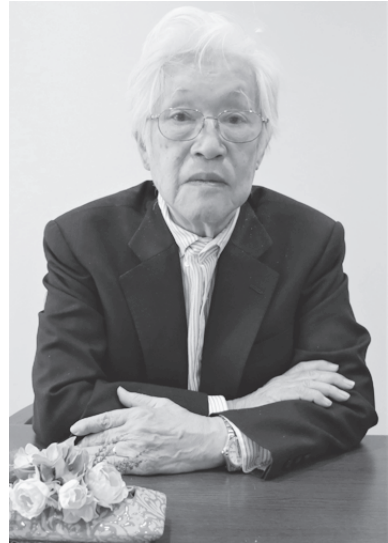
当時、日本は戦争の口実として、アジアの解放という言い方をしていた。中国と何のために戦争しているかという、東洋平和のためだ、アジアの平和のためだと。合理的な説明はあまりないけど、アジアは私の子どもの頃はしょっちゅう語られていた言葉だった。だからアジアのために何かいいことをすることは重要なことだと、そういう意識があったのです。

実は私は、アジア解放という軍国主義者の言葉を、かなりまともに信じていた。どういうことかと言うと、その説明が難しくなるが、とにかく子どもの頃に歌った軍歌で一番よく覚えている文句は、「東洋平和のためならばなんで命が惜しかろう」という文句です。

それで、世界中の映画を観ているけれども、アジアは特に観なきやいかんという意識ははっきりあった。アジアのために戦った、そのつもりだったんだという意識はどこかつながっています。

——佐藤さんが初めて中国映画をご覧になったのは、いつ頃ですか。

佐藤：小学生の頃に新潟の映画館で観た長編アニメーション『西遊記 鉄扇公主の巻』（中国語題『鉄扇公主』、万籟鳴、万古蟾監督、1941年）でした。非常に面白かった。アニメーションは中国が日本より発達しているらしいとびっくりしました。同時代の日本のアニメーションは、まだ短編しかなかったから。ディズニーも、子供の頃から観ていました。ディズニーのほうが



図版1：佐藤忠男

撮影：劉文兵

テクニックは優れていましたけれど、ちゃんとした物語として面白くできていると思ったのは、『西遊記 鉄扇公主の巻』が初めてでした。

——その頃、中国という国に対して、どういうイメージをもたれていましたか。

佐藤：おふくろが「シナはばかだな、自分の国でばかり戦争やって」と言っていたのは鮮明に覚えている。私の母親は教育もないし、全然知的な人間じゃない。それは日本から攻めていったから、向こうの大陸で日本と戦争しているので、別に好んで国の中で戦争しているわけじゃない。内戦もあるけれども、要するに日本のごく普通のあまり教養のない層にとっては、教養のある人もそうかもしれないけれども、戦争は中国でやるものだ。その戦争には多分理由があるのだろうという程度の認識でした。

——その当時、佐藤さんはやはり軍国少年だったんですか。

佐藤：その頃、太平洋戦争の段階になると、日清戦争の頃でもそうだが、例えば南京陥落の提灯行列は地方でも盛大にやり、よく覚えています。軍国少年というのは、ごく普通のことだった。別に何か意識するというものじゃない。兵隊さんは格好いいと思っていました。でもなりたいとは思わなかった。その理由は、私は体操が嫌いで、軍隊に行くともものすごい体操をやらされるらしいから。それでも軍隊に行かないわけにはいかないだろうという気持ちに、戦争の終わり頃になると思っていました。戦争が終わり、死ななくて済んだとホッとした。だけど、よかったなんて仲間に言うわけにもいかない。みんな多分そんな気持ちでいただろうと思えますけれどもね。勇ましいことを言っている人間もあまりいなかったな。

——1966年の『映画評論』誌の中に、佐藤さんが『白毛女』（王浜、水華監督、1951年）について発言されていました。「作品全体として、長たらしく平板なものだったけれども、革命前の中国農村の陰鬱な階級関係を延々と繰り広げていく苦痛感には独特なものがあり、絶望した百姓の親父さんが、確か雪のちらつく路上に倒れて悶絶するといった場面があって、そこらは日本の左翼映画の似たような場面よりセンチメンタルさが少なく、苦痛が苦痛として生のまま捉えられていると感じたことを覚えている」というのです。この『白毛女』をご覧になったのはいつぐらいだったんですか。

佐藤：戦後の中国とは外交関係はない時代、映画の輸入はできないはずだけれども、日中友好協会という団体があって、中国映画を何本か持ってきて上映していた。後に、記録映画の作家になる土本典昭さんがやっていたらしい。それで新潟でも、上映会をやった。この作品は中国では非常に重要な作品らしい。また、滅多に見られない珍しい映画は極力見ようという気持ち

だった。

そして、これは記録しておくべきだと思って、「キネマ旬報」かなんかに投書したけれども、載りませんでした。だから、私はそのことについて書いたそんな文章があることは忘れていました。

日中友好協会は、日本共産党の外郭団体です。彼らが自主上映の形で中国映画を上映するときに、大体、左翼系の人が観にいったんだと思います。一般的には評判にはならなかったけれども、私はその頃は、珍しい映画は何でも見ようと思っていました。



図版 2：『西遊記 鉄扇公主の巻』



図版 3：『白毛女』。ヒロインとその父親

——佐藤さんは山本薩夫や、吉村公三郎などの独立プロの映像作家を、非常に積極的に評価しておられましたね。

佐藤：独立プロが活躍していたのは、1950年代でした。私が一生懸命、批評家になりたいと思って努力していた頃です。その頃に独立プロといえば、良心的な映画をつくりたいためにメジャーの映画会社を追い出された人だから立派な人だと。その人たちは応援しなきゃいけないと、自然と支持する形になっていました。

——佐藤さんご自身の政治的立場はどうだったのですか。

佐藤：私が新人の映画批評家として活躍し始めた頃は、日本共産党が分裂した時代。私は全く外から見ていただけだけれども、例えば、さっき言った土本典昭さんは、左翼運動まっしぐらだった。そして、共産党から除名されたほうです。共産党から除名される人のほうが、何ていうか、人間としては純粋な人であると。共産党の分裂は一体どうなっているんだと。それから、当時私は、「佐藤忠男は左翼に違いない、しかし過激派の左翼だろうか、正統派の左翼だろうか」と周りでひそひそとうわさされていたらしいということを聞いていた。私はどっちでもないですけれどもね。

田舎では、工場でも、会社でも、労働組合は大事だと戦後は奨励もされていた。けれども、労働組合の仕事は面倒で、とてもやる気はしない。一生懸命やるのは共産党員だけ。だから、みんな共産党員を幹部に選んで、共産党がリードしている。デモに行くとき付き合うだけだね。そういう状態だった。

そういう共産党の内部での対立が、中国でもあるかもしれないと、いろいろ興味はあったんです。

——佐藤さんが映画評論家としてもっとも精力的に活躍されていたのは、1960、70年代だったと思いますが、その頃はちょうど中国の文化大革命（1966～76年）の時代だった。文革という歴史的な出来事に対して、その当時はどういうイメージをもっておられましたか。

佐藤：文化大革命は非常に分からない、異常な事態だとは思いますが。そして、間違いが多いということは分かりますが、動機はいいんだろうと思っていました。後で中国人と話をするとき、文化大革命におけるいい面は？などと聞くと、みんな苦笑していました。何か理想があってやったことだから、その理想の中で達成できた部分も少しあるかもしれない、100パーセント間違いではないだろうという考え方が一つありますね。

例えば日本の民主化でも、達成できた部分と達成できない部分がある。中国でも社会主義化でいい面もあれば、悪い面もあるだろうと。その悪い面を、文化大革命の少年たちは正しく認識しているのかどうかはよく分からないが、期待性はあったんです。私自身が日本の左翼運動に共感する面と、どうも違うと思う面とがあったようにです。

——ほぼ同じ頃、日本でも学生運動が起きていましたね。

佐藤：東京にインテリの青年たちは集まっている。新潟から東京に出てきて少しものを書き始めていて、若い知識層の青年たちと付き合いができた。大島渚みたいな人間と親しくなる。彼らは学生時代に、革命が本当に起こり得ると信じていたらしい。大島が信じていてもおかしくないけれども、学生の多数がそうだったので、びっくりした。それは田舎にいたときにはなかった付き合いだった。もし新潟に残って、工場なんかで働いていれば、そういう人間は周りに一人もいない。

ところが、東京で、学生たちの少し元気のいい連中と話していると、革命は当然起こると思っている。これは全然違う人種じゃないかと思う。世界がまるで違うと思いました。それで、同じようなことが中国でもあるのではないかと。つまり、指導者層の言う革命という考え方と、指導される側が理解していることの間にはギャップがあるのではないかと。そのギャップがあつて、衝突が起こるならば、若者の行動には間違いはあるだろうけれども、重要な、忘れてはならない一つのアイデアはあるのではと。それがどうなっているんだろうと、考えていました。

そして、初めて中国に呼ばれていったとき、中国の良識ある大人たちは、本当にもうひどい目に遭って、もうまっぴらごめんだと思っていた。文化大革命の理想とか、文化大革命の良い面はなんていうことを私が聞くと、困っちゃうわけだ。それで、やっぱり違ったんだなと思いました。

——佐藤さんが初めて中国の土を踏まれたのは何年頃でしたか。訪中のきっかけは？

佐藤：私は日記を書いていないし、当時のメモも残っていないので、はっきりしませんが、1979年の前半、あるいは夏ぐらいかなという感じがします。北京で3日間、上海で3日間。途中で観光を2日ぐらい挟んで、10日ぐらいかかっている。

徳間康快（筆者註：徳間書店社長、大映株式会社社長。日本と中国においてそれぞれ「中国映画祭」「日本映画祭」を主催し、日中映画交流に寄与）さんという人がいた。当時もあの方は中国にしょっちゅう行っていた。彼は中国映画人協会（中国電影家協会）から、「10年間の文化大革命の間、映画界も外国とは交流はなかったから、世界の映画の流れについて情報を持っていない。だから、外国の批評家を招待して講義をしてもらいたいのだけれども、実は映画人協会はお金がなくて飛行機代は払えない。自費で来て講演してくれる適当な人はいないだろうか」と頼まれた。

徳間さんは日本に帰ってきて、会社の中で中国担当の人たちに相談した。その1人に田村祥子さんという人がいて、御主人は大島渚の脚本家だった田村孟さんです。彼女がご主人に、「こういう話があるけど、誰か推薦したらいいかしら」と聞いたら、「それは佐藤忠男だ」と言った

そうです。それで私に声が掛かって、「自腹で行けるか」と言うから、「いいです。とにかく、文化大革命の中国はどういう状況だったかに非常に興味があるから、ぜひ行きたい」と。「飛行機代を払わない代わりに、観光旅行とごちそうだけは十分サービスしますから」と言われたけれども「ごちそうはありがたいが、観光はしなくていい、その分だけ中国映画を観たい」と言いました。

そしたら向こうは、講演のついでに今の中国映画の新しいのを何本か観てくれと。お付き合いで2〜3本、観たけれども、つまらないものだと思います。その中には、文革の間に本当のことが言えなくて困ったというストーリーの、ジャーナリストを主人公とした『苦悩人的笑(悩む人の苦笑)』(楊延晋監督、1979年)があったと記憶している。非常にセンチメンタルな言い訳だけしているような映画でした。こんな映画をつくったってしょうがないと思い、「もっと古い映画ないですか。1930年代の中国映画を見せてほしい」と言ったんです。「そんなものはどこにあるのかな」と言っていました。



図版4：『悩む人の苦笑』

——どうして1930年代の中国映画をご覧になりたいと思われたのですか。

佐藤：岩崎昶という日本の左翼批評家の影響でした。左翼だから尊敬したというよりも、左翼の批評家には嫌なやつがいっぱいいるけれども、この人だけは人格高潔であると、分かっていた。岩崎昶が昭和10年に上海に遊びにいて、たまたま5〜6本当時の映画を見た。その中に当時の左翼映画の有名な作品が入っていた。そして、非常に感激した。自分たちが日本でつくろうとしてつくれなかったのが中国にあるということで感激したのでしょう。だけどあの人は左翼だから、左翼映画を褒めるのは当たり前。本当にいいのかどうかはよく分からない。私は岩崎昶を尊敬していたから、彼が良いと言うのだから、ぜひそれは観たいと。

文化大革命で元の上海の映画界のスターや監督たちは牢屋に入れられたりしてひどい目に遭った。その名誉回復のための映画会をやっている北京の映画館へ連れていってもらった。そのときに観たのは『十字路』（中国語題『十字街頭』、袁牧之監督、1937年）でした。とても感激しました。私は家内と一緒にいったけれども、2人で帰りの自動車の中で、熱烈にこの映画のことをしゃべっていた。日本語で話していたので、同行の中国人に分からなかったと思うけど、『十字路』を観て、日本人が興奮していることがうわさになったようです。途端に注目されました。「北京にはそんな映画はあまりないから、次に行く上海には、そういう作品を集めておく」と中国側から言ってくれた。



図版5：『十字路』。趙丹（右）と白楊

上海でいろんな試写室を開けてもらって、とにかく10本ぐらい見ましたね。上海には昔の映画はいっぱいあるわけです。

特に戦後の映画、社会主義中国（1949年）になる直前、3年ぐらいの頃の作品もある。そういう作品を併せて10本ぐらい観て、これは本当にびっくりしました。明らかにこれらの映画は当時の世界の一流の映画と比較できると強く思った。

例えば、イタリアのネオリアリズムとほとんど同時期だけれども、ネオリアリズムと比較したら非常に面白い。そういうことを興奮してしゃべりまくった。一番感動したのは、上海が共産党軍に占領される直前の上海を描いた『家々の灯』（原題『万家灯火』、瀋浮監督、1947年）、

『春の川、東に流れる』（中国語題『一江春水向東流』、蔡楚声、鄭君里監督、1947年）、『からすとすずめ』（中国語題『烏鴉与麻雀』、鄭君里監督、1949年）だった。その中でも一番、衝撃を受けたのは『からすとすずめ』だった。『家々の灯』は大体想像できる。よくつくったと思う。『からすとすずめ』は想像できなかった。つまり、イタリアのネオリアリズムも超えている。イタリアのネオリアリズムは混乱を描いているけれども、『からすとすずめ』はその混乱を笑っている。これは大したものだ。『からすとすずめ』は、その時代においては、世界のトップの映画だと思いました。イタリアンネオリアリズムよりも先に行っている。

当時中国の映画人がネオリアリズムを観たはずはないので、これは独創的なものだった。のちに日本では「こういう映画が外国に知られていなかったことは非常に残念で、中国の映画人は怠慢である」と言う人がいたが、「何しろ戦争していたもので」と中国人が答えたことを覚えている。

その当時の映画は、同じ頃の日本映画と比べると面白い。『からすとすずめ』は突出している。

中国の公式の批評だと、30年代の啓蒙的な左翼映画が、中国映画の頂点だということになっているけれども、私は抗日戦争が終わった直後2〜3年(1946〜48年)、がトップだと思います。そのことを中国人に教えたいという気持ちがあった。これが私の熱意になりました。

私は一応日本の有名な批評家ということになっていたのだから、「日本の有名な批評家が、1930年代、40年代の中国映画にびっくり仰天して、その話ばかりやっている」と、中国映画界の中で大変うわさになったらしい。これで私はたちまち有名になった。「もういつでも古い映画を観たければ、電影資料館でご覧にいれるから」と言われました。



図版6：『家々の灯』



図版7：『春の川、東へ流れる』



図版8：『からすとすずめ』

——戦前の上海映画への再発見・再評価にあたって、佐藤さんの訪中は非常に大きな役割を果たしたのだと思います。

佐藤：もう一つ私が観たかったのは、抗日映画の正体を知りたいと。抗日映画があることは、戦時中の日本でも盛んに報じられていた。中国国民党政府は抗日的な文化活動を取り締まらない。それがけしからんと。抗日映画というのは一体どういうものなのか。中身を見た人はいない。それで、ぜひ中国に行ったら観たいと思っていた。そしたら、「どうぞ、どうぞ」と言って、抗日映画特集を私のために組んでくれた。岩崎さんの論文で、ルポルタージュで読んだ作品が5本ぐらいあるけど、全然知らない映画もたくさん観せてもらいました。主題歌がのちに中国の国歌となったことで有名となった『嵐の中の若者たち』（中国語題『風雲儿女』、許幸之監督、

1935年)も含まれていたと記憶しています。

——戦時中は8年間、中国映画はほとんど空白だったんです。どうしてその空白の8年間を経て、中国映画は一つの頂点になったのですか。

佐藤：それは苦勞してやりたいことをやれなくて、下手すれば内側からやられるか分からないような状況で映画をつくっていたが、終戦後に初めて自由な映画ができた、その喜びが盛大に炸裂したんだと思います。あの頃はいい映画がいっぱいあります。

——戦前の上海映画の製作に携わった映画人たちとお会いしましたか。

佐藤：上海映画の黄金時代にスターであり、大監督だった人たちが集まってくれました。そこで私はほとんど趙丹さんと話した。(筆者註：趙丹は1930～60年代の中国映画を代表する、二枚目も三枚目の役もこなすことができた演技派俳優。高峰秀子をはじめとする日本の映画人と親交があり、日中合作映画『未完の対局』の企画にもかかわっていた)。「あなたはいったいああいうタッチをどこで勉強したんだ」と聞いたら、昔の上海は、非常にアメリカナイズされていたという話をした。ハリウッドのスターの名前、大監督の名前を10人ぐらいたちどころに挙げて、エルンスト・ルビッチ、キング・ビダーなどを挙げた。そして、彼自身がそっくりまねした二枚目のスターたち。最後にももちろんチャップリン。この人からこういうことを学んだと、中国映画の話はなしで、ハリウッド映画の話になった。

私も、『十字路』を見たとき、非常にアメリカナイズされて、キートンのギャグをそのまま使っていると気が付きました。ところが、今の中国の若者はそれを見ていない。だから、趙丹さんとしては、話すわけにもいかない。彼はがんか何かで入院していたんですが、出てきて、これをしゃべって聞いてくれる人に初めて会ったというような感じで喜んだ。非常に意気投合しました。書道の道具を一式持ってきて、書を書いてくれた。

同年11月に中国映画代表団のメンバーとして来日した趙丹さんと再会しました。本当に喜んで隣に座って、食事の間、自分たちの若い頃、どういうふうアメリカ映画を見て、アメリカ映画のどういうところに感心したかというような話ばかりしていました。

間もなく趙丹さんが亡くなった。日本の新聞にも出たが、その中に『人民日報』かなにかに、「強すぎる検閲は芸術を殺す」という文句が入っていたと聞いて、これは私と話して元気になって、あえて書いてやれと思ったのかなと思った。

——趙丹が死ぬまでに幾つかやりたい役があったんです。『大河奔流』(謝鐵驪監督、1978年)の周恩来総理の役もその一つでした。だけれども1930年代の上海で女優だった江青夫人とか

かわりがあったということで外されたのです。落胆して。その後は日中合作映画『未完の対局』（佐藤純彌、段吉順監督、1982年）の主演に決まったんだけど、がんにかかってしまって、無念だったんですね。



図版 9 : 1962 年、訪日中の趙丹（左から 2 人目）



図版 10 : 1979 年、訪日中の趙丹（左から 2 人目）

佐藤：それから、夏衍先生に直接会っていろいろお話したのも、非常に印象的でした。若い頃日本に留学して、日本のあちこちを歩いた。一番印象的だったのは、どんな村、田舎に行っても、一番立派な建物は小学校だ。日本は学校教育で成功したのだ。しかし、中国ではそうはいかなかったから、映画で教育や啓蒙をやるんだと言っていました。

——なるほど。私の大学での授業に、中国の留学生が結構来ています。『二十四の瞳』（木下恵

介監督、1954年)を見せたところ、「こんなに貧しい村の子たちでもちゃんと学校に通えるなんて、すごいですね」と驚いたようです。夏衍先生の感想とどこか似ていますね。

ところで、1970年代末に、『君よ憤怒の河を渉れ』(佐藤純彌監督、1976年)、『サンダカン八番娼館』(熊井啓監督、1974年)などの日本映画も、中国で大ブームになっていましたが、向こうではそんな話は出ましたか。

佐藤：確か私を案内してくれた中国の人は、『サンダカン八番娼館』の性的な表現が非常に評判になって、賛否両論があって、自分は賛成のほうだと、しゃべっていました。

——1979年の訪中に続いて、佐藤さんは頻繁に中国に渡っておられましたか。

佐藤：そうでもない。4～5回程度ですね。

——これは、中国の映画評論家の羅芸軍さんが2017年に出版した著書『銀河沈浮録 羅芸軍口述歴史』(中国電影出版社)です。これによると、彼は1987年に日本映画ペンクラブの招待を受けて、中国映画評論協会代表団に加わって訪日した際に、佐藤さんとお会いしたそうです。覚えていますか。

佐藤：そうですね。代表団を呼んだことがあります。



図版 11：羅芸軍と佐藤忠男(右)。1987年東京にて。

——この本によると、日本滞在中に羅さんがたいへん驚いたエピソードがあった。それは映画史研究家の清水晶さんが、突然、戦時中、日本占領下の上海でつくられた中国映画を再評価すべきだと言いだして。中国人の評論家たちがどう反応すれば良いかと分からなくて、困ったという（筆者註；清水晶は1942年6月に、日本映画雑誌協会から上海へ派遣され、川喜多長政のもとで宣伝課長、研究所資料部国際調査組主任を歴任）。

佐藤：なるほど。そんなことがあったな。清水さんは川喜多長政さんの下で働いていた人ですからね。だけど、川喜多さんの下で働いていた人で、実際に上海に戦争中に行っていた人で、筈見恒夫という人もいるのですが、この人が、馬徐維邦について論じた文章は感動的だね。私は何遍も繰り返して読んだ。（筆者註：川喜多長政は東和商事（現東宝東和）の初代社長として長年映画輸出入業に携わり、北京留学の経験もあり、中国語が堪能である。彼は、満州を物語の重要な舞台とした日独合作映画『新しき土』や、中国ロケの国策映画『東洋平和の道』を企画・プロデュースしたのち、戦中の上海で「中華」、「中聯」、「華影」などの映画会社の設立と経営に携わっていたのである。／筈見恒夫は、東和商事の宣伝部長を務めたのち、川喜多とともに上海に渡り、「中聯」製片部国際製片処副主任に就任。／馬徐維邦は、『夜半歌声（深夜の歌声）』（1937年）『古屋行屍記』（1938年）『麻瘋女』（1939年）『刁劉氏』（1940年）、『秋海棠』（1943年）、『萬世流芳』（1943年）、など数多くのホラーやサスペンス、メロドラマを手掛けた中国の映画監督。）

恨みを持った人間がいっぱい出てくる。その恨みの対象はもちろん昔の話だから決まりきっているけれども、一番悪い役が、日本に当てはめると非常によく理解できると筈見さんは指摘した。そして、日本の江戸時代の歌舞伎と同じように、それが非常に高いレベルの表現になっている。そして非常に俗な大衆映画としてつくられている。筈見さんは本当に感動して書いていた。

——先日、大場正敏さんのトークショーを聞きに行きましたが、国立フィルムアーカイブ所蔵の李香蘭主演の『萬世流芳』（ト万蒼、馬徐維邦、朱石麟、楊小仲共同監督、1943年）のフィルムは、中国側が佐藤忠男先生を介してフィルムセンターに寄贈したものだとおっしゃられました。

佐藤：昔満映にいた中国の人が、フィルムを持っていた気がします。その人が、それを山口淑子先生にお土産としてあげた。そのフィルムをフィルムセンターに寄付されたらいいでしょうと私が助言したかもしれない。

——李香蘭こと、山口淑子さんとお付き合いがありましたか。

佐藤：山口淑子さんとは親しかったです。なぜかという、香港映画祭で『支那の夜』（伏水修

監督、1940年)をやろうという話が出た。香港には『支那の夜』のファンがいるんです。「戦争中に上海で上映している。香港でぜひ『支那の夜』を」と。ところが、山口淑子さんは、あれを見せたくない。私は面識だけはあったので、山口淑子さんに相談を受けた。『支那の夜』の代わりに、『暁の脱走』(谷口千吉監督、1950年)を出してもらえないかと山口淑子先生はおっしゃるわけで。

私の意見を求められたから、香港の人たちが、『支那の夜』を観たいと言っているんだから、『支那の夜』を出すべきですと言った。山口淑子さんとしてはそれで観念したらしいです。

私はそう言った責任上、香港の映画祭に行き、上映に立ち会った。上映が終わった後、観客に感想を聞いて回った。香港の人たちは音楽映画として懐かしんでいた。中国に不利なことを描いているのは、プロパガンダ映画だからで、プロパガンダというのはそういうものだと思っ
て見るから別に気にはならないと。

ただ一つだけ嫌なことがある。中国の少女が日本人と口論をしていると、長谷川一夫の青年が通りかかって、日本人を退けて彼女を助ける。それでもまだ彼女は、日本人がどうのこうのと言うから、ピシャッと殴る。殴られたら急におとなしくなる。これが不愉快だと、中国人としては不愉快だと、異口同音に皆さんがおっしゃってね。そのことはちゃんと山口淑子さんに報告しました。

彼女はそこまで自分たちは考えなかった。自分はまだ子どもだったけれど、大人も考えていなかったと。非常にそう言われて勉強になったと言っていました。

日本ではそれはあくまでも日本の伝統的なメロドラマの一つのパターンだった。たたかれる場面といえば、小津の『淑女は何を忘れたか』(小津安二郎監督、1937年)というのもそういう話です。



図版 12 : 馬徐維邦監督の代表作『秋海棠』



図版 13 : 『支那の夜』

——佐藤さんの数多くの著書の中で、『キネマと砲声 日中映画前史』(リプロポート、1985年)は、ベスト5に入るんじゃないかなと個人的に思います。

佐藤 : そうですね。あれは、私には書く義務があると思い書きました。もちろん当時の東和映画の関係者が主としてやったことだから、その人たちが書けばいいんだけど、彼らは自分たちとしてはあんまり名誉になる話じゃないから、書かない。

しかし、私は興味がある。じゃあ私が書かないわけにいかないけれども、書くのは難しいなと。要するに、中国人が納得して読んでくださるかどうか問題でね。でも、ここを空白にしておく手はないとも思いました。

実際問題として、私はそんなに詳しく知らない。ただいろんなところから聞いた話を書いただけです。作品も少しは観ましたけど、あまり観ていない。書いた後で、中国電影資料館で何本か見せてもらいました。『映画史研究』(筆者註: 佐藤氏が妻の佐藤久子とともに1973年より発行した個人雑誌)という雑誌に連載していたが、何度か中国に行くと、その雑誌を欲しがる人が多い。特に北京電影学院に行くと、先生たちが、自分たちの同僚の誰が日本人の下で仕事をしたかということを知りたがっている。

中国の映画人たちは本当は知りたいけれども、差し障りがある。また、あいつは日本の手先だったとうわさをするために読んでほしくない。いろいろ悩みました。中国人にとって、そんなに不名誉なことではないように書きたかったんです。どうなのでしょう。やっぱり、書くしかないし、書いてよかったです。だけど、翻訳は難しいだろうな、翻訳することで誰かがとっちめられたりしたらまずいなと思いました。

ただ日本と中国との関係を考える上では、一つの典型的な例なんです。日本人が主観的に考えていることと、それを中国人がやむを得ず受け止める面とのそのギャップを、誰が悪いと

言わないで書くのは非常に難しいです。でも、翻訳が出たあと、結構読まれているらしい。

——佐藤さんの日中映画研究に対するもう一つの功績は、坪井與著「満州映画協会の回想」という論文を『映画史研究』に掲載したことですね。中国の満映研究第一人者の胡昶さんは「日本の満映研究に関するいろんな文献の中では、やっぱり坪井さんのこの回想録が一番信用できる」と評価していました。それを予め坪井さんに執筆依頼なされたんですか。

佐藤：いや、私が依頼したのではなくて、向こうから持ってきた。これは本当に収穫でね。最初に持ってきたときに、各章のタイトルに甘粕正彦の名前が出てくる（筆者註：甘粕正彦は日本陸軍の軍人。1930年に満州へ渡り、関東軍特務機関、満州国警察組織につとめたのち、1939年に満州映画協会理事長に就任）。それを私は表紙に印刷したときに、甘粕という名前を外したんです。そして、ゲラを見せたら、甘粕さんの名前をどうしても出してほしいって。甘粕という人は、日本では軍国主義の悪いところは全部彼の悪にってしまったけれども、満映の人たちには非常に人気があった。中国人の従業員のために随分配慮したということが一つ。「とにかくパーティーに女優さんを出席させるときは、日本人の幹部がちゃんとエスコートしなきゃいかん」と言ったとかね。それから、日本から政治家やなんかが時々見に行く。そうすると中には中国人の女優さんを世話しろという奴がきつといたんだろうと思いますが、それを、「女優は芸者ではありません」と言って断った。

模範的日本人なのだけど、軍国主義の重大な黒幕として扱われた。相当重大な役割を果たしたことは間違いないけども、一体何をやったのかはよく分からない。これらのエピソードとは、どうも合わなくてね。でも執筆者にそう言われればなるほどと、そのとき非常にびっくりしました。甘粕は、満映の従業員には非常に愛されていたのだということが分かってね。

歴史の仕事をやっているとそういうことがある。嫌いな人物が実はいい人物だなんて言われると、困っちゃうんだ。

もちろん坪井さん自身が満映を誇りに思っているけれども、書いていることは非常に客観的に書いていますね。

——多くの一次資料やデータが駆使され、非常に説得力がありますね。それが『映画史研究』誌に掲載された直後に、どんな反響があったんですか。

佐藤：たちまちその号だけが売り切れました。その後、いろんな満映の研究の本が出たけれども、基本的にはあの本の記録が基になっています。あれはまだ、映画の歴史は、出版としてはあまり注目されない時期だったせいもあるし、テーマが微妙なせいもある。とにかく坪井さんは、自分しかもう書く人がいないと、自分よりも偉い人はみんないなくなっちゃって、だから

満映ができたときから解散するまでいた人間として、自分が書かなきゃいけないと思って書いたのでしょう。

岩崎稔さんが満映から給料をもらっていたから、あの人が書いてくれるだろうと思っていたらしいけれども、岩崎さんとしてはやっぱり書けなかつただろうな。やっぱり共産党系の一番偉い批評家でしたからね。それで、仕方なく書いたというけど、発表する場がなくて、出版社も見つからないし困っていたら、こういう雑誌があると部下から聞いて、「じゃあ頼んでくれ」と言って、持ってきたんです。

——佐藤さんは『中国映画が燃えている』（竹内実と共著、朝日ソノラマ、1994年）、『中国映画100年』（二玄社、2006年）をお書きになったんですが、中国映画史での第五世代監督の位置づけをどのように考えておられますか。

佐藤：最初に観た第五世代監督の作品は、『黄色い大地』（陳凱歌監督、1984年）でした。非常に新鮮でした。北京電影学院で客員教授をしていたオランダの記録映画作家ヨリス・イベンスは、いち早く『黄色い大地』を評価し、「外国の映画祭に出したほうが良い」とアドバイスしたことで国際的に有名になったと聞きました。

現代の中国映画がようやく表に現れたかと思いました。それまでも、毎年中国映画祭があったから観ていましたけれども、本当にお義理で観ていたようなものです。ところが『黄色い大地』が現れて、やっと中国映画も世界の水準に並んだなと思いました。そして、それをあの作品をきっかけにして一般の映画人も中国映画を認めるようになりました。

——佐藤さんがお書きになった中国映画論の中で、映画『芙蓉鎮』（謝晋監督、1987年）パンフ



図版 14 : 『芙蓉鎮』

レット（岩波ホール、1988年）に収録された「謝晋監督論」も素晴らしい仕事でした。御著『中国映画100年』の中にも謝晋の作品についての一節があるんですが、なんかちょっと手加減をされたなという感じがします。こっちのほうが作品の問題点を含めて非常に鋭い指摘をされているんです。中国映画を単に社交辞令的に褒めるのではなくて、その問題点を含めて本当に深く愛しているんだなど、愛情みたいなものが伝わってきたと思いました。深い感動を覚えました。佐藤さんが菅見恒夫の馬徐維邦論をご覧にときと同じような感動かなと思いますね。

佐藤：そうですか。

——中国映画を研究する者として、私の研究対象は中国本土、大陸オンリーとなっているんです。なかなか香港映画、台湾映画にまで踏み出すことができないんです。だけれども、先生は香港や台湾を含めた中国語圏映画に留まらず、東南アジア、中近東、本当にアジア映画の全体像を捉えていらっしゃるの、そのパワーの源は何でしょうか。

佐藤：世界全体を見渡せるのは映画の特権で。厳密に言えば、中南米とかアフリカとか、ほとんど視野に入っていないところもあるけれども、少し積極的に探せばその辺も分かるわけです。だから、世界文化としての映画という観点から映画を総合的に見る研究者が、それぞれ世界的に現れるべきだと思っています。私のように英語すらできない人間が、いつまでものさばっているべきではないと思います。

本格的に映画という観点から世界全体を見渡すと、今までの映画史と違う位置付けができる。もうそういう時代なんだけれども、まだ私がそれを代行しているというのはよくないと思います。

——佐藤さんの今後の課題は？

佐藤：もうそろそろ、私の批評全体の総括みたいなものをやらなきゃいけない。世界映画史という観点で、一部の国際映画祭でグランプリを取った国の作品だけを並べるんじゃなくて、具体的には、例えば、アフリカも私は何十カ国も見ていますが、ほとんど手を付けていない。でもほぼ世界中に映画があるということは、自分の目を見た。そして、ある時期は、確かにハリウッドが中心だったし、ハリウッド映画が世界中に影響を与えたけれども、その影響を頑固に拒んだ地域もある。それからまた、非常にユニークなものが世界中に点々としてある。そうすると、世界の共通の意識みたいなものを映画史には捉えられるんじゃないか。それについて厳密なものは書けるはずもないけれども、ある程度見取り図みたいなものができるんじゃないかと思っています。

そして、究極的には、世界の文化はまず映画から融合、世界の文化の融合がなきゃいかんと。

もちろん各国の映画の独自性とか、伝統とか、そういうものをみんなが自慢するのはいいけれども、実際問題として、世界の文化は融合しつつある。例えば、服装はもう洋服が世界に広がっている。インドの女性だけがそれを拒否している。

そういう拒否する部分はもちろん面白いけれども、融合する部分がある。将来世界語は多分英語になるだろうと思うし、文化の融合は相当進んでいるわけです。一つの分野、芸術分野で一番進んでいるのは映画だと思います。そして、映画を先頭にして、自分の文化を世界中に売り出した国が随分あるわけです。日本映画もそうです。世界の文化の融合のプロセスと法則とか、そういうものについて幾つか発言することができるんじゃないかと思っています。

※本稿掲載の写真は、作品パンフレット、ポスターなどから引用したものである。

研究会・シンポジウム報告

2019年7月30日（火） 夏季実態調査 事前勉強会報告

テーマ： 北陸の産業・経済・地域の現状と戦略－富山・石川を中心に

報告者： 藤沢 和弘氏（一般社団法人 北陸経済研究所調査部担当部長）

時間： 15：00～17：00

場所： 生田キャンパス 2号館 225 教室

参加者数：16名

報告内容概略：

本研究会は、社会科学研究所にて2019年9月2日～6日に予定されていた「北前船の足跡をたどる Part3－北陸：佐渡～富山石川－」実態調査の事前研究会として開催されたものである。特に、富山では2日間の調査をすることになっており、コンパクトシティ体験や富山市役所をはじめ、県内の主力企業であるYKK、能作など地場の有力な新しいことに取り組んでいる企業を訪問することが決まっており、富山県全体の現状について知りおく必要があった。そのため、今研究会の講師として、一般社団法人北陸経済研究所調査部担当部長である藤沢和弘氏にお越しいただいた。

当日の研究会では、まず、藤沢氏から富山県を含めた北陸地域の産業経済動向と産業振興政策について説明があった。その後、富山県内の産業構成とわれわれが訪れる製造業の状況について、北陸新完成開業後の県内の細かな変化や人口の移動など、さまざまな視点から実態調査に対する示唆が得られた。特に規模としては小さな存在に過ぎないが、大企業のサプライチェーンの一角をなしている企業や今後成長していくであろう小規模企業の動向についても詳しく説明をいただいた。

その後、出席者からは上記のような現状に対する富山県を含めた北陸地域での施策内容を中心とした質問が多く出され、意見交換も含めて活発な議論がなされた。

記：専修大学商学部・石川和男

2019年11月9日(土) 定例研究会報告

専修大学社会科学研究所・経営研究所・檀国大学 第11回合同研究会

テーマ：Economic Democracy in Japan and South Korea

Session 1

Presentation I “The Effect of International Trade on Income Inequality”

Presenter : CHOI, Chang-Hwan (檀国大学)

Commentator : 矢野貴之所員 (経済学部教授)

Presentation II 日本における産業民主主義の危機と再生

Presenter : 兵頭敦史所員 (経済学部教授)

Commentator : JEONG, Yoon-Se (檀国大学)

Session 2

Presentation III “The Effects of Mental Budgeting and Pain of Paying on the Financial Decision Making of Socially Excluded People”

Presenter : CHUN, Sung-Yong (檀国大学)

Commentator : 目黒良門氏 (経営学部教授)

Presentation IV 「働き方改革」における労働政策上の特徴ー ジョブレス・ウェイジレス・リカバリーと「労働生産性」の検討を通じてー

Presenter : 山縣宏寿所員 (本学経済学部准教授)

Commentator : YIM, Sang-Hyuk (檀国大学)

時間：13:00～17:50

場所：専修大学神田校舎国際会議室

参加者数：18名

報告内容概略：

第11回を数える檀国大学との合同研究会のテーマは「日本と韓国における経済デモクラシー」で、双方から2名ずつの報告を行った。CHOI報告は国際貿易ならびに海外直接投資の所得不平等に及ぼす影響を、兵頭報告は産業民主主義が世界的に困難な状況下での日韓比較を、CHUN報告は社会的に排除された人々の消費・投資選考を、山縣報告は「働き方改革」が孕む致命的な矛盾を明らかにし、襻掛けでコメントを双方から提出し、議論を深めていった。

安倍・文政権間の関係が悪化する中、着実な学術研究交流の実績をまた一歩進められることができた。

記：専修大学経済学部・宮寄晃臣

執筆紹介

高梨 健司 本研究所客員研究員

劉 文兵 大阪大学言語文化研究科専任教員、本研究所客員研究員

〈編集後記〉

2019年度のこれまでの月報は、グループ研究助成や公開研究会の成果報告となる特集号が多かったが、12月号は久々に所員個人の研究成果を報告する場となった。

高梨氏からは、繭市場に対する中林真幸氏の指摘を批判的に検討した論文をご投稿いただいた。まず、中林氏が夏秋蚕繭を除外し、春蚕繭のみを分析対象にしていたことによる矛盾を指摘し、続いて、東日本各府県の夏・秋蚕繭上繭価格、郡市別夏蚕上繭と秋蚕上繭の最高・最低価格、群馬県の各郡内諸町村別夏秋蚕繭価格の最高・最低値の動向から地域差の有無を分析なされている。そして1900年代半ばにも依然として繭価格差が存在していることを明らかにしている。

劉氏からは、佐藤忠男氏へのインタビュー記録を整理したものをご投稿いただいた。佐藤氏は中国映画などを発掘し、映画界の発展に寄与された方である。映画評論家として精力的に活動していた時期の話に止まらず、中国映画に注目することとなった原点や、中国・日本の歴史的出来事にも触れている。初の中国訪問時に鑑賞した1930年代の映画の話や、李香蘭こと山口淑子氏との交流など、佐藤氏の仕事を知る上で重要なエピソードが詰まった貴重な資料となっている。

ぜひとも多くの方にご覧いただきたい。

(N. S.)

2019年12月20日発行

〒214-8580

神奈川県川崎市多摩区東三田2丁目1番1号 電話 (044)911-1089

専修大学社会科学研究所

The Institute for Social Science, Senshu University, Tokyo/Kawasaki, Japan

(発行者) 宮 寄 晃 臣

製 作 佐藤印刷株式会社

東京都渋谷区神宮前2-10-2 電話 (03)3404-2561
